

令和7年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和8(2026)年3月



目 次

| | |
|----------------------------------|-----|
| I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 | 1 |
| II. 沿革と現況 | 2 |
| III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価 | 5 |
| 基準 1. 使命・目的等 | 5 |
| 基準 2. 内部質保証 | 9 |
| 基準 3. 学生 | 15 |
| 基準 4. 教育課程 | 37 |
| 基準 5. 教員・職員 | 60 |
| 基準 6. 経営・管理と財務 | 77 |
| IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価 | 88 |
| 基準 A. 地域貢献 | 88 |
| 基準 B. 自校教育 | 94 |
| V. 特記事項 | 96 |
| VI. 法令等の遵守状況一覧 | 97 |
| VII. エビデンス集一覧 | 122 |
| エビデンス集（データ編）一覧 | 122 |
| エビデンス集（資料編）一覧 | 122 |

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

純真学園大学（以下「本学」という。）は、学校法人純真学園によって平成 23(2011)年に設置された大学である。

本学の設置母体である学校法人純真学園（以下「本学園」という。）の歴史は、学園祖・福田昌子によって「学校法人純真女子学園」が設立された昭和 31(1956)年 2 月に始まる。その際、福田昌子は女性の人間的尊厳の確立と社会的地位の向上を目指し、高度な学識と人間的教養を身につけ、豊かな知性を持ち、奉仕の精神を身につけた気品ある女性として、また純真な心を持って社会に貢献することのできる、新しい時代を担うに相応しい女性を育成することを掲げ、学園訓を「気品・知性・奉仕」と定めるとともに、学園の名称に「純真」の文字を取り入れた。

その理念は現在に至るまで継承され、本学は「気品・知性・奉仕」を建学の精神として掲げ、現代医療の高度化に対応できる能力と豊かな人間性を兼ね備えた医療人の育成を使命としている。医療系 4 学科を九州地区で初めて同時設置したことに加え、独立行政法人国立病院機構九州医療センターとの連携により、先端医療を学ぶ環境やチーム医療を実践的に学ぶ機会を提供してきた。

さらに、令和 7(2025)年 4 月には、診療看護師（NP）コースの大学院教育を開始するにあたり、九州医療センター敷地内に位置する百道浜キャンパスを再度活用することとなった。これにより、本学は高度実践看護師の養成を通じて、地域医療の質向上に一層寄与する体制を整えた。百道浜キャンパスは、先端医療機関との近接性を活かし、臨床現場に即した教育を展開する場として、本学の特色をさらに強化するものである。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 昭和 31(1956). 2. 1 福田昌子、学園用地その他私財を寄付し、学校法人純真女子学園を設立
 4. 1 純真女子高等学校 開校
- 昭和 32(1957). 3.15 法人名を「学校法人福田学園」に名称変更
 4. 1 純真女子短期大学 開学
- 昭和 40(1965). 4. 1 純真女子高等学校に衛生看護科を開設
- 昭和 41(1966). 4. 1 福田学園中学校 開校
 純真女子高等学校を男女共学化
 純真女子短期大学附属じゅんしん幼稚園 開園
- 昭和 42(1967). 4. 1 東亜共立大学 開学
 7. 4 東亜共立大学を「東和大学」に名称変更
- 昭和 43(1968). 7. 4 純真女子高等学校を「東和大学附属高等学校」に名称変更
 福田学園中学校を「東和大学附属中学校」に名称変更
- 昭和 48(1973). 4. 4 東和大学附属高等学校を「東和大学附属東和高等学校」に名称変更
- 昭和 54(1979). 4. 1 東和大学附属昌平高等学校 開校
- 昭和 58(1983). 4. 1 埼玉純真女子短期大学 開学
- 平成 13(2001). 11.20 純真女子短期大学附属じゅんしん幼稚園を廃止
- 平成 14(2002). 4. 1 東和大学附属東和高等学校 衛生看護科を「看護科」に名称変更、看護専攻科を設置
- 平成 19(2007). 4. 1 法人名を「学校法人純真学園」に名称変更
 純真女子短期大学を男女共学化、「純真短期大学」に名称変更
 埼玉純真女子短期大学を「埼玉純真短期大学」に名称変更
 東和大学附属東和高等学校を「純真高等学校」に名称変更
 東和大学附属中学校を「純真中学校」に名称変更
 東和大学附属昌平高等学校を学校法人昌平学園へ移管
- 平成 23(2011). 4. 1 純真学園大学 開学 (1 学部 4 学科、入学定員 240 人)**
 10.17 東和大学を廃止
- 平成 24(2012). 3.30 純真中学校を廃止
 4. 1 純真保育園 開園
- 平成 26(2014). 3.27 純真学園大学と独立行政法人国立病院機構九州医療センターが連携協定を締結
- 平成 28(2016). 3.31 純真保育園を社会福祉法人晶（きよら）へ事業譲渡
- 平成 29(2017). 3. 7 純真学園大学が公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で「適合」の認定を受ける（第 2 クール）
- 平成 30(2018). 4. 1 純真学園大学大学院保健医療学研究科（修士課程）を開設（2 専攻、入学定員 12 人）
 純真学園大学保健医療学部の入学定員を変更（240 人→295 人）
 独立行政法人国立病院機構九州医療センター敷地内（福岡市中央区

- 地行浜)に「百道浜キャンパス」を開設し、大学院教育を筑紫丘キャンパスと百道浜キャンパスの2か所で実施
- 令和4(2022) 3.31 百道浜キャンパスを閉鎖し、大学院教育を筑紫丘キャンパスに集約
- 令和6(2024) 2.22 純真学園大学大学院保健医療学研究科看護学専攻が、厚生労働省より保健師助産師看護師法第37条の2第2項第5号に基づき、特定行為研修指定研修機関として指定を受ける(指定研修機関番号2440023、特定行為区分19区分)
- 令和6(2024) 3.15 純真学園大学が公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で「適合」の認定を受ける(第3クール)
- 令和7(2025) 4.1 純真学園大学大学院保健医療学研究科看護学専攻の入学定員を変更(6人→18人)
- 独立行政法人国立病院機構九州医療センター敷地内(福岡市中央区地行浜)に「百道浜キャンパス」を開設し、診療看護師(NP)コースの大学院教育を行う

2. 本学の現況

- ・ 大学名 純真学園大学
- ・ 所在地 福岡県福岡市南区筑紫丘1-1-1(筑紫丘キャンパス)
福岡県福岡市中央区地行浜1-8-1(百道浜キャンパス)
- ・ 学部等の構成

| 学部名 | 学科名 | |
|--------------------|------------------------------------|---|
| 保健医療学部 | 看護学科 放射線技術科学科 検査科学科 医療工学科 | |
| 研究科名 | 専攻名 | 分野名 |
| 保健医療学研究科 (修士課程) | 看護学専攻 | 【看護学研究コース】 看護の基盤分野 臨床実践看護分野 生活支援看護分野 【診療看護師(NP)コース】 高度実践看護分野 |
| | 保健衛生学専攻 | 放射線技術学分野 臨床検査学分野 臨床医工学分野 |

・ 学生数、教員数、職員数

(1) 学生数 (令和7年5月1日現在)

純真学園大学

| 学部 | 学科 | 入学定員 | 収容定員 | 1年次 | 2年次 | 3年次 | 4年次 | 合計 |
|---------|----------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 保健医療学部 | 看護学科 | 100 | 400 | 92 | 68 | 91 | 81 | 332 |
| | 放射線技術科学科 | 80 | 320 | 103 | 89 | 85 | 96 | 373 |
| | 検査科学科 | 75 | 300 | 89 | 70 | 67 | 84 | 310 |
| | 医療工学科 | 40 | 160 | 25 | 27 | 40 | 37 | 129 |
| 保健医療学部計 | | 295 | 1,180 | 309 | 254 | 283 | 298 | 1,144 |
| 合計 | | 295 | 1,180 | 309 | 254 | 283 | 298 | 1,144 |

純真学園大学大学院

| 研究科名 | 専攻名 | 入学定員 | 収容定員 | 1年次 | 2年次 | 合計 |
|-----------|---------|------|------|-----|-----|----|
| 保健医療学研究科 | 看護学専攻 | 18 | 36 | 15 | 2 | 17 |
| | 保健衛生学専攻 | 6 | 12 | 3 | 3 | 6 |
| 保健医療学研究科計 | | 24 | 48 | 18 | 5 | 23 |
| 合計 | | 24 | 48 | 18 | 5 | 23 |

(2) 教員数 (令和7年5月1日現在)

| 学部 | 学科 | 専任教員 | | | | | 助手 | 兼任(非常勤)教員 |
|-----------------|----------|------|-----|----|----|----|----|-----------|
| | | 教授 | 准教授 | 講師 | 助教 | 合計 | | |
| 保健医療学部 | 看護学科 | 13 | 6 | 8 | 12 | 39 | 0 | 103 |
| | 放射線技術科学科 | 6 | 3 | 6 | 1 | 16 | 0 | |
| | 検査科学科 | 6 | 4 | 4 | 1 | 15 | 0 | |
| | 医療工学科 | 6 | 4 | 2 | 0 | 12 | 2 | |
| 保健医療学部計 | | 31 | 17 | 20 | 14 | 82 | 2 | 103 |
| うち、大学院を兼担する専任教員 | | 27 | 17 | 20 | 0 | 64 | — | — |

(3) 職員数 (令和7年5月1日現在)

※法人事務局職員を含む。

| 正職員 | 嘱託 | パート・アルバイト | 派遣 | 合計 |
|-----|----|-----------|----|----|
| 46 | 1 | 10 | 0 | 57 |

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

本学園の学園訓（及び本学の建学の精神）については、純真学園本館前に「気品・知性・奉仕」の石碑を設置し、教職員、学生、来訪者に広く周知している。また、純真学園本館 1 階に額を掲げているほか、学園訓（及び本学の建学の精神）の解釈を併記した額を学内の建物の入り口や学生ホール等の主だった場所に掲げている。加えて学生便覧や大学案内にも建学の精神やその解釈を掲載することで周知を図っている。

全学科 1 年次の共通科目（必修）として開講している「純真学Ⅰ」では、学長が自ら科目責任者として講義を行っており、「建学の精神を説明できること」を到達目標に含めている【1-1-a 「純真学Ⅰ」シラバス】。

また、大学及び大学院の目的や学部・研究科などの教育研究上の目的についても、学生便覧及びホームページに掲載し、情報公開を行っている。

1-1-② 中長期的な計画への反映

令和 2(2020)年度に開学 10 周年を迎え、大学院も完成年度を迎えたことで、次の 10 年への方向性として、建学の精神を踏まえた人材育成を目指し、「High Quality Education（質の高い教育）」「High Career（高い就職実績）」「High Reliability（高い信頼性）」、そしてこれら 3 要素が融合した「High Brand（高いブランド力）」の確立を中期計画に定め、各部門において達成に向けた取組みを進めている【1-1-b 純真学園大学 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度）】。この中期計画は本学の学内情報共有サイトに公開しており、教職員へ周知している【1-1-c 純真学園情報共有サイト（V-Air）> キャビネット（中期計画掲載場所）】。

開学以来、本学及び学部・学科・研究科が掲げる教育研究上の目的に大きな変更はないものの、目的を達成するための取組みについては、時代の変化や各種法令の変更等に対応するため、中期計画あるいは事業計画において適宜見直しを行っている。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学では、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）【資料 F-14】について、建学の精神及び本学・学部・大学院の使命・目的を踏まえて策定している。また保健医療学部の各学科においては、関連法令改正に対応した第3次カリキュラム編成に合わせて三つのポリシーを見直し、令和4(2022)年度入学生より適用している。

三つのポリシーは、ホームページや学生募集要項【資料 F-4】、学生便覧【資料 F-5 pp.43-51、pp.121-127】等に掲載し、在学生・教職員・受験生・社会一般に広く周知している。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、学則第1条に掲げる本学の目的達成に向けて、1学部4学科（保健医療学部看護学科、放射線技術科学科、検査科学科、医療工学科）を設置している。それぞれの学科においては、医療職の養成を通じて専門性を深く追求する一方、前述のように学部全体の取組みとして、学科の垣根を越えて『純真学』や『チーム医療』に関する科目を共通科目として学ぶことで、複眼的な視点の涵養を図っている。このことは、医療現場で求められる広い視野と人間理解を養う上で有益であり、「教養豊かにして学識高き人材を養成する」という本学の目的に資するものである。

また、大学院（修士課程）では1研究科2専攻（保健医療学研究科看護学専攻、保健衛生学専攻）を設置している。それぞれの専攻においては、本学保健医療学部での専門教育及びチーム医療という全人的医療教育を基盤とし、地域医療が抱える様々な保健医療福祉上の課題を多職種連携の視点から共有し、看護学、放射線技術学、臨床検査学、臨床医工学における課題を学び、研究を通じて専門性を深め、地域医療の中核を担う人材の育成を目指している。このことは、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、また高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与する」という本学の目的に資するものである。

本学の教育研究組織は、法令を遵守し、本学の教育研究上の目的達成に向けて適切な人数を配置しており、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って適切な教育を行っている。

以上のように、本学の教育研究組織は本学の使命・目的及び教育目的に沿った形で設置・運営されており、整合性を確保している。

1-1-⑤ 変化への対応

本学は、時代の変化や各種関係法令の変更等に対応するため、中期計画や事業計画を通じて各種取組みを行っている。

平成27(2015)年4月に診療放射線技師及び臨床検査技師養成に関する法令が改正され、平成28(2016)年度に第2次カリキュラムを導入した。また、令和3(2021)年4月には看護師、診療放射線技師の養成に関する指定規則及び臨床検査技師の承認科目が改正されたことを踏まえ、令和4(2022)年度から第3次カリキュラムを導入している。臨床工学技士については、令和4年(2022)年度に承認科目が改正され、令和5(2023)年度から第3次カリキュラムを導入している。

さらに、平成 30(2018)年 4 月に開設された純真学園大学大学院保健医療学研究科では、年々高度化・複雑化する医療に対応できる人材を輩出しているが、令和 7(2025)年 4 月には看護学専攻に診療看護師（NP）コース高度実践看護分野を新設した。

こうした対応を通じて、法令遵守を図るとともに、18 歳人口の減少や医療分野の教育研究環境の変化など、本学を取り巻く社会環境の変化に対応する体制を整備している。

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

本学では、建学の精神や教育目的の周知、カリキュラムの整合性確保、特色ある教育プログラムの実施を通じて、着実な成果を上げている。

1. 建学の精神の周知と浸透 ホームページや大学案内等を通じた周知により、開学から 13 年を経て、本学の教育目的が医療機関に広く認知されている。
2. 学科横断的な教育と「チーム医療」の推進 4 学科共通科目として『純真学』や『チーム医療』を開講し、複眼的な視点と広い視野を養う教育を実施している。
3. 法令改正への迅速な対応とカリキュラム更新 令和 3 年の法令改正を受け、令和 4 年度から第 3 次カリキュラムを導入。臨床工学技士は令和 5 年度に導入。これに伴い三つのポリシーも見直し、令和 4 年度入学生から適用している。
4. 高度な専門職育成の体制整備 大学院において地域医療の課題に対応できる人材育成を推進。令和 7 年度には看護学専攻に診療看護師（NP）コース高度実践看護分野を新設。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、使命・目的及び教育目的の周知や中期計画の策定、三つのポリシーの見直し、教育研究組織の整合性確保、法令改正への対応などを進めてきたが、自己点検・評価を通じて以下の課題が明らかになった。

1. 学内での使命・目的の浸透は概ね達成されているものの、学外への発信力強化が必要である。
2. 中期計画の進捗管理において、PDCA サイクルの明確化と進捗状況の共有体制が不十分である。
3. 三つのポリシーは改訂済みだが、学生・教職員への理解促進と運用の実効性向上が課題である。
4. 教育研究組織の整合性は確保されているが、学科間連携の強化と実践的な協働教育の仕組みが不足している。
5. 法令改正には迅速に対応しているものの、将来の医療ニーズ変化に対応する柔軟なカリキュラム設計が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

本学では、使命・目的及び教育目的の周知、中期計画の策定、三つのポリシーの見直し、教育研究組織の整合性確保、法令改正への対応を進めてきたが、自己点検・評価や外部評価を通じて以下の課題が明らかになり、改善に向けた取り組みを実施している

1. 使命・目的の周知強化

改善状況：学内では「純真学Ⅰ」や掲示物、学生便覧等を通じて浸透を図っている。
今後の取り組み：学外への発信力強化のため、大学案内やWebサイトのリニューアル、SNS活用による広報を推進。

2. 中期計画の進捗管理とPDCA強化

改善状況：教学マネジメント委員会で教育の質に関する指標を用いた点検・評価を実施。
今後の取り組み：中期計画の進捗状況を定期的に共有し、PDCAサイクルを明確化する仕組みを構築。

3. 三つのポリシーの理解促進

改善状況：第3次カリキュラム導入に伴い、三つのポリシーを改訂し令和4年度入学生から適用。
今後の取り組み：学生・教職員向け説明会やFD・SD研修を通じてポリシーの理解と運用の実効性を高める。

4. 学科間連携とチーム医療教育の強化

改善状況：「総合チーム医療」の運営をIPE専門部会に移管し、シミュレーション教育を改善。
今後の取り組み：学科横断型プロジェクト学習やIPEプログラムの拡充により、協働教育の実効性を高める。

5. 法令改正対応とカリキュラム柔軟化

改善状況：令和4年度から第3次カリキュラムを導入し、臨床工学技士は令和5年度に対応済み。
今後の取り組み：医療ニーズの変化に対応する選択科目の拡充、ICT活用による教育方法の改善を進める。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では開学時より学内に自己点検・評価委員会及び学部運営会議を置き、これらを内部質保証のための委員会組織として位置づけていた。また令和 5(2023)年度からは新たに「内部質保証の方針」【2-1-1】を施行し、この方針に基づく内部質保証体制の確立を進めている。この方針においては、内部質保証の向上を目的として3つのレベルで実施体制の構築を進めている【2-1-2 純真学園大学内部質保証推進体制図】。

① 教員レベルでの内部質保証

学生に最も近い立場にある教員の質保証は、令和 6(2024)年度から本格的に導入した教員評価制度を通して行うこととしている。「教育」、「研究」、「地域貢献・国際交流」、「管理運営」といった評価項目について規程に則り評価を行い、そのフィードバックを通じて教員の次年度への改善につなげることを目的としている。

② 学部学科レベル（プログラムレベル）での内部質保証

学部・学科・研究科レベル（プログラムレベル）においては、ディプロマ・ポリシーを達成すべくアセスメント・ポリシーに基づき可視化された学生の学修成果のデータに加え、これまで各学科・委員会で収集してきたデータを継続的に集約・分析し、課題を抽出する。抽出された教育的課題については、学部運営会議を通じて各学科・委員会にフィードバックし、随時改善を図るとともに、重要な事項については教学マネジメント委員会で審議する。重要な改善事項を教職員に周知する必要がある場合には、FD・SD 研修会において研修という形で共有を図る。こうした一連の取り組みについては、データの収集・分析を IR 委員会、年度の自己点検・評価項目を自己点検・評価委員会、学部運営会議等での審議を教学マネジメント委員会が担い、機関レベルでの内部質保証につなげている。

③ 機関レベルでの内部質保証

機関レベルでは、教学マネジメント委員会・IR 委員会・自己点検評価委員会等からの情報をもとに、内部質保証協議会を起点として PDCA サイクルを展開する。ここでの改善事項は教学マネジメント委員会を通じてプログラムレベルでの改善につなげ、再度プログラムレベルでの PDCA サイクルを通じて機関レベルでの内部質保証体制に還元する。機関レベルでの内部質保証が有効に機能しているかどうかは内部質保証チームがチェックし、柔軟に対応する。こうしたプロセスを通じて中長期的な課題を抽

出し、中長期計画策定へとつなげることで、教員レベルから機関レベルまでの内部質保証を行う。

また、これらの取り組みは理事会においても審議し、ガバナンス・コードの遵守に努めた運営になっているかについての自己改善を図る仕組みを構築する。

一方、後述するように令和 5 (2023)年度に受審した大学機能別認証評価 (実地検査) において、内部質保証体制についてはさらなる改善が求められており、早期の実装に向けて方針の明文化と新しい組織図を作成し、令和 7 年度からの実施に向けて準備を進めている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、学則第2条【資料F-3】において「教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と明記しており、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことを規定している。

この規定に基づき、自己点検・評価委員会は、年度ごとに自己点検・評価報告書を取りまとめている。自己点検・評価活動にあたり、具体的な基準として公益財団法人日本高等教育評価機構(JIHEE)が定める 6 基準 (① 使命・目的、② 内部質保証、③ 学生、④ 教育課程、⑤ 教員・職員、⑥ 経営・管理と財務) 並びに大学独自基準 (「地域貢献」及び「自校教育」) を採用している。この基準に基づき、学部、学科、研究科、委員会、事務部門等、学内の各組織における各年度の活動内容の取りまとめ、根拠資料を整備している。このように、自己点検・評価活動は本学の全学的な取り組みとして位置付けられており、その成果は各部局の戦略策定や展開に活用されている。

また、法人全体として毎年度『事業計画』【資料F-7】及び『事業報告書』【資料F-8】を作成し、自己点検・評価を実施している。その中で本学としても中期計画【2-2-a 純真学園大学 5ヶ年計画 (令和2~6年度)】に基づき、年度単位で取り組む各種事業について自己点検・評価を行っている。作成した自己点検評価書は、本学ホームページ上に掲載し、学外にも広く情報公開している【2-2-b 本学ホームページ>情報公開>15.純真学園大学自己点検評価書】。また、事業報告書や財務指標等についても同様にホームページで公開している【2-2-c 本学ホームページ>情報公開>12.財務情報】。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、教育、研究、学生支援、経営等に関するデータ及び情報を管理・分析し、内

部質保証、計画立案、意思決定を支援することを目的として「IR室」を設置している。

IR室の業務内容は「純真学園大学 IR室規程」【2-2-d】に定められており、情報公開や認証評価への対応、入学者や休学者・退学者に関する調査など、教育活動に関する幅広いデータの収集を日常的に行っている。

IR室は、本学が運用している教務システムの閲覧権限を有しており、成績データや学籍異動に関するデータを直接参照できるほか、入試、学生支援、進路に関するデータについても、関係部署から提供を受けて分析を行っている。

また、Web アンケートシステム「E2Servey」を活用し、入学時の状況、在学中の学修状況や学修成果、卒業時の満足度に関するアンケートを実施しており、集計と簡易分析はWeb アンケートシステムにより行われ、より詳細な分析はIR室職員が担当し、関係部署へのフィードバックを行っている。

2-3. 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、大学の内部質保証および計画立案・意思決定を支援するため、IR室が教育活動に関する幅広いデータの収集・分析を担っている。学生の意見や要望を把握するため、IR室はWeb アンケートシステム「E2Servey」を活用し、入学時の状況、在学中の学修状況や学修成果、卒業時の満足度などに関する調査を継続的に実施している。これらのアンケート結果はシステム上で集計・簡易分析が行われ、さらに詳細な分析はIR室職員によって実施され、その結果は関係部署にフィードバックされることで、教育改善や学生支援に活用されている。このように、本学ではIR室を中心にアンケートシステムを効果的に運用し、学生の満足度や学修状況に関するデータを収集・分析し、その結果を関係部署に還元する体制を構築している。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、卒業生、企業、地域社会などの学外関係者からの意見や要望を把握し、教育改善や計画立案に活用する体制を整えている。具体的には、卒業生や企業を対象としたアンケート調査や、地域連携事業における協議会【2-3-a 地域貢献連絡協議会資料】を通じて意見を収集している。収集した情報はIR室や関係部署で分析し、教育課程の改善や地域貢献活動の企画に反映している。また、本学では自主的・自律的な自己点検・評価を実施するにあたり、公益財団法人日本高等教育評価機構（JIHEE）の基準に加え、大学独

自基準として「地域貢献」を採用している。この基準に基づく活動を通じて、地域社会との連携を強化し、学外関係者の意見を教育活動に活かしている。さらに、自己点検・評価報告書や事業報告書、財務指標等は大学ウェブサイトで公開し、学外関係者に対して情報提供を行っている。これにより、透明性を確保するとともに、学外からの意見を受け入れる仕組みを維持している。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、建学の精神に基づく教育目的と社会的使命を達成するため、三つのポリシーを起点とした教育改善を目的として、自己点検・評価活動を毎年実施し、その結果を次年度の活動に反映する PDCA サイクルを確立・運用している。また、5年ごとに中期計画を策定しており、現在は令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度までの 5 か年計画に基づき、全学的な方針を推進している【2-3-b 純真学園大学 5ヶ年計画（令和 2～6 年度）】。この中期計画に沿って、各学科および各委員会は年度開始時に教育、研究、地域貢献などの観点から目標を設定し、学部運営会議 I・II 合同会議で共有する。年度末には同会議で目標達成度を報告・総括し、次年度の改善方針に反映させるとともに、中期計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行っている【2-3-c 令和 6 年度 各学科・各委員会目標（達成度）】。これにより、大学全体と学部・学科レベルの PDCA サイクルが有機的に連動し、教育の質保証と継続的な改善を実現している。

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

本学では、内部質保証体制および自己点検・評価活動において、教育の質保証と改善に寄与する特徴的な取り組みを構築している。

1. 独自基準の採用

公益財団法人日本高等教育評価機構（JIHEE）の 6 基準に加え、大学独自の基準として「地域貢献」と「自校教育」を採用している。これらの基準に基づき、学内各組織の活動内容を整理し、根拠資料を整備することで、各部局の戦略策定や展開に活用している。

2. IR 体制の強化

IR 室を設置し、内部質保証や計画立案、意思決定を支援するため、教育活動に関する幅広いデータの収集・分析体制を確立している。教務システムや関係部署からのデータ提供に加え、Web アンケートシステム「E2Servey」を活用し、入学時、在学中、卒業時の学生調査を実施している。アンケート結果はシステム上で集計・簡易分析され、詳細な分析は IR 室が行い、関係部署へフィードバックすることで教育改善に活かしている。

3. 多層的な PDCA サイクルの構築

中期計画（5 か年計画）と連動した PDCA サイクルを構築し、教育改善を推進している。各学科・委員会は年度開始時に教育、研究、地域貢献などの観点から目標を設定し、学部運営会議で共有する。年度末には目標達成度を報告・総括し、次年度の改善方

針や中期計画の見直しに反映している。また、令和5（2023）年度からは教員レベル、学部学科レベル、機関レベルの3層構造による内部質保証体制を確立し、令和6（2024）年度から本格運用を開始している。

4. 情報公開による透明性の確保

自己点検・評価報告書や法人事業報告書、財務指標等を大学ホームページで公開し、学外への情報提供を通じて透明性を確保している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、外部評価と自己点検・評価の両面から内部質保証に関する課題を抽出し、改善に向けた取り組みを進めている。

1. 外部評価における指摘事項

令和5（2023）年度に受審した大学機能別認証評価では「適合」の判定を受けたものの、内部質保証に関する基準で改善報告書の提出が求められた。指摘事項に対する改善報告書は令和8（2026）年7月末までに提出することが義務付けられており、PDCAサイクルのさらなる強化と実効性の確保が課題となっている。

2. 自己点検・評価により把握された課題

IR活動や各種評価の結果、内部質保証の運用に関して以下の課題が明らかになっている。

① PDCAサイクルの実効性

学部・学科レベルでの目標設定や達成度評価は実施されているが、改善策の具体化や次年度への反映において、より体系的な仕組みの強化が必要である。

② データ活用の高度化

IR室によるデータ収集・分析は進んでいるものの、分析結果の活用範囲やスピードに課題があり、教育改善に直結するフィードバック体制のさらなる充実が求められる。

③ 内部質保証の3層構造の定着

令和5（2023）年度に導入した教員レベル、学部学科レベル、機関レベルの3層構造による内部質保証体制は令和6（2024）年度から本格運用を開始したが、各層の役割分担や連携の強化が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

本学では、外部評価での指摘と自己点検・評価の結果を踏まえ、内部質保証体制の強化に向けた改善を進めている。令和5（2023）年度に導入した教員レベル、学部学科レベル、機関レベルの3層構造による新しい内部質保証体制は、令和6（2024）年度から本格運用を開始しており、PDCAサイクルの実効性を高めるための取り組みを継続している。

1. 内部質保証体制の改善状況と今後の取り組み

外部評価で指摘された事項に対応するため、令和7年度に向けて体制の修正を進めており、令和8（2026）年7月末までに改善報告書を提出する予定である。今後は、運用状況の検証を踏まえ、各層の役割分担や連携を強化し、十分な機能性・実効性を有する内部質保証体制の構築を目指す。

2. 教員レベルでの改善

令和6(2024)年度から教員評価制度を本格導入し、教育・研究・学務・地域貢献の各項目について評価を行い、その結果をフィードバックして次年度の改善につなげる仕組みを整備している。

3. PDCA サイクルの連動強化

自己点検・評価の結果と中期計画に基づくPDCAサイクルを連動させ、年度開始時の目標設定と年度末の達成度評価を学部運営会議で共有し、次年度の改善方針や中期計画の見直しに反映している。

4. IR 活動による改善支援

IR室は引き続き、アンケート調査や学内データの収集・分析を行い、教育改善に資する情報を関係部署へフィードバックする体制を強化する。学部学科レベルではIR委員会を通じて課題を抽出し、FD・SD研修会で教職員に共有することで改善を促進している。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学保健医療学部の4学科では、建学の精神及び教育目的に沿った入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定している。アドミッション・ポリシーの内容は、学生募集要項【資料 F-4】に明記し、志願者に提示するとともに、ホームページへの掲載、進学ガイダンス、オープンキャンパス、高校訪問等を通じて公表し、広く周知している。同様に、大学院修士課程の全専攻においても、建学の精神及び教育目的に沿ったアドミッション・ポリシーを策定し、大学院学生募集要項【資料 F-4】に明記して志願者に提示している。また、本学4年次生には進学ガイダンスで説明し、学外実習先病院の職員にも訪問時に説明を行っている。さらに、ホームページへの掲載に加え、本学卒業生や九州圏内の専門学校に対して、募集要項やリーフレットの郵送・案内等を実施するなど、明示・公表を徹底する体制を整えている。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

保健医療学部における入学者受入れの実施に際しては、アドミッション・ポリシーに加え、出願資格、授業料、その他大学が徴収する費用に関する基本情報を学生募集要項などの印刷物およびホームページを通じて公表している。また、オープンキャンパスでは各学科の教育の特徴や教育課程について説明会を実施するとともに、各学科においては職業紹介や過去の実績に加え、模擬授業形式で教育内容の一部を紹介している。さらに希望者には個別面談を実施し、教育課程や学びの特徴について詳細な説明を行っている。加えて、年度初めには高校の進路指導担当者や進学塾の講師を本学に招き、本学の特徴と入試制度について説明会を開催している【3-1-a 純真学園大学説明会のご案内】。

入学資格については、学則に基づいた出願資格を学生募集要項に明記している。また、入学者選抜については、アドミッション・ポリシーおよび文部科学省通知「大学入学者選抜実施要項」に基づき、多面的・総合的な評価・判定を実施している。

大学院修士課程における入学者受入れの実施についても、アドミッション・ポリシーおよび大学院入学者選抜実施要項（平成20年5月29日20文科高第168号文部科学省高等教育局長通知）に沿って、出願資格審査、筆記試験、口述試験の結果を数値化したうえで総合的に評価し、選考している。また、看護学専攻においては、新たに診療看護師（NP）コース（定員12名）を開設し、より高度な専門職業人の育成に向けて取り組んでいる。診療看護師（NP）コース開設に伴い、従来の看護学専攻を看護学専攻看護学研究コースと看護学専攻診療看護師（NP）コースに再編した。

(a) 学生募集方法の工夫

学部における学生募集方法については、従来の学校推薦型選抜、一般選抜(一期、二期)、大学入学共通テスト利用選抜 (I期、II期)、および社会人選抜に加え、新たに総合型選抜を導入した。各入試区分の試験科目の詳細は学生募集要項に示しているとおりでである。各入試区分の募集人員を表 3-1 に示す。

総合型選抜においては、募集人員を全体の約 1 割として、学校推薦型選抜の募集人員を全体の 4 割、一般選抜の募集人員を一期と二期合わせて全体の約 5 割、大学入学共通テスト利用選抜の募集人員を I 期と II 期合わせて約 1 割としている。

大学院修士課程における学生募集方法については、一般選抜 (一期、二期) の 2 つに区分している。いずれの区分においても出願資格は看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士のいずれかの免許を有している (または取得見込みである) 者であることを学生募集要項に明記するとともに、大学案内やホームページに掲載して周知している。募集人員は看護学専攻で 18 人、保健衛生学専攻においては放射線技術学、臨床検査学、臨床医工学の各分野を合わせて 6 人、両専攻合計で 24 人としている。

表 3-1 2025 年度入試における入学試験区分と学科の募集人数

| 学 科 | 入学定員 (人) | 募集人員 (人) | | | | | | |
|----------|----------|----------|---------|------|-----|---------------|------|-------|
| | | 総合型選抜 | 学校推薦型選抜 | 一般選抜 | | 大学入学共通テスト利用選抜 | | 社会人選抜 |
| | | | | 一期 | 二期 | I 期 | II 期 | |
| 看護学科 | 100 | 8 | 40 | 47 | 若干名 | 5 | 若干名 | 若干名 |
| 放射線技術科学科 | 80 | 7 | 32 | 36 | 若干名 | 5 | 若干名 | 若干名 |
| 検査科学科 | 75 | 5 | 30 | 36 | 若干名 | 4 | 若干名 | 若干名 |
| 医療工学科 | 40 | 4 | 16 | 18 | 若干名 | 2 | 若干名 | 若干名 |

また、障がいのある受験生に対しては、出願時に申し出があった場合、その障がいに応じた配慮を実施している【資料 F-4】。過去の事例としては、発達障がいのある学生に対して試験問題の文字を大きくする対応や、聴覚障がいのある学生に座席の調整を行うなどの対応を実施した。令和 7(2025)年度入試全体では 2 件の対応を行った。

(b) 入試区分ごとの選抜方法の特徴 (学部)

入試区分それぞれの目的に応じた方法で選抜を実施しているが、大学入学共通テスト利用選抜を除き、他の入試区分では全学科共通の筆記試験を課し、志願者の学力を把握している。

入試区分ごとの選抜方法の特徴は以下のとおりである。

<総合型選抜>

早期化する学生募集活動への対応および学修意欲の高い入学生確保のため、令和 7(2025)年度入試より新たに総合型選抜を設けた。総合型選抜では、小論文と個人面接を含

むプレゼンテーション試験を課している。プレゼンテーションでは、事前に与えたテーマ「高校時代の体験を大学でどのように活かすか」に基づき、発表資料を事前に作成・提出させ、当日に発表を行わせている。筆記試験では、論理的思考力を評価するために小論文を課している。

＜学校推薦型選抜＞

学校推薦型選抜では、高等学校と大学との信頼関係に基づいた学校長の推薦により受け入れる指定校推薦および公募推薦を実施している。アドミッション・ポリシーに基づき、本学での学修意欲と高い基礎学力を有する学生を受け入れるため、指定校制と公募制の別を問わず筆記試験を課すとともに、面接試験および調査書を合わせて総合的に合否を判定している。筆記試験では、論理的思考力を評価するために小論文を課している。

＜一般選抜＞

一般選抜は併願可とし、一期、二期ともに指定した教科・科目の合計得点により合否を判定している。一期においては、本学会場に加えて長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、山口に試験会場を設置し、地方志願者の利便性に配慮している。なお、二期においては、本学会場のみで試験を実施している。

＜大学入学共通テスト利用選抜＞

大学入学共通テスト利用選抜は、基礎学力を備えた志願者を広く募集することを目的としている。Ⅰ期、Ⅱ期ともに本学独自の試験は課さず、指定した教科・科目の合計得点により合否を判定している。

＜社会人選抜＞

社会人選抜は、社会人経験を有する学生を受け入れることを目的として実施しており、小論文と面接試験によって合否を判定している。

(c) 入試区分ごとの選抜方法の特徴（大学院修士課程）

大学院修士課程の入学選抜にあたっては、出願前に志望する専門領域の教員と、研究計画や出願資格、実務経験等について事前相談の機会を設けている。また、受験者には入学願書に志望理由書・研究計画書等を添付させており、これらの出願書類を基に筆記試験および口述試験によって総合的に判断している。大学院修士課程における選抜方法の特徴は以下のとおりである。

＜看護学専攻看護学研究コース・保健衛生学専攻＞

筆記試験（英語、小論文）、及び口述試験(面接を含む口頭試問)により実施している。

＜看護学専攻診療看護師（NP）コース＞

筆記試験（小論文）、及び口述試験(面接を含む口頭試問)により実施している。

(d) 入学選抜実施体制

入学選抜に関する事項については、学部及び大学院それぞれの「入学選抜規程」【3-1-b、3-1-c】に基づき、入試委員会が審議・連絡調整を行っており【3-1-3 入試委員会規程第4条】、入試委員会は入試区分に応じて学力試験監督要領、面接試験要領等の実施要領を作成している。また、受験生の合否判定については、学部及び大学院それぞれの「入試判定会規程」【3-1-d、3-1-e】に基づき、学長が召集する入試判定会にて審議している。

入学者選抜は、学長を中心に教職員が連携し、全学的な体制で公正かつ適切に実施している。学部・大学院修士課程ともに、入学者選抜試験の実施前に、入試業務を担当する教職員向けの事前申し合せ会議を開催し、入試委員会が注意事項や実施要領等について説明を行っている。さらに、学長を本部長とする入試本部を設置し、入試状況の集中管理と統一した対応を図る体制を整え、試験当日には全教職員が一堂に会する朝礼を実施し、学長より注意事項の再確認を行っている。

学生センター入試広報係では、入学者選抜における出願から入学手続きまでの各業務のほか、志願者からの相談を常時受け付けている。特に身体の機能に障がいのある志願者から出願があった場合は、事前の打ち合わせを踏まえて受験環境を整えるなど、適切な試験を実施している。

学部の入学試験問題は、入試部長が選定し、学長が承認した専門業者が作成している。一方で、採点は学内で実施している。

大学院修士課程の入学試験問題は、学長が委嘱した本学の教員が各専門分野に応じて作問している。また、採点についても、学長が委嘱した各専門分野の教員が、作問者の解答例及びキーワードに従って実施している。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

私立大学として安定的経営を図るとともに、大学としての社会的責務を果たすために入学定員を設定しており、これを充足すべく、できる限り正確に歩留まり率の予測を行った上で、合格判定を行っている。

各学科・各専攻における入学定員充足率及び収容定員充足率については表 3-2 のとおりである。

表 3-2 入学定員充足率・収容定員充足率（令和 7 年 5 月 1 日現在）

| 学部 研究科 | 学科 専攻 | 入学定員 (a) | 入学者数 (b) | 入学定員 充足率 (b/a) | 収容定員 (c) | 在籍 学生数 (d) | 収容定員 充足率 (d/c) |
|--------------|-----------------------|-------------|-------------|----------------------|-------------|------------------|----------------------|
| 保健医療 学部 | 看護学科 | 100 | 85 | 0.85 | 400 | 332 | 0.83 |
| | 放射線技術科学科 | 80 | 99 | 1.24 | 320 | 373 | 1.17 |
| | 検査科学科 | 75 | 83 | 1.11 | 300 | 310 | 1.03 |
| | 医療工学科 | 40 | 24 | 0.60 | 160 | 129 | 0.81 |
| 保健医療学部計 | | 295 | 291 | 0.99 | 1,180 | 1,144 | 0.97 |
| 保健医療学 研究科 | 看護学専攻 看護学研究コース | 6 | 3 | 0.50 | 12 | 5 | 0.42 |
| | 看護学専攻 診療看護師（NP）コース | 12 | 12 | 1.00 | 12 | 12 | 1.00 |
| | 保健衛生学専攻 | 6 | 3 | 0.50 | 12 | 6 | 0.50 |
| 保健医療学研究科計 | | 24 | 18 | 0.75 | 36 | 23 | 0.64 |

3-2. 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【保健医療学部】

学修支援に関する事項は、教務委員会及び各学科において企画・検討し、必要な対応を行っている。

教務委員会は教員及び職員で構成されており、全学的な学修支援体制の整備に関する事項(学年暦の作成、学期オリエンテーション及び時間割の策定、定期試験計画の立案など)を取り扱っている。また、遠隔授業の実施状況を各学科と事務局(教務係)で共有し、スムーズな遠隔授業が実施できるよう体制を整えている。なお、遠隔授業の実施に際しては、必要に応じて教務係が授業状況を確認しており、機材やアプリケーション、通信などにトラブルが生じた場合は教務係や庶務課情報管理担当がサポートを行っている。

各学科においては、学生個々へのきめ細かな学修支援を実現するため、学年別に担任制を導入し、担任及び副担任が年間を通じたクラス運営の計画立案と実施の責任を担っており、月に1回程度、学年担任、副担任によるクラスアワーを実施し、大学からの連絡や注意事項の伝達を行っている。さらに、SG(スモールグループ)制度を設け、全教員が少数の学生を担当し、学修に係る学生生活全般にわたって相談できる体制を整えている【資料 F-5 令和7年度学生便覧 p.17】。

また全科目の出欠状況については、出席確認システムを通じて教務係が日々把握しており、週毎の出席状況が教務係より学部長及び各学科長へ報告され、さらに各学科長から各学科教員へ伝えられている。学科では2回連続して欠席した学生や、15回授業のうち欠席回数が3回に達した学生など、注意が必要な学生に対してSG教員が指導を行っている。教員と教務係が学生の出欠状況を共有することにより、指導が必要な学生に対して随時学年担任とSG担任が対応できる体制をとっている。

加えて、成績が低迷する学生への学修支援及び休退学防止策として、次項でも触れるように学期GPA(Grade Point Average)が1.8未満を「成績不振」と定義し、対象学生に対してSG教員が面談及び指導を行い、その内容を学生カルテに記録している。

このほか、学修支援を必要とする学生は、その背景として学生生活面や経済面での問題を抱えているケースがあるため、適宜学生委員会や健康管理センター、学生係等の関係部署とも連携して対応している。

障がいのある学生への学修支援については、「純真学園大学障がい学生支援に関する方針」【3-2-5】及び「障がい学生支援における合理的配慮の流れ」【3-2-6】を策定し、令和5(2023)年度後期より本格的な運用を行っている。具体的な学修支援としては、資料の文字を大きくすることや、授業中の録音を許可するなどの対応を行っている。

【大学院保健医療学研究科】

学修支援に関する事項は、研究科運営会議によって方針を決定し、履修状況の確認を行っている。運営については、学部と同様に教務委員会を中心に教員と職員が協働して実施している。大学院生への学修支援は、研究指導教員を中心に、修士論文や研究に関する指導とともに、学生が相談できる体制を整えている。

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実**【全学共通】**

学内に健康管理センターを設置し、医師免許を有するセンター長1人、看護師1人、事務担当1人に加えて、非常勤のカウンセラー1人を配置している。障がいのある学生への対応については、専門窓口は設けていないものの、健康管理センターで相談・支援を行う旨を周知している。また、各学科、健康管理センター、関係する学生委員会及び教務委員会が連携して対応する体制を整えており、学修に支障が生じないようにサポートしている【3-2-a 本学ホームページ>大学案内>健康管理センター】。

【保健医療学部】

各学期の開始時に、全教員（助手を除く）のオフィスアワーを記載した一覧表【3-2-4】を学生に配付し、掲示している。オフィスアワー以外でも必要に応じて学生面談を随時実施している。中途退学防止策として、学期 GPA が 1.8 未満の場合を「成績不振」と定義し、学年担任、副担任や SG 担任による面談で原因を探り、休学や退学を防ぐために学修指導と生活指導を行っている【3-2-b 純真学園大学における評価平均値の活用に関する内規】【3-2-c 純真学園大学 成績不振学生への指導に関する申し合わせ事項】。休学者及び留年者への対応は、SG 担任を中心に面談を実施し、必要に応じて保護者との面談も行っている。また、出欠管理システムで一定回数以上の欠席が確認された場合も、必要に応じて面談を行い、生活指導を実施している。面談記録は Web システム（学生カルテ）に入力し、学科内で共有することで個別指導に活かしている【3-2-d 各学科における成績不振学生面談記録（様式）】。指導内容は学部運営会議や教授会に報告され、学修支援体制の改善に向けた検討を行っている【3-2-e 学籍異動に係る原因一覧（様式）】。

【大学院保健医療学研究科】

大学院では、学部教育の補助を通じて教育力向上を図るため、大学院生の TA 制度を導入しており、保健衛生学専攻の大学院生が TA 業務を担当している【3-2-3 純真学園大学大学院 ティーチング・アシスタント取扱規程】【3-2-f 令和 6(2024)年度前期 ティーチング・アシスタント実施計画】【3-2-g 令和 6(2024)年度後期 ティーチング・アシスタント実施計画】。TA は演習や実習の補助、質問対応などを通じて学部生の学修支援に寄与している。さらに、大学院生に対しては、医療技術者としての資格を活かしながら修学に支障のない範囲で働けるよう、検診センターやクリニックでの仕事を紹介し、医療専門職としての知識・技術向上につながるよう支援している。

3-3. キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学では、令和 4(2022)年度入学生以降、学生のキャリア意識の醸成と医療系職種の職業理解を組織的に進めるため、『キャリア形成』科目群を設置している。以前は教育課程外で実施していたキャリア支援セミナーを正課授業として組み入れ、キャリア関連科目として、「ライティングリテラシー（1年次）」「キャリア入門（1年次）」「キャリア形成論（1～3年次）」「キャリアスキル演習（2～3年次）」の4科目を開講しており、このうち1年次の開講科目は初年次教育の一環として位置づけている。

「ライティングリテラシー」では、アカデミックライティングをはじめとするスタディスキルを学び、専門性を身につけるための基礎を固める。

「キャリア入門」では、医療の展望やコミュニケーションスキルに目を向け、卒業後の進路を主体的にイメージする機会を提供している。

「キャリア形成論」では、1年次に早期臨床体験実習を通して現場を体験し、2年次には看護部長や技師（士）長等を講師に招き、「現場に求められる人材像」をテーマとした「キャリア支援講演会」を開催している。

「キャリアスキル演習」では、キャリアコンサルタントによる「自己分析講座」「履歴書・エントリーシート作成講座」などを実施している。さらに接遇教育として、「ビジネスマナー講座」や、内定を獲得した4年次生による「就職活動報告会」を企画・実施している。それらに加え、正課授業以外でも、面接試験対策講座、講演会、病院・企業説明会などの課外セミナーを実施している【3-3-2 キャリア科目群一覧】【3-3-4 2024年度進路支援セミナー（課外）実施計画（4学科）】。

加えて、本学は医療系専門職の養成校として、各学科で国家試験受験資格（看護師・保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士）を取得できる教育課程を設けている。これらの資格取得には、長期の臨地・臨床実習が必須であり、社会的・職業的自立に関する内容を含むため、本学ではこれらをインターンシップに相当するものとして位置づけている。加えて、資格取得支援として、JDLAG検定（ジェネラリスト検定）、日本医学英語検定4級、第1種・第2種放射線取扱主任者、健康食品管理士、第1種・第2種ME技術者などの関連資格取得対策を積極的に実施している。また、自校教育である『純真学（1年次と3年次）』科目群では、人間形成や社会的・職業的自立を促す教育を行っている。さらに、チーム医療の実践を目指し、『チーム医療（1～4年次）』科目群を設置し、専門職間の連携や協働のあり方について理解を深めながら、自身の目指す医療職以外についても学んでいる。

これらのキャリア教育を通じて、学生が入学時から職業観・勤労観を養い、社会人とし

て必要な資質能力を形成できるように支援している。

3-3-② キャリア支援体制の整備

本学では、(a)進路対策委員会と就職係による進路支援、(b)国家試験対策委員会による国家資格やその他の資格取得支援の2つの体制を整備している。

(a) 進路対策委員会及び就職係による支援

学生の進路に関する支援については、進路対策委員会、学生センター就職係、各学科(学年担任・SG担任・ゼミ担当教員)が連携する支援体制を整備している【資料F-2 2025大学案内p.34】【資料F-5 令和7年度学生便覧p.18、pp.24-25】。

進路対策委員会は、委員長(就職部長)1人、各学科から選出された委員(教員)4人、学生センター就職係(事務)1人の計6人で構成され、学生の就職・進学支援や指導計画に関する事項を審議し、キャリア関連科目、進路支援セミナー、卒業生アンケート等を企画・実施している【3-3-3 進路対策委員会規程】【3-3-1 2024年度進路対策委員会「年間目標・活動内容」】【3-3-a 2024年度進路対策委員会年間スケジュール】。

就職係が業務を担うキャリア支援コーナーでは、履歴書や進路関係活動報告書などの書式、求人票・募集案内、病院・企業パンフレット、インターンシップ・病院見学・奨学金案内、卒業生の就職活動報告書、就職関連書籍を備え、さらに就職情報検索用PC6台を設置し、学生が自由に利用できる環境を整えている。求人情報は学科事務室やキャリア支援コーナーに求人票ファイルを設置し、閲覧可能としている。学外実習中の学生向けには、大学公式サイト内にパスワードで保護された就職情報サイトを開設し、求人情報やSPI、面接、履歴書作成などの就職試験対策情報を24時間閲覧できるシステムを構築して学生の利便性を確保している。

進路支援行事以外の取組みとして、受講講座資料を学生各自でファイルするよう指導し、就職活動に活用させているほか、証明写真撮影についても学内撮影日を複数設定するなど柔軟に対応している。

(b) 国家資格及びその他の資格取得に関する支援

看護師・保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の各国家資格取得は、医療機関への就職に必要な要件であるため、国家試験合格支援は本学のキャリア教育における重要課題である。令和6(2024)年度における本学の国家試験結果を表3-3に示す。

表 3-3 令和6年度卒業生の国家試験合格率(令和7年5月1日現在)

| 学科 | 国家資格の種類 | 区分 | 受験者数(人) | 合格者数(人) | 合格率(%) |
|------|---------|----|--------------------|--------------------|----------------|
| 看護学科 | 看護師 | 全国 | 63,131 (56,035) | 56,906 (53,718) | 90.1 (95.9) |
| | | 本学 | 78 | 78 | 100.0 |
| | 保健師 | 全国 | 7,658 (7,308) | 7,196 (7,045) | 94.0 (96.4) |
| | | 本学 | 10 | 10 | 100.0 |

| 学科 | 国家資格の種類 | 区分 | 受験者数 (人) | 合格者数 (人) | 合格率 (%) |
|--------------|---------|----|------------------|------------------|----------------|
| 放射線技術科 学科 | 診療放射線技師 | 全国 | 3,729 (3,139) | 3,159 (2,893) | 84.7 (92.2) |
| | | 本学 | 68 | 66 | 97.1 |
| 検査科学科 | 臨床検査技師 | 全国 | 5,131 (4,231) | 4,340 (3,976) | 84.6 (94.0) |
| | | 本学 | 53 | 50 | 94.3 |
| 医療工学科 | 臨床工学技士 | 全国 | 2,598 | 2,049 | 78.9 |
| | | 本学 | 39 | 36 | 92.3 |

注) 各職種ともに、「全国」は厚生労働省ホームページの数値。()内は新卒者の状況。

「本学」は新卒者における数値を示す。

本学の国家試験支援体制は、国家試験対策部長を委員長として、委員に各学科長および各学科から選出された専任教員1人で構成される国家試験対策委員会が中心となり遂行されている【3-3-b 国家試験対策委員会規程】。委員会における審議事項や報告事項は教授会や学科会議で報告し、全教員に周知徹底している。国家試験対策委員会は毎月開催し、各学科の国家試験対策案の調整、模擬試験の支援、補習授業の企画等を行っている。また、各委員が中心となり定期的に学生の個人面談を実施し、個々の学生の傾向把握や不得意分野の強化などを行っている。このように各学科の特徴に合わせた学修支援や個別指導を通じた国家試験対策の結果、本学の国家試験合格率は各資格において全国平均を上回っている。

なお、国家試験不合格の既卒者についても、聴講生として受け入れ、各学科専用の自習室を設けて学修しやすい環境を提供し、全補習授業及び模擬試験への参加を可能とするとともに、就職活動を含めた適切な進路指導を行っている。

その他の資格については、在学中に表 3-4 の資格の取得が可能である。これらの資格取得は必須ではないが、希望する学生に対しては、取得を目指した選択科目の設定や試験対策を各学科で行っている。また、令和 5(2023)年度より、各学科で定めた補助対象資格及び補助対象学年に基づき、在学中に1回限り、資格取得のための受験料を補助する制度を開始している。令和 6(2024)年度は、看護学科では4年次生を対象にAHA公認BLSプロバイダー、放射線技術科学科では4年次生を対象に第1種または第2種放射線取扱主任者、検査科学科では4年次生を対象に第2種ME技術者または健康食品管理士、医療工学科では2年次生を対象に第2種ME技術者の資格受験料補助を行った。これらの資格取得は、国家試験対策のみならず、就職活動や医療現場での実務に有用である。令和 6(2024)年度の各種資格試験の結果は表 3-5 に示すとおりである。

表 3-4 本学在学中に取得可能な資格

| 学科 | 資格等の名称 | 備考 |
|----------------|-----------------------|--|
| 保健医療学部 全学科* | G (ジェネラリスト) 検定 (認定資格) | 本検定の取得を目指した科目として、2年次に人工知能学 (選択科目) を開設。 |

| 学科 | 資格等の名称 | 備考 |
|----------|---|---|
| | 日本医学英語検定（認定資格） | 本検定（4級）の取得を目指した科目として、2年次に英語Ⅲ（選択科目）を開設。 |
| 看護学科 | AHA（アメリカ心臓協会）公認 BLS（一次救命処置）プロバイダー（認定資格） | AHA 公認の BLS コースを受講し、実技試験に合格することで取得可能。 |
| 放射線技術科学科 | 第1種放射線取扱主任者（国家資格） 第2種放射線取扱主任者（国家資格） | 原子力規制委員会登録試験機関の試験に合格後、資格講習を受講し、取得可能。 |
| 検査科学科 | 食品衛生管理者（国家資格） 食品衛生監視員任用資格（国家資格） | 所定の課程を修了することにより取得可能。本学は食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設として福岡県知事の登録を受けている。 |
| | 健康食品管理士（認定資格） | 指定された科目を受講の上、試験に合格することで取得可能。本学は（一社）日本食品安全協会より健康食品管理士養成校の認定を受けている。 |
| | 第2種 ME 技術者（認定資格） | 第2種 ME 技術実力検定試験に合格することで取得可能。4年次生全員に受験を推奨。 |
| | 中級バイオ技術者（認定資格） | 中級バイオ技術者認定試験に合格することで取得可能。令和4年度から希望者に受験を推奨。 |
| | 毒物劇物取扱者（国家資格） | 毒物劇物取扱者試験に合格することで取得可能。令和5年度から希望者に受験を推奨。 |
| 医療工学科 | 第1種 ME 技術者（認定資格） 第2種 ME 技術者（認定資格） | 第1種・第2種 ME 技術実力検定試験に合格することで取得可能。 |
| | 医療機器情報コミュニケーター（MDIC）（認定資格） | MDIC 認定セミナー（eラーニングシステム）の受講が必要。 |

*保健医療学部全学科：看護学科、放射線技術科学科、検査科学科、医療工学科の4学科。

表 3-5 令和6年度の各種資格の合格者数（令和7年5月1日現在）

| 資格 | 合格者数（人） | 合格者学科別内訳 |
|-------------------|---------|---|
| G（ジェネラリスト）検定 | 10 | 放射線技術科学科 : 5人 検査科学科 : 2人 医療工学科 : 3人 |
| 日本医学英語検定 4級 | 11 | 看護学科 : 6人 放射線技術科学科 : 4人 検査科学科 : 1人 |
| AHA 公認 BLS プロバイダー | 81 | 看護学科 : 81人 |
| 第1種放射線取扱主任者 | 9 | 放射線技術科学科 : 9人 |
| 健康食品管理士 | 11 | 検査科学科 : 11人 |

| | | | |
|--------------|----|-------|--------|
| 中級バイオ技術者 | 20 | 検査科学科 | : 20 人 |
| 毒物劇物取扱者 | 26 | 検査科学科 | : 26 人 |
| 第 1 種 ME 技術者 | 1 | 医療工学科 | : 1 名 |
| 第 2 種 ME 技術者 | 26 | 医療工学科 | : 26 人 |

(c) 進学支援

大学院などへの進学については、学科長、学年担任、ゼミ担当教員が連携して、小論文や面接指導などの入学試験対策を行っている。令和 6(2024)年度の実績として、大学院 3 名、助産師教育課程 4 名が進学した。

(d) 令和 6(2024)年度の進路実績

以上の取組みの結果として、令和7(2025)年3月卒業生の進路状況は表3-6に示すとおりとなっている。

表3-6 令和6年度卒業生の進路状況（令和7年5月1日現在）

| | 看護学科 | 放射線技術 科学科 | 検査 科学科 | 医療 工学科 | 計 |
|------------------------------|------|--------------|-----------|-----------|-------|
| 卒業生数 (A+E) | 78 | 68 | 53 | 39 | 238 |
| うち進学者数 (B+F) | 5 | 2 | 0 | 0 | 7 |
| うち就職希望者数 (C+G) | 72 | 64 | 50 | 36 | 222 |
| うち就職者数 (D+H) | 72 | 62 | 47 | 35 | 216 |
| うち国家試験合格者数 (A) | 78 | 66 | 50 | 36 | 230 |
| うち進学者数 (B) | 5 | 2 | 0 | 0 | 7 |
| うち就職希望者数 (C) | 72 | 64 | 50 | 36 | 222 |
| うち就職者数 (D) | 72 | 62 | 47 | 35 | 216 |
| うち国家試験不合格者数 (E) | 0 | 2 | 3 | 3 | 8 |
| うち進学者数 (F) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち就職希望者数 (G) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち就職者数 (H) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 国家試験合格者中の 就職者数/就職希望者数 | 100% | 96.9% | 94.0% | 97.2% | 97.3% |
| 就職者数/就職希望者数 (国家試験不合格者を含む) | 100% | 96.9% | 94.0% | 97.2% | 97.3% |

3-4. 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

(a) 学生生活全般に関わる支援

学生生活全般に関する支援については、学生委員会、各学科（学年担任と SG 担任）、学生係が連携して行っている【3-4-2 学生委員会規程】【資料 F-5 令和 7 年度学生便覧 p.1、pp.17-21】。学生委員会は、委員長（学生部長）1 人、各学科から選出された教員 4 人、学生係職員 2 人の計 7 人で構成されている。通常月 1 回開催される定例会議では、学生生活全般に関する案件について情報共有と対策の検討を行うとともに、厚生補導にも適切に対応している。3 月の学位授与式から 4 月の入学式及び新入生研修は連続して行われる重要な行事であるため、円滑な運営のため、必要に応じて臨時会議を開催している。

各学科では、学年担任及び SG 担任が学生生活支援の主要な役割を担っている。学年担任は、学生に関する学年共通事項の連絡を行うほか、行事や学修態度等について学科長や SG 担任と連携して対応している。また SG 担任は、教学及び進路関係を含め、大学生生活全般に関する相談の初期対応窓口として重要な役割を果たしている。大学院では研究指導教員が相談窓口となっている。

学生係は事務局における学生生活全般の対応窓口として、奨学金、学生保険、課外活動、学生寮やトラブル対応など、教学及び進路関係を除く学生生活の多方面をサポートしている。

(b) 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談

学生の健康面のサポートは、主に健康管理センターが各学科（学年担任と SG 担任）や学生係と連携して対応している。

保健室は週 5 日開室しており、看護師 1 人が常駐し、学内での負傷や急な発病時の応急処置に対応している。また、女子学生の在籍者数が多い本学の特性を考慮し、保健室は男子学生用と女子学生用の 2 部屋を設置し、プライバシーに配慮している。

本学は全学科で病院・施設等での実習を行うため、感染症予防対策が必須である。このため、定期健康診断時に麻疹、風疹、ムンプス、水痘・帯状疱疹や B 型肝炎の抗原・抗体検査を実施し、抗体価が不足している学生にはワクチン接種を行うよう指導している。加えて、新入生には結核感染診断補助検査（QFT ゴールドプラス）も実施している。これらの対応は健康管理センターが各学科と連携して行っている。

その他の健康相談は、健康管理センターや各学科の学年担任・SG 担任、学生係が窓口となり対応している。

心的支援は、各学科（学年担任と SG 担任）、学生係のほか、学生相談室が対応している。学生相談室は週 4 日開室し、本学が委嘱するカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる【3-4-a 学生相談室、保健室等の状況】。学生相談室の令和 6(2024)年度の利

用件数は 564 件であった。

また、学生の心の健康度・疲労度を把握するため「精神的健康度調査」(UPI: University Personality Inventory) を実施している。回答内容の分析は学生相談室が行い、必要な学生情報を学生の所属学科へフィードバックし、学科での心的支援をサポートしている。各学科では、心的支援が必要な学生への面談を学年担任や SG 担任が実施し、保健室・学生相談室と連携して支援を行っている。

本学には福岡県以外の入学生が多数在籍しているため、学生寮を設置している【資料 F-2 2025 大学案内 p.38】。学生寮は男子学生用の「向野寮」、女子学生用の「筑紫丘寮」の 2 つを設置しており、筑紫丘寮は大学敷地内、向野寮は大学から徒歩数分の位置にある。入居期間はいずれも原則として 2 年間としている。

また、大学周辺で一人暮らしを希望する新入生の住居確保を支援するため、株式会社学生情報センターに業務を委託し相談会を実施するほか、近隣物件を紹介するパンフレットを作成・配付している【3-4-b 2025 住まいのご案内】。

学生の飲酒・喫煙対策として、学内での飲酒・喫煙を禁止し、大学周辺の道路も禁煙としている【資料 F-5 令和 7 年度学生便覧 p.11】。また、各学期開始時のオリエンテーションで飲酒・禁煙に関する注意喚起を繰り返し行い、周知を図っている。

障がいのある学生への対応は、「純真学園大学障がい学生支援に関する方針」【3-4-c】及び「障がい学生支援における合理的配慮の流れ」【3-4-d】に基づき、令和 5(2023)年度後期より本格的に運用している。

(c) 課外活動支援

本学の課外活動は学友会が中心となっていて行われている。学友会は「建学の精神『気品』『知性』『奉仕』の理念に基づく学生の自主的活動により、学生生活の充実・会員間の親睦を図り、併せて学園の発展に寄与することを目的」として組織されており【3-4-3 学友会会則第 2 条】、学生総会の開催や、併設の純真短期大学と合同で開催する「純真学園祭」の企画・運営などを自主的に行っている。なお、学友会の顧問には学生部長が就任し、学生委員会及び学生係が学友会の活動をサポートしている。令和 6 年度より、新入生オリエンテーションとして学友会主催のレクリエーションを再開した。

学友会の下では、文化系・運動系合わせて 19 のサークル（うち 1 サークル休部中）が活動している【3-4-e 2025 年度 純真学園大学サークル一覧】。各サークルには本学の教職員が顧問として就任し、活動をサポートしている。

また、資金面の援助として課外活動費から学友会及び各サークルに活動費を補助している。さらに、前年度に学園訓「気品・知性・奉仕」を具現化する顕著な活動を行ったサークルには「学生部長賞」として表彰し、通常の活動費とは別に 10 万円を補助する制度を設けている。令和 6(2024)年度は献血サークルが受賞した【3-4-f 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）】【3-4-g 賞状（学生部長賞）】。また、学生委員の教員の指導の下、学科ごとにクラス内や異学年の交流会を企画・実施し、学生同士の交流を促す機会となった。

以上の課外活動について、学生係は学生委員会と連携し、経費支出に関する指導を行うほか、活動に関する諸手続き（施設利用許可や大会参加等）についての支援を行っている。

(d) 経済的支援**＜保健医療学部＞**

本学独自の奨学金制度として、純真学園大学奨学金制度を設けており、入学者特待生、在学者奨学生、在学者特待生の 3 種類がある。いずれも卒業後の返済が不要な給付型で、年間授業料の全額または半額を給付している。令和 6(2024)年度は、入学者特待生として 7 人、在学者奨学生として 22 人、在学者特待生として 12 人に給付した【3-4-h 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）】。

奨学生の選考は、入学者特待生については入学試験または特待生採用試験の成績をもとに、在学者特待生については 2 年次以降の在籍者から前年度の成績をもとに対象者を選抜している。在学者奨学生については、2 年次以降に在学中の希望者の中から、前年度の成績や経済的理由等を考慮して選考している。いずれの奨学生も当該年度限り有効のため、次年度も給付を受けるには、再度採用要件を満たす必要がある。

以上の情報は、学生募集要項【資料 F-4 2025 年度学生募集要項（学校推薦型選抜（指定校） p.10）】【資料 F-4 2025 年度学生募集要項（学校推薦型選抜（公募）・一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜・社会人選抜） p. 18】や学生便覧【資料 F-5 p.6】、本学ホームページ【3-4-i 本学ホームページ＞入試情報＞学費・奨学金】に掲載するほか、掲示や学内説明会の開催等により周知を図っている。

＜大学院保健医療学研究科＞

入学生を対象とした経済的支援として、「入学金減免」「施設設備維持費減免」及び「純真学園大学大学院奨学生」の制度を運用している。

「入学金減免」及び「施設設備維持費減免」は、本学保健医療学部の卒業生が本学大学院に入学した場合に適用され、入学金の全額（20 万円）と施設設備維持費（年額 20 万円）のうち 5 万円を減免する。

「純真学園大学大学院奨学生」は、本学保健医療学部の卒業生以外も含め、一般選抜または社会人選抜試験合格者のうち、各専攻科が将来有望と認めた優秀者若干名に対し、年間納入金の全額を給付する。対象期間は標準履修学生で 2 年間、長期履修学生で 3 年間である。令和 6(2024)年度入学生のうち、「入学金減免」及び「施設設備維持費減免」の該当者はいなかったが、大学院奨学生の適用を受けた者は 2 人であった。

以上の情報は、大学院学生募集要項【資料 F-4 p.7】や学生便覧【資料 F-5 p.7】、本学ホームページ【3-4-j 本学ホームページ＞純真学園大学大学院】に掲載し、周知を図っている。

学外の奨学金制度

学生の経済的支援として、学生係では日本学生支援機構奨学金の申請手続きや、地方自治体や民間企業等育英団体奨学金の募集に対する申請支援を行っている。

令和 6(2024)年度の日本学生支援機構奨学金制度利用者（実数）は学部生・大学院生併せて 638 人であり、そのうち学部生は給付型 162 人、貸与型第一種 305 人、第二種 411 人（第一種・第二種の併用者を含む）である。また、大学院生は貸与型第二種 2 人である（令和 7(2025)年 3 月時点）。

自治体や民間団体による奨学金は9人が利用している。

このほか、就職係では病院・施設等が実施する奨学金情報を収集し、掲示等で学生への情報提供を随時行っている。

大学院では、全専攻が厚生労働大臣指定教育訓練講座（一般教育訓練）の指定を受けており、要件を満たした学生は利用可能である。また、社会人で学生指導の経験がある大学院生には、本学助手・非常勤助手として勤務しながら修学できるよう環境を整えている。

学納金納入延期制度

本学では、原則として学納金を前期及び後期の2回に分けて納入することとしているが、やむを得ない事由がある場合は、指定期日までに「学納金納入延期願」を提出すれば、分納や延納を認めている。令和6(2024)年度の「学納金納入延期願」提出件数は、前期分で23件、後期分で27件であった。

(e) 保護者連絡会

令和6(2024)年度の保護者連絡会は、12月14日(土)に対面で実施した。学長・後援会長の挨拶、4学科長による学科の現状説明、国家試験対策部長、就職部長、学外実習対策部長による学生指導や支援体制等の説明内容は、12月18日(水)～12月25日(水)の期間限定でYouTubeにて動画配信した。

3-5. 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-② 図書館の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

本学における校地、校舎及び施設、設備等の教育環境については、教育目的達成のため適切に整備されている【3-5-a キャンパスマップ】。

本学が所在している筑紫丘キャンパスは、福岡市中心部の天神地区から西鉄電車で約7分の住宅街に囲まれた福岡市南区筑紫丘（最寄り駅：西鉄大橋駅）にあり、市街地の喧騒から隔てられた落ち着いた立地環境にある。校地等の面積は37,425.5㎡（校舎等敷地：21,977.2㎡、運動場用地：9,503.2㎡、その他：5,945.1㎡）を有している。

キャンパス内には、多くの樹木が植えられ、令和元(2019)年に「Medical Learning Center」(MLC)を建設した際に学生の憩いの場として「語らいの杜」を整備した。また、講義棟周囲にも伝統ある「純真の杜」もあり、授業の合間に学生が食事や休憩できるスペースを配置している。

運動場（用地：9,503.2㎡）については、筑紫丘キャンパスからバスで15分の場所にある福岡県那珂川市に整備しているほか、その他のスポーツ施設としてキャンパスから徒歩約

5分の位置にテニスコート（2面）を設けている。

令和7(2025)年には、大学院の診療看護師（NP）コース開設に伴い、独立行政法人国立病院機構九州医療センターより建物の一部を借り受け、新たに百道浜キャンパスを設けた。九州医療センターには本コースの講義・演習科目の非常勤講師である医師が多数所属していること、また、九州医療センター内で診療看護師（NP）の養成に必要な実習を実施するため、学生や教員の利便性が高い。

百道浜キャンパスは、福岡市中央区地行浜（最寄りバス停：九州医療センター、最寄り駅：地下鉄唐人町駅）の福岡市シーサイドももちに位置している。本学本部が所在する筑紫丘キャンパスからは、車や公共交通機関で30分程度離れた場所にあり、福岡市中心の天神地区からはバスで11分、または、地下鉄で5分、更に徒歩で15分の位置に立地しており、全国でも屈指のウォーターフロントとして環境が整備された、海と近代的な建物に囲まれた、やすらぎある環境の中で学ぶことができる。

校地・校舎・施設設備に関する大学設置基準と本学の現状との対比は表3-7に示すとおりである【3-5-b 校地、校舎等の面積】。筑紫丘キャンパスの校地面積は68,997.9㎡（うち本学専用面積23,906.9㎡）、百道浜キャンパスの借用面積を含めた校舎面積は37,241.2㎡（うち本学専用面積28,002.8㎡（うち借用面積1,770.9㎡））であり、いずれも本学専用面積だけで大学設置基準に定められた基準を満たしている。

表3-7 校地・校舎面積の大学設置基準との比較

| | 本学の専用面積 | 大学設置基準上の必要面積 |
|------|-----------|--------------|
| 校地面積 | 23,906.9㎡ | 11,800.0㎡ |
| 校舎面積 | 28,002.8㎡ | 11,908.0㎡ |

筑紫丘キャンパスの校舎には、本館（図書館、事務局、教員研究室、大学院生研究室等）、1号館（講義室及び教員研究室）、2号館（放射線技術科学科、検査科学科及び医療工学科実習棟）、3号館（検査科学科実習棟）、4号館（医療工学科研究室）、MLC（講義室、カフェ、看護学科実習棟）がある。このほか、学生が運動できる施設として体育館を整備している【資料F-5 令和7年度学生便覧 pp.29-34（キャンパス見取図）】。1号館講義棟には242名を収容可能な大講義室を、MLCには396名を収容可能な「さくらホール」を、本館には1,202名を収容可能な「純真ホール」を整備しており、全学共通科目等に対応できる体制を構築している。また、その他の校舎においても、各学科の科目展開に応じた適切な規模の教室や実習室を整備している。

大学院については、本館5階に大学院生専用の研究室、1号館には講義や研究発表を行うゼミ室を整備しており、2号館、3号館に設けられている各学科のゼミ室、演習室、実験・実習室を学部と共用している。

なお、学部と大学院の施設共用については、大学院が昼夜開講制（平日夜間および土曜昼間に開講）を導入し、研究科共通科目、専攻共通科目、分野専門科目については月曜日、水曜日及び金曜日の夜間と土曜日の昼間に開講しており、また特別研究の指導については、学生と実施日時を調整の上、学部生の使用頻度が少ないゼミ室で行っているため、現状で特に問題は生じていない。

百道浜キャンパスには、講義室、演習室、大学院生研究室、教員控室、教員研究室、事務室等を整備しているほか、学内 LAN システム及びインターネット環境の整備により、筑紫丘キャンパスで実施される講義を遠隔で受講することを可能としている。大学院生研究室には、専用机、プリンター、パソコン等を整備しており、学生が研究活動の拠点として十分に活用できる環境を整えている。

専任教員には、学生への教育・指導を円滑に行うため、個室の研究室を確保しており、助手には共同の研究室を複数整備している。さらに、教員間のコミュニケーションを円滑にし、教育の活性化を図る目的で、各学科の専用ミーティング室を設けている。

1号館には学生に対する情報処理教育、教職員の学術研究等のために共同利用できるPC実習室を設けている。PC実習室は土曜日、日曜日、祝祭日及び国民の休日以外の月曜日から金曜日の平日で、授業使用時を除く8時30分～18時00分の間で利用することができる。

また、キャンパス内の広範囲に無線LANアクセスポイントを整備しており、学生や教職員が所有するノートPC やスマートフォン・タブレットを接続させることが可能となっている。学生及び教職員にMicrosoft 365アカウントを発行し、クラウドベースの学習環境の整備を行っている。

3-5-② 図書館の有効活用

(a) 実習施設等

本学の各学科では医療系国家資格の取得を目標としているため、各資格の取得に必要な学内実習施設を多数設置している（表 3-8）。

表 3-8 学内の実習施設

| 区分 | 建物名 | 実習施設名 |
|----------|-----|---|
| 保健医療学部共通 | 2号館 | 学部共通実習室 1～2 |
| 看護学科 | MLC | 看護学実習室 1～3、Learning Commons、Simulation Room 1～2 |
| 放射線技術科学科 | 2号館 | 基礎系実験実習室 1～3、基礎応用系実験実習室、応用系実験実習室 1、超音波回診用室、一般撮影室 1～3、暗室、CR 室、CT 操作室・CT 室、MRI 室・制御室、XTV 操作室・X-TV 室 |
| 検査科学科 | 2号館 | 解剖学実習室、生理機能検査学演習室、生理機能検査学実習室 1～3、 |
| | 3号館 | 学生実習室 1～3 |
| 医療工学科 | 2号館 | 生体計測実習室、治療機器学実習室、工学実験室、体外循環実習室、血液浄化実習室、人工呼吸器実習室 |

情報教育に関する PC 設備は、学部生用として 1号館 2階、3階、5階に整備され、講義以外の自習やサークル活動にも利用されている。また、大学院生用の PC 設備は本館 5階に整備している（表 3-9）。ウェブサイトからの情報を入手するための Wi-Fi 環境は学内全ての建物で整備している。

表 3-9 学内の PC 設備

| 設置場所 | 教室名称 | クライアント 端末台数 | 管理部署 |
|--------|---------------------|----------------|-----------------|
| 1号館 5階 | PC 実習室 1 | 80 台 | 庶務課 (情報管理担当) |
| 1号館 5階 | PC 実習室 2 | 40 台 | |
| 1号館 2階 | PC 実習室 3 | 68 台 | |
| 1号館 3階 | 放射線技術科学科 パソコン実習室 | 110 台 | 放射線技術科学科 |
| 本館 5階 | 大学院生研究室 | 24 台 | 庶務課 (情報管理担当) |

(b) 図書館

純真学園本館の地下 1 階にある純真学園図書館は、本学と純真短期大学の共用施設であり、面積は 1,312.0 m²である。

純真学園図書館の総蔵書数は 62,972 冊で、このうち大学分は 39,807 冊（和書 36,785 冊、洋書 3,022 冊）である。このほか、視聴覚資料 2,099 点、雑誌 191 種類（和雑誌 105、洋雑誌 86）を大学分として所蔵している。データベースは 7 種類、電子ジャーナルは 16 タイトルを契約している。また、電子書籍を 468 点所蔵している。これら資料については、医療系大学の教育及び研究活動に資することを念頭に、学科選定資料やシラバス掲載の教科書・参考書、自習用リクエスト図書等を購入し、充実を図っている。

蔵書の廃棄は、「純真学園図書館資料収集管理規則」【3-5-10】、「純真学園図書館資料廃棄に関する細則」【3-5-11】及び「純真学園図書館収蔵資料の除籍に関する細則」【3-5-12】に基づき、廃棄の基準を満たした資料を次年度 5 月の図書館運営委員会の承認を得て、年度単位で処理を行っている。

館内には、閲覧室、自習室のほか、OPAC（蔵書検索システム）専用 PC（1 台）、契約データベース閲覧等に供する情報検索性 PC（10 台）、貸出用 PC（6 台）、視聴覚資料閲覧スペース（2 ブース、DVD・VHS デッキ各 1 台設置）、CD プレイヤー視聴コーナー（2 ヶ所）、文献複写用コピー機（1 台）を配置している。加えて、令和 6(2024)に学生第一の教育環境と学習支援を目的とし、学生同士が共に学び成長するための学習空間としてラーニングcommons（2 室）を設置した。館内座席は 244 席設けているが、定期試験前や学外実習帰学日、国家試験前には満席になるため、講義室（ホームルーム）などを学生自習室として開放することで対応している。

運営スタッフは館長のほか、司書 3 人と職員 1 人を配置している。

図書館運営についての審議及び連絡調整を行う機関として、館長が委員長を兼ねる図書館運営委員会が設けられている【3-5-8 純真学園図書館運営委員会規程】。

図書館は原則として平日及び土曜日に開館しており、祝日については授業日であれば開館している。また、開館時間は平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 としている。令和 6(2024)年度の開館日数は 262 日であった。

令和 6(2024)年度の入館者総数は 26,456 人で、1 日あたり平均で約 101 人が利用してお

り、そのうち約 81%が大学生の利用である。大学生への年間貸出冊数は令和 6(2024)年度実績で 8,159 冊となっており、これを大学生 1 人あたりの年間貸出冊数に換算すると約 7 冊となる【3-5-c 令和 6 年度図書館運営状況】。

学外者の利用については、病院職員（臨地・臨床実習指導者）等への閲覧・複写サービスを行っている。また、地域貢献の一環として、例年夏休み期間中に近隣の中学生・高校生及び福岡市南区在住の方、福岡市南区に通勤されている方へ図書館を無料開放している。図書館開放は Covid-19 対策で令和 2(2020)年度から令和 5(2023)年度まで中止していたが令和 6(2024)年度より再開した。

図書のデータは OPAC にて公開しており、本学所蔵データを国立情報学研究所の目録所在サービス（NACSIS-CAT）に登録することにより、国内の大学図書館等との間で学術情報の有効利用を図っている。また、未所蔵資料については NACSIS-ILL 等他機関との連携により、利用者のニーズに応えている。図書館の情報（開館日、図書館イベント、利用案内等）はホームページで公開している。また『純真学園大学雑誌』の紀要論文を「純真学園大学機関リポジトリ」を通じてインターネット公開している。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

大学敷地内については、本館をはじめ 1 号館、2 号館、3 号館、MLC がバリアフリーとなっており、車いす用スロープ、エレベーター、多目的トイレを設置している。このほか、身体障がい者のための車椅子の整備や危険箇所の点検を行い、必要に応じて改善を実施している。4 号館は 4 階建てで、エレベーターや多目的トイレなどのバリアフリー構造を有していないが、講義室や実習室として使用しておらず、問題は生じていない。

校舎の耐震化については、旧耐震基準に基づく建造物について平成 26(2014)年度に大規模な耐震補強工事を実施しており、私立学校校舎等実態調査に基づく令和 7(2025)年 4 月 1 日時点の純真学園（系列校である純真短期大学、及び埼玉純真短期大学を含む）の耐震化率は 96.91%である【3-5-18 建物の耐震化率（令和 7 年 4 月 1 日現在）】。

施設・設備の維持管理に関しては、法人事務局総務課が担当部署として、安全管理、メンテナンス、ならびに関係法令に基づく定期点検等を適切に実施している。なお、専門的な知識や技術を要する業務については、委託会社を選定し、常駐技術職員を配置することで、継続的かつ確実な管理体制を構築している。

また、令和 6(2024)年度に作成した「中期修繕計画」に基づき、計画的な施設維持・改修を行っている。これには、設備の老朽化対策、耐震補強、バリアフリー対応、学習環境の向上を目的とした修繕が含まれる。修繕計画の実施にあたっては、財務状況を踏まえながら優先順位を定め、計画に沿って執行している。

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

（入学者選抜に関する取り組み）

保健医療学部において、令和 7(2025)年度入学者選抜より新たに総合型選抜を実施し、入学者は 291 名となった。令和 6(2024)年度入学者は 255 名であり、前年度比約 14%増と

なった。また、特色ある取り組みとして、令和 7(2025)年度入学者選抜より、本学独自の奨学金制度「純真学園大学入学者特待生」の枠組みを見直した。

- ・一般選抜一期の合格者のうち、入学試験の結果に応じて各学科 1 名ずつ特待生 A および特待生 B を決定し、授業料相当額の全額または半額を最長 4 年間給付。
- ・総合型選抜および学校推薦型選抜の合格者のうち希望する者を対象に「純真学園大学入学者特待生採用試験」を実施し、結果に応じて各学科 1 名ずつ特待生 A を決定し、授業料相当額の全額を最長 4 年間給付。

大学院修士課程では、令和 7(2025)年度より新設した看護学専攻診療看護師 (NP) コースに 12 名が入学し、入学定員充足率 100%を達成した。

(キャリア形成・就職支援に関する取り組み)

正課授業のキャリア関連科目および正課授業以外の就職支援セミナーは、進路対策委員会と就職係が連携して運用している。学生の進路支援では、進路対策委員会、学年担任、ゼミ担当教員、就職係の連携体制により、学外から就職情報にアクセスできる環境整備を進め、利便性向上に寄与している。国家試験合格後の未就職卒業生には、意思確認後、在学生同様に個別的な就職活動支援を実施している。支援の中心は就職係であるが、必要に応じて進路対策委員および学科教員による介入も行っている。国家資格取得に向けては、合格率 100%を目標に全学的な支援体制を構築し、全国平均を上回る結果を得ている。不合格となった既卒者には、聴講生としての受け入れや大学施設での自主学修、模擬試験参加、個別指導などを希望に応じて実施している。国家試験以外の資格取得についても、令和 5 (2023) 年度より、受講料・受験料補助制度を導入し、学生のスキルアップ支援に貢献している。

(学生生活・学生支援に関する取り組み)

入学式・学位授与式等の行事や学園祭は、令和 6(2024)年度よりコロナ禍で行っていた参加制限を撤廃し、来賓、保護者の参加を含め、ほぼ従来の方で実施できた。さらに、学科ごとの学生交流会を実施し、同学年・異学年の交流を促進している。また、意見箱を設置し、投書された意見は学生委員会で対応を検討し、回答を開示することで学生の要望を直接把握する機会としている。

(学修環境の整備に関する取り組み)

筑紫丘キャンパス及び百道浜キャンパスの整備により、学部・大学院双方に適切な学修環境を提供している。MLC やラーニングコモンズの設置、ICT 環境の強化 (学内 LAN、Wi-Fi、Microsoft 365 導入) により学修支援体制を充実させた。また、医療系国家資格取得に対応した実習施設の整備に加え、九州医療センターとの連携による診療看護師 (NP) 養成環境は、本学の特色ある取り組みである。さらに、バリアフリー対応や耐震化率 96.91%を達成し、安全性・利便性の確保している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

(入学者選抜に関する課題)

保健医療学部において、入学定員充足率は98.6%であり、ほぼ充足しているものの完全充足に向けた取り組みが必要である。また、新たな入学試験を設けたものの、今後は各入試種別の出願条件や募集人数の見直しなど、さらなる改善が必要である。

大学院修士課程では、看護学専攻診療看護師(NP)コースは入学定員充足率100%を達成したが、保健医療学研究科全体では入学者は18名、充足率75%であり、入学定員充足に向けたさらなる改善が必要である。

(キャリア形成・就職支援に関する課題)

学年をこえて展開されるキャリア関連科目(1~3年次のキャリア形成論、2~3年次のキャリアスキル演習)において、学生が単元間の関連性を理解できるよう促す工夫が必要である。

(学生生活・学生支援に関する課題)

コロナ禍で見送っていた防災訓練については、令和6(2024)年度に再開したが、今後も継続的な実施と内容の充実が課題である。

(学修環境の整備に関する課題)

一部施設にバリアフリー未対応箇所があること、図書館の座席不足、学生寮の入寮期間制限、ICT活用の高度化などが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

(入学者選抜に関する改善)

保健医療学部における令和7(2025)年度総合型選抜では、小論文および個人面接を含むプレゼンテーションを実施したが、選考内容の見直しを予定している。また、総合型選抜および学校推薦型選抜において、九州地区の医療系大学の出願条件を調査し、選考内容と併せて見直しを行う予定である。大学院修士課程では、オープンキャンパスを実施し、本学の特色や施設を紹介する機会を設ける予定である。

(キャリア形成・就職支援に関する改善)

キャリア関連科目の効果的展開に向け、進路対策委員による授業支援体制や評価方法、単元間の関連性理解を促す仕組みを整備し、授業運営に反映する。また、現行の進路支援体制をさらに充実させるため、進路対策委員会と就職係が中心となり、授業評価や学生アンケートを通じて課題を抽出し、改善策を講じる。これにより、学生の主体的な進路選択をより効果的に支援する。国家資格取得については、国家試験対策委員会を中心に、合格率100%を目指し、全学的ならびに各学科での取り組みを継続強化する。また、国家資格以外の資格取得についても、補助対象資格の見直しを適宜行い、在学中の資格取得を引き続き支援する。

(学生生活・学生支援に関する改善)

学外での新入生オリエンテーション、運動施設の設置、学科ごとの交流会の拡充について検討を進める。

(学修環境の整備に関する改善)

中期修繕計画に基づき、老朽化対策やバリアフリー対応を計画的に実施する。図書館ではラーニングコモンズを設置済みであり、座席不足への対応を継続している。ICT環境については、遠隔授業やクラウドサービス活用をさらに拡充し、学修支援を高度化する。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

【保健医療学部】

「気品・知性・奉仕」の精神を備えた純真な人を養成するという本学の建学の精神に則り、各学科において示された知識・能力・態度を身につけ、かつ所定の単位を修得した者に対して、各国家試験受験資格及び卒業を認定し、学士の学位を授与することを定めた学科別のディプロマ・ポリシー【資料 F-14】を策定している。ディプロマ・ポリシーはホームページに掲載し、学生便覧にも記載することで、学生を含むステークホルダーに周知している。さらに、入学時ガイダンスやクラスアワーを通じて説明を行い、学生が意識的に学修に取り組めるよう工夫している。

【大学院保健医療学研究科】

学部と同様に、本学の建学の精神に則り、多職種連携能力をさらに向上させ、生活者の視点から地域の保健・医療・福祉に関する諸問題の解決、予防・健康増進及び高い生活の質を目指す社会への貢献を目的として、汎用的かつ実践的な能力に加え、管理・指導能力を備えた人材の養成を教育目的としている。そのため、各専攻・分野（看護学専攻、保健衛生学専攻・分野）ごとにディプロマ・ポリシー【資料 F-14】を策定している。ディプロマ・ポリシーはホームページ及び学生便覧に掲載し、ガイダンスにおいて説明を行うことで、学生を含むステークホルダーに周知している。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

保健医療学部では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を「純真学園大学保健医療学部履修規程」【4-1-8】として策定し、学生便覧に記載し、学生に周知している。

学生便覧には、ディプロマ・ポリシーとともにカリキュラム・ポリシー、カリキュラムマップ、科目ナンバーを掲載しており、学生が各科目とディプロマ・ポリシーとの関連性や科目間のつながり、履修の順次性を把握できるよう工夫している。

大学院保健医療学研究科では、修了認定基準を「純真学園大学大学院学則」【資料 F-3】及び「純真学園大学大学院保健医療学研究科履修規程」【4-1-9】として策定し、学生便覧に記載し、学生に周知している。また、修士論文の審査基準については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、「学位論文審査基準・修士論文発表会審査基準」【4-1-6】を策定し、本学ホームページにて公表している。

4-2. 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【保健医療学部】

本学では、教育課程編成方針を「カリキュラム・ポリシー」【資料 F-14】として定め、学生便覧及びホームページに掲載することで周知している。

学部の教育課程は、令和 3(2021)年 4 月に看護師・診療放射線技師・臨床検査技師の各養成課程に係る指定規則等が改正されたことを受け、学内に新カリキュラム検討部会を設置し、検討を重ねた。その結果、令和 4(2022)年度入学生より新カリキュラムの適用を開始し、看護学科・放射線技術科学科・検査科学科においては学科専門科目の改定を行うとともに、医療工学科を含む全学科共通で実施していた「教養教育科目」及び「共通専門科目」を「基盤教育科目」に一元化する改定を実施した。なお、医療工学科の学科専門科目については、臨床工学技士の養成に係る指定規則の改正が令和 4(2022)年 4 月に行われたことから、他学科より 1 年遅れて令和 5(2023)年度入学生より新カリキュラムの適用を開始している。

これらの教育課程の見直しに合わせて、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーについても見直しを行い、令和 4(2022)年度より新たなポリシーの適用を開始している。

【大学院保健医療学研究科】

本研究科では、学部における教育課程編成方針と同様に、「カリキュラム・ポリシー」【資料 F-14】を定め、学生便覧及びホームページに明示している。このポリシーに基づき、大学院設置の趣旨と必要性に沿い、本学保健医療学部の教育を基盤として、人材養成の目標に沿った教育課程を編成している。教育課程は、「研究科共通科目」「専攻共通科目」「分野専門科目」「特別研究」の 4 区分から構成されている。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学部・学科、研究科・専攻のカリキュラム・ポリシーは、学校教育法施行規則に基づき、大学の建学の精神や教育目的に沿って明確に定めている。また、それぞれのディプロマ・ポリシーで示した能力の修得を目指し、カリキュラム・ポリシーの下で基礎から専門へと体系的に教育課程を編成している。

さらに、学部では学修目標を達成するため、教育課程の体系と学修成果を可視化し、各

科目とディプロマ・ポリシーとの整合性を確保するために、カリキュラムマップを作成し、科目ナンバリングを行っている【資料 F-5 令和 7 年度学生便覧 pp.106-115】。これにより、授業の順序性、科目の水準、科目間の関連性を明確にし、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

(a) 高大接続への取組みと初年次教育

学校推薦型選抜入試・社会人選抜入試の合格者を対象に入学前準備教育を行うとともに、入学時には新入生全員を対象に基礎学力試験を実施し、その成績を踏まえて、正規授業外で現役高校教員や非常勤講師による国語、数学、生物、化学、物理の基礎科目のリメディアル授業（各科目 6 回）を実施している。この取組みにより、新入生の学修状況や課題が明確になり、関連する必修科目責任者や SG 担任間で情報を共有し、支援を要する学生への学修支援を行っている。

本学の初年次教育は、次の 5 つを目的として関連科目を配置し展開している【4-2-a 純真学園大学の『初年次教育』】。

1. 「大学で学ぶ『意味』の理解」
2. 「大学で学ぶための『基本技法』の修得」
3. 「大学で学ぶための『視点と方法』の修得」
4. 「『社会人基礎力』の養成」
5. 「『医療専門職』への自覚」

「大学で学ぶ『意味』の理解」では、自校教育の一環である「純真学 I」で社会人・医療人としての認識を深め、個々の志を明確にする授業を組み入れ、「キャリア入門」で大学 4 年間の学修の在り方の理解を促している。「大学で学ぶための『基本技法』の修得」では、「情報科学基礎」「情報科学入門」において Word、Excel、PowerPoint の基本操作を学ぶとともに、情報セキュリティ、情報リテラシー及び本学における情報資源の活用に関する授業を実施している。また「ライティングリテラシー」では、レポートや論文作成に必要な論理的思考と適切な表現能力を養成している。「大学で学ぶための『視点と方法』の修得」では、「キャリア入門」において、「聞く・話す・調べる」といったスタディスキルの基本的知識と技法を身につけさせている。『社会人基礎力』の養成では、「キャリア形成論」で現場の師長・技師（士）長によるキャリア講演会や就職・病院実習報告会を通して職業生活の実際を学び、「ボランティア」で地域活動を経験することで、社会の構成員としての自覚や責任感を育成している。『医療専門職』への自覚では、チーム医療科目「医療連携の基礎」「医療連携の構築」で他職種との関わりを学び、「早期臨床体験実習」で医療現場を見学することで、医療人を目指す学生としての自覚と学修へのモチベーション向上につなげている。これら初年次教育を通して、「大学で学修を進めるために必要な心構えとスキルの修得」「卒業までの学修の見通しと学修目標の設定」「医療専門職業人意識の涵養」を目指している。

(b) 編成方針に沿った体系的編成（保健医療学部）

本学の教育課程は『基盤教育科目』『専門教育科目』の2区分で構成し、全ての科目にナンバリングを行い、科目の分野、学修段階（レベル）や履修順序をカリキュラムマップで明示することで、体系的な教育課程を構築し、その可視化を図っている。また、カリキュラムマップには、学生が卒業までに修得すべき授業科目の配置やディプロマ・ポリシーとの関連性を体系的に明示している。

各学科の教育課程における専門教育科目（専門基礎科目・専門科目）は以下のとおりである。

看護学科**<専門基礎科目>**

専門基礎科目は『人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進』『健康支援と社会保障制度』の2区分27科目で構成している。

『人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進』では、看護実践力の基盤となる人体の構造と機能を学ぶ科目を配置し、専門科目における講義・演習と関連付けて学修できるようにしている。特に、全4科目で構成する「診断治療学」では、主な疾病の診断・治療や生命現象の理解を強化するとともに、「遺伝学」「感染免疫学」「栄養学」「生化学」で健康に関する多様な要因を学修する。

『健康支援と社会保障制度』では、社会制度や現象を理解するための「関係法規」「保健統計学」「疫学Ⅰ」「社会福祉論」を必須科目として設置し、法的・科学的根拠に基づいた健康支援について学修する。また、地域社会に暮らす人々の健康を支援する上で不可欠な医療倫理を学ぶ「生命・医療倫理学」を選択科目として配置している。

<専門科目>

専門科目は、『基礎看護学』『成人看護学』『老年看護学』『母性看護学』『小児看護学』『精神看護学』『地域在宅看護論』『公衆衛生看護学』『統合看護』の計9区分58科目で構成している。また、選択科目のうち7科目16単位については、保健師課程専攻学生の必修科目としている。

各区分における看護学実習の配置は次のとおりである。新設した「地域在宅看護論」に設置した1年次開講科目「地域看護学実習」では地域で暮らす人々の生活や公民館の役割を理解する。さらに、医療現場でのコミュニケーション実習である「基礎看護学実習Ⅰ」、2年次の看護過程実習である「基礎看護学実習Ⅱ」、発達段階に応じた看護実践能力を養う各領域別実習を通じて、生活者としての対象理解を基盤とした段階的な実習カリキュラムにより、知識の統合と看護実践力の修得を図っている。

『老年看護学』では、高齢者を対象とした看護の視点を明確化し、「老年看護学実習」を180時間から90時間に短縮するとともに、『成人看護学』との差別化を図った。

『統合看護』では、講義科目「医療安全」「看護管理」と「統合実習Ⅰ」を配置し、講義・実習を通して、看護管理を学修する。また、問題解決型思考と研究力を身につける「看護研究」「卒業研究」を配置し、「統合実習Ⅱ」では、多様な場で実践されている看護について、自身が設定したテーマに基づき、理論や文献活用も含めた看護実践能力を深める実習を各専門領域にて実施している。

放射線技術科学科

<専門基礎科目>

専門基礎科目は『医学の基礎』『理工学的基礎および放射線科学の基礎』の2区分31科目で構成している。

『医学の基礎』では、1年次に人体の構造を学ぶ「解剖学（人体構造学）Ⅰ・Ⅱ」をはじめ「生化学」「生理学」「病理学」など基礎医学科目を必修科目として配置している。さらに、2年次には「臨床医学概論」、3年次には「薬理学」「救命救急医療」「医療文献講読」、4年次には「基礎医学特論」を配置している。

『理工学的基礎および放射線科学の基礎』では、1年次に「放射線物理学Ⅰ」「放射化学Ⅰ」「画像数学」「電磁気学」「医用工学」「現代物理学」など理工学関連基礎科目を配置し、2年次には「放射線物理学Ⅱ」「医療安全工学」「放射線計測学Ⅰ・Ⅱ」などの必修科目に加え、放射線取扱主任者（1種・2種）等の放射線関連試験に必要な「放射線取扱特論Ⅰ・Ⅱ」を選択科目として配置している。さらに4年次には「放射線基礎科学特論Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として配置している。

<専門科目>

専門科目は『診療画像技術学・臨床画像学領域』『医療画像情報学領域』『核医学検査技術学領域』『放射線治療技術学領域』『放射線安全管理学領域』『医療安全管理学領域』『臨床実習』『実践臨床画像学領域』及び「卒業研究」を含む『総合科目』58科目63単位で構成している。

『診療画像技術学・臨床画像学領域』では、正常人体の各種検査画像や医用画像機器の構成・動作原理、画像の特徴、機能画像と臨床画像との関係性を学ぶ講義と実験科目を配置している。

『医療画像情報学領域』では、デジタル画像処理技術や画像解析技術を学ぶ科目を配置している。

『核医学検査技術学領域』では、核医学検査法や装置、放射性医薬品について学ぶ科目を配置している。

『放射線治療技術学領域』では、がんの放射線治療法や対象腫瘍、高エネルギー放射線発生装置の構造や管理法を学ぶ科目を配置している。

『放射線安全管理学領域』では、放射線の安全管理の基礎的な知識や適切な管理法、関連法規・規則を学ぶ科目を配置している。

『医療安全管理学領域』では、医療安全の基礎やリスク管理と防止法を学ぶ科目を配置している。

『臨床実習』は5科目12単位をすべて必修科目とし、体験を通して臨床現場で学ぶ科目を配置している。

『実践臨床画像学領域』では、放射線機器の取扱い、患者対応、チーム医療、医療情報の扱いに関する科目を配置している。

『総合科目』は8科目12単位で構成し、うち2科目6単位は必修科目としている。「放射線科学特論」は専門科目全体の習熟度を総括的に把握する科目とし、「卒業研究」では、学生が各研究室に配属され、研究過程を通じて問題発見能力、問題解決能力、研究計画能力、プレゼンテーション技術、論文作成能力を養成する。残り6科目6単位は専門性の高

い選択科目として、「乳腺検査学」「オートプシーイメージング学」「災害医療学概論」「放射線治療計画演習」「モンテカルロ法演習」「熱力学・統計力学」を4年次前期に配置している。

検査科学科

＜専門基礎科目＞

専門基礎科目は『医学の基礎』『臨床検査学の基礎』『医療工学』の3区分21科目で構成しており、その多くを1年次に配置している。

『医学の基礎』では、医療に携わる者として共通認識すべき知識や倫理観、人体の構造や各臓器・組織・細胞に関する知識、疾病の成因、予防医学及び疫学的分析方法の理論と技術を学ぶ科目を必修科目として配置している。

『臨床検査学の基礎』では、医療における臨床検査の役割や基本姿勢、機器を安全に使用するための知識を養う科目を必修科目として配置している。

『医療工学』では、医用機器の構造や動作原理を理解し、利用技術や安全対策を学ぶ科目を必修科目として配置している。

＜専門科目＞

専門科目は『臨床病態学』『形態検査学』『生物化学検査学』『病因・生体防御検査学』『生理機能検査学』『総合検査学』『臨地実習』及び『卒業研究』の8区分54科目で構成している。

『臨床病態学』では、疾患の成り立ちや病態、疾患と臨床検査データの関連性を学ぶ科目を必修科目として配置している。

『形態検査学』では、血液異常と疾患との関連性、臓器・組織・細胞等の形態、寄生虫とその検査法を学ぶ科目を必修科目として配置している。

『生物化学検査学』では、血清や尿等の分析法や疾患との関連性、遺伝子検査の原理・理論・応用、放射線の性質・測定・安全取扱いを学ぶ科目を必修科目として配置している。

『病因・生体防御検査学』では、感染症・アレルギー・輸血等の検査に必要な知識と技術、病原微生物の検査法を学ぶ科目を必修科目として配置している。

『生理機能検査学』では、生理学的検査法の理解及び検査結果と臨床診断との関連性を学ぶ科目を必修科目として配置している。

『総合検査学』では、臨床検査の専門分野の知識を統合した「臨床検査特論」、統計処理技法、検査情報管理、データ管理を学ぶ科目、卒業研究に対応できる基礎能力を養う「専門ゼミナール」を必修科目として配置している。また、「法医学」や不妊治療に関する「生殖補助技術論」など特色ある科目に加え、健康食品管理士や食品衛生管理者、食品衛生監視員の資格取得に関連する科目群を選択科目として配置している。

『臨地実習』では、医療や臨床検査に対する総合的な理解、医療職としての責任感や協調性を高めることを目的とし、3年次後期に必修科目として配置している。

『卒業研究』では、自主的に調査や実験を行い、自ら問題を発見し、解決する過程を実体験することで、生涯にわたる研究テーマを見出す契機とする必修科目として配置している。

医療工学科

＜専門基礎科目＞

専門基礎科目は『基礎医学』『基礎工学』の2区分34科目で構成しており、その多くを1年次から2年次に配置している。

『基礎医学』では、人体の構造および各臓器の機能と相互関係、疾病の原因・病態・診断・治療・予後、人体における感染防御システム、予防医学および疫学的分析法、全人的医療を学ぶ科目を必修科目として配置している。

『基礎工学』では、応用数学、電気・電子工学、生体計測器・生体材料、医用情報処理、医用機器および医用工学に関する分野を学ぶ科目を必修科目として配置している。

＜専門科目＞

専門科目は『生体医工学』『医用機器学』『生体機能代行技術学』『医療安全管理学』『臨床医学』『総合臨床工学』及び『総合科目』の7区分49科目で構成している。

『生体医工学』では、生体の物性や医用材料を理解し、医療分野で利用される工学的技術や医療機器の原理・応用に必要な工学的知識を習得するための科目を必修科目として配置している。

『医用機器学』では、計測機器・治療機器などの医用機器に関する工学的理解と、その安全な使用法や保守点検を学ぶとともに、臨床支援に必要な実践的知識、機器の基本知識および基本技術を学ぶ科目を必修科目として配置している。

『生体機能代行技術学』では、臨床工学技士が取り扱う代表的な生体機能代行装置である人工心肺装置、人工呼吸器、血液透析装置の基本原理とその適切かつ安全な使用法や保守点検を実践的に学ぶ科目を必修科目として配置している。

『医療安全管理学』では、各種エネルギーの人体への危険性を理解し、各種安全基準を修得して、医用機器を安全に運用するための基礎知識を学ぶ科目を必修科目として配置している。

『臨床医学』では、臨床工学技士として業務を行う上で必要な生理学検査、内科学・外科学・周術期系などの臨床医学の知識を学ぶ科目を必修科目として配置している。

『総合臨床工学』では、1年次から4年次まで、臨床工学技士に必要な医学と工学の知識を段階的かつ体系的に修得するための「臨床工学概論」「臨床工学演習Ⅰ～Ⅴ」「臨床工学総合演習」を必修科目、より専門的に最新の生命維持管理装置による治療・管理を理解するための「臨床工学特論Ⅰ～Ⅳ」を選択科目として配置している。さらに、実践的に臨床工学技士に必要な技能を学ぶ科目として「臨床工学総合実習」「臨床実習」を3年次に必修科目として配置している。

『臨床実習』は、専門分野で学んだ生命維持管理装置の操作及び保守管理に関する知識と技術が、実際の臨床現場でどのように活用されているかを体験することで、医療や臨床工学に対する総合的な理解を深め、医療職としての責任感や協調性を高めることにつながるものである。

『総合科目』は、専門医療職として医療機器の研究開発に携わる素養を身に付けるための「研究方法論」「生物統計学」「最新医療文献講読」、最新の国際的な医療情勢を理解するための「グローバルヘルス」、今後医療分野での活用が期待される人工知能技術を学ぶ「医用人工知能学」を4年次に配置している。また「卒業研究」は、『総合科目』の一つとして

自主的に調査や実験を行い、自ら問題を発見し、解決する過程を実体験することで、科学的思考や研究する姿勢を身に付け、生涯にわたる研究テーマを見つけることにつながるものであり、4年次通年の必修科目として配置している。

(c) 編成方針に沿った体系的編成（大学院保健医療学研究科）

研究科共通科目

保健医療学研究科全体の共通科目として、看護学専攻では5科目5単位、保健衛生専攻では4科目4単位を、それぞれ必修科目として設定している。これらは、チーム医療を牽引するリーダーの養成を目的とした科目群に加え、「予防・健康増進」及び「生活の質の向上」の推進に欠かせない健康増進に関する知識を修得する科目群として位置づけている。また、医療政策、医療マネジメント、災害時の多職種連携、医療情報システムといった分野に関する科目を配置し、高度専門職業人に求められる高度な実践能力と、問題解決のための研究を自ら遂行する能力を養うための基盤を形成している。さらに、研究者としての倫理規範を理解するために、一般財団法人公正研究推進協会が実施している「研究者・技術倫理（Association for the Promotion of Research Integrity : APRIN）」のe-learningプログラムを修めることを義務づけている。

看護学専攻

看護学専攻は、「看護の基盤分野」と「臨床実践看護分野」、「生活支援看護分野」の3分野を設け、看護の専門性を深める教育を展開している。教育課程においては、これら3分野に共通する「専攻共通科目」、各分野の専門性を探究するための「分野専門科目」及び「特別研究」を配置している。

<専攻共通科目>

専攻共通科目は必修5科目を含む12科目で構成している。看護理論の成り立ちや、看護における研究の意義と特徴を理解するための科目、解剖・生理学的知識に基づいて画像や検査データを活用するフィジカルアセスメント技術を学ぶ科目、人間の心の健康状態を把握するための理論を学ぶ科目を必修科目として配置している。また、高度専門職業人に必要な看護管理学の諸理論、看護教育における理論と技法、看護の質および医療全体の質の向上を図るための方法などを学ぶ科目を選択科目として配置している。

<分野専門科目>

分野専門科目は、選択した分野ごと、その分野に特有の看護現象に関する理論を深く学ぶための特論科目を配置している。さらに、各分野の看護の現状や研究の動向を把握するための演習科目を配置して、特別研究へとつながる内容としている。選択した看護分野科目から3科目6単位を修得し、加えて他の看護分野の概論にあたる看護特論の1科目2単位を含む8単位以上の修得を求めている。

—看護の基盤分野—

看護の基本理論、看護技術の構造、組織における人材育成や組織マネジメントに関する理解を深める「看護の基盤特論」、組織における人材育成や組織マネジメントを多角的に分析する方法を学ぶ「看護管理特論」、教育カリキュラム・教育方法・評価について学ぶ「看護教育特論」、看護技術の礎となる安全・安楽を目指した技術を学ぶ「看護技術特論」の中

から科目選択できるように配置している。また、看護政策における現代及び将来の課題を理解し、特定の看護分野における人材育成や組織マネジメントを実践的に探究する「看護の基盤演習」を配置している。

—臨床実践看護分野—

小児から高齢者まで、健康の段階に応じた個人や家族の特徴を理解し、生活が健康の回復に及ぼす影響について考察を深める「臨床実践看護特論」、進歩した治療に対して適切に意思決定し、治療効果を最大限に発揮するための看護に必要な理論と方法論の理解を深める「小児看護特論」「成人急性期看護特論」「成人慢性期看護特論」「老年看護特論」の中から科目選択できるように配置している。さらに、様々な発達段階にある個人や家族を対象に、健康の段階に応じた看護実践方法を探究する「臨床実践看護演習」を配置している。

—生活支援看護分野—

女性の健康および地域で暮らす医療ニーズの高い療養者や障害者とその家族の特徴を学び、保健・医療・福祉のニーズを包括的に捉えた看護を実践する「生活支援看護特論」、地域で暮らす人々に関わる看護職が相談・調整的役割を果たすために必要な理論や、療養者・障害者が健康で自立した生活を送るために必要な看護実践に関する理論と方法論の理解を深める「ウィメンズヘルスケア特論」「メンタルヘルスケア特論」「在宅看護学特論」を選択科目として配置している。さらに、地域における新たな看護のあり方を探究する「生活支援看護演習」を配置している。

<特別研究>

特別研究は必修科目として1科目6単位を設けている。各分野の先行研究に関する原著を精読し、履修した特論及び演習を通じて、研究課題を明確にし、課題解決に向けた研究に取り組む。

保健衛生学専攻

放射線技術学分野、臨床検査学分野、臨床医工学分野の3分野に共通して履修する「専攻共通科目」と、各分野の教育目標を達成するための「分野専門科目」及び「特別研究」を配置している。

<専攻共通科目>

専攻共通科目は、必修3科目を含む10科目で構成している。科学的研究の種類や特徴、論理的思考、最新の研究テーマを題材に、専門的な研究手法や科学研究の理論と方法を学ぶ科目、医療技術系における他職種の学術的な理論や科学的思考、及び専門的医療技術を幅広く学ぶ科目を必修科目として配置している。また、課題解決に向けた先端技術や方法論を理解し研究に応用する科目、医療保険制度や診療報酬体系など医療制度と医療の質の関係を学ぶ科目、教育的指導に必要な知識・技術を学び、指導者・管理者としての資質を養う科目等を選択科目として配置している。

<分野専門科目>

分野専門科目は、特論と演習で構成している。特論では、各分野の専門内容を各医療職の視点で理解し、課題を発見して研究に結びつけることを目的としている。演習では、各専任教員が自身の研究分野における高い専門性を有する研究内容について、研究方法、研究理論、結果の解釈や考察の方法、倫理観等を指導し、特別研究に結びつける内容として

いる。選択した領域科目から特論と演習の2科目3単位を修得し、同一または他領域の特論と演習の2科目3単位を含め、6単位以上の修得を求めている。

—放射線技術学分野—

応用放射線技術学領域では、放射線物理学における最新の理論と方法論を修得するための「放射線物理学特論」、「放射線物理学演習」、様々な放射線の人体への影響を解析するための理論と方法を修得する「放射線生物学特論」「放射線生物学演習」を配置している。臨床放射線技術学領域では、臨床における医用画像機器の原理と医用画像の分析・評価に関する理論を修得する「医用画像解析・情報学特論」「医用画像解析・情報学演習」、放射線治療に関する最新の理論と方法論を修得する「放射線治療技術学特論」「放射線治療技術学演習」を配置している。

—臨床検査学分野—

病因解析検査学領域では、生体防御に関わる免疫機構や感染因子の解析に関する理論を修得する「病因・生体防御検査学特論」「病因・生体防御検査学演習」、血液や尿など体液中の生体分子の代謝と疾患との関連性や病態解析に関する理論を修得する「生体化学検査学特論」「生体化学検査学演習」を配置している。病態機能検査学領域では、循環器系や呼吸器系の生体機能解析に関する理論を修得する「生体機能検査学特論」「生体機能検査学演習」、組織・細胞レベルで病態の解析・診断や疾病要因に関する理論を修得する「病態検査学特論」「病態検査学演習」を配置している。さらに、細胞検査士資格取得に必要な知識を修得するための「細胞診学特論」「細胞診学演習」を病態機能検査学領域に設けている。

—臨床医工学分野—

臨床工学領域では、循環器系、代謝系、呼吸器系疾患に対する医工学治療に関する理論を修得する「臨床工学特論」「臨床工学演習」、臨床医工学領域で扱う医療機器や人工臓器の機能・性能評価に関する理論およびレギュラトリーサイエンスに関する理論を修得する「臨床医工学特論」「臨床医工学演習」を配置している。医療機器学領域では、予防・診断を目的とする医療機器の操作・保守管理・開発に関する理論を修得する「予防・診断医療機器学特論」「予防・診断医療機器学演習」、治療・福祉を目的とする医療機器の操作・保守管理・開発に関する理論を修得する「治療・福祉医療機器学特論」「治療・福祉医療機器学演習」を配置している。

<特別研究>

特別研究は1科目10単位を必修としている。研究指導教員の指導領域に基づき、研究計画から論文作成までの過程で、各自の専門領域における研究課題を探求し、新たな知見を創出し、研究論文の作成を通じて自身の専門性を高めるとともに、地域の保健・医療・福祉に貢献する研究力を養う。

(d) 教育課程の適正な実施と単位制度の実質を保つための取組み

学部教育課程では、年次別登録単位数の上限を全学科一律に47単位としている。この単位数は、学外実習を組み込んだカリキュラム構成を反映したものである。また、所定の単位を優れた成績で修得した学生については、GPAを活用し、50単位を上限として履修科目の登録を認め、学修機会を拡充している【4-2-5 保健医療学部履修規程 第4条】。

本学が導入しているWebサービスシステムにより、履修登録、シラバス、授業の出欠、

成績等について、教員は入力・確認を、事務職員及び学生は確認をいつでも行えるようにしている。

シラバスは科目責任者が作成し、教務係で集約後、教務委員会が成績評価の内容や方法、事前・事後の学修時間などが適切に提示されているかを確認している。

チェック手順としては、まず教務委員会で内容を検討し、その後、各学科の学科長及び教務委員に対し、教務部長名で「講義要綱（シラバス）チェックについて」の依頼文を送付している【4-2-b 令和7年度シラバス校正依頼書（見本）・確認作業依頼者リスト】。各学科では、学科教務委員が科目責任者にシラバスの内容確認を依頼し、科目責任者が確認後に学科教務委員に提出し、学科教務委員は提出されたシラバスを確認後、教務係に送付し、さらに教務係が最終確認を行っている。

シラバスには、カリキュラム・ポリシーに基づいた到達目標と成績評価の方法が明示され、それに即した成績評価が実施されており、単位認定、進級及び卒業認定等の基準を適切に定め、厳正に適用している。各科目の評価方法、評価基準は、シラバスにわかりやすく記載され、成績評価における公平性を確保している。

加えて、履修中止制度や GPA を用いた履修登録単位数の上限設定を設けることで、学生自身の学修状況に応じた履修計画を立案できるよう教育支援を行っている。

4-2-④ 教養教育の実施

【基盤教育科目】

基盤教育科目は、人文・自然・社会科学を基盤とし、幅広い教養と豊かな人間性を涵養し、国際的な視野を広げるための一般教養科目群である『科学リテラシー』『情報リテラシー』『人間と社会の理解』『外国語』の4区分、本学独自科目群である『純真学』『チーム医療』の2区分、そして『キャリア形成』を加えた計7区分に分けて編成している。卒業要件における基盤教育科目の単位数は学科によって異なるが、各養成課程に係る指定規則等の改正に伴い専門教育科目の必修割合が増加したため、必修17～22単位、選択6～10単位、計25単位～30単位以上の取得が卒業要件となっている。

各区分の概要は以下のとおりである。

<一般教養>

『科学リテラシー』に5科目、『情報リテラシー』に4科目、『人間と社会の理解』に13科目、『外国語』に8科目を配置している。これらの一般教養科目は、各学科で養成する医療職の専門性を考慮し、特に必要な基礎知識を修得させるために必修科目を学科ごとに設定し、それ以外を選択科目としている。付加価値教育として、医療現場でのAI活用能力を育成する目的で「G検定」取得を目指す「人工知能学」を配置している。

一般教養科目は専門科目と比べて非常勤講師の比率が高いため、非常勤講師への対応として教務係に専属嘱託職員を配置し、教務委員会が教育内容の評価及び運営を担当している【4-2-c 非常勤講師の支援体制】。

<純真学>

『純真学』は、医療人に共通して求められる基盤的な資質と汎用的能力の育成を目的として、1年次から3年次にかけて、計4科目を必修科目または選択必修科目として配置している。「純真学Ⅰ」は、『純真学』を学ぶにあたっての導入科目と位置づけ、建学の精神

III

の理解とともに、自由で幅広い思考体系を養うことを目的として、1年次に必修科目として配置している。「ボランティア」は、地域におけるボランティア活動を通して、社会的課題に対する理解を深めながら「客観的な視点」を身につけること目的として、2年次に選択必修科目として配置している。「異文化交流」は、本学とMOU(Memorandum of Understanding)を締結しているアジアを中心とした海外の大学での研修を通して、国際的な視野を広げることを目的として、2年次に選択必修科目として配置している。「純真学Ⅱ」は、一流とされる人物の視点や思考に触れる機会を通じて、古典・伝統・文化関連施設の訪問体験を重ねながら、建学の精神への理解を深めるとともに、社会人としての「自己探究」を促すことを目的として、3年次に必修科目として配置している。

『純真学』の運営は「純真学専門部会」が担っている。純真学専門部会は「純真学専門部会規程」【4-2-d】に則り、年間計画の策定、学科間及び非常勤講師との調整、評価及び改善、予算及び決算などについて審議している。

<チーム医療>

『チーム医療』は、インタープロフェッショナル教育（多職種連携教育 InterProfessional Education、以下「IPE」という。）科目と位置付け、全科目を必修科目としている。1年次の「医療連携の基礎」では、本学で養成する医療職について、全般的な職務内容と役割を演習形式で学び、2年次の「医療連携の構築」では、医療チームとして構成されることの多い医療7職種の専門性や役割を学び、チーム医療の必要性に対する理解を深める科目として配置している。3年次は、各学科の病院実習を通して現場でのチーム医療の実際を学び、4年次に「総合チーム医療」を配置して、学科混成チームによるシミュレーション教育により、学科の枠を越えて共に学ぶ科目として展開している。

『チーム医療』の運営は「多職種連携教育専門部会（IPE 専門部会）」が担っている。IPE 専門部会は「多職種連携教育専門部会（IPE 専門部会）規程」【4-2-e】に則り、年間計画の策定、学科間及び非常勤講師との調整、評価及び改善、予算及び決算などについて審議している。

<キャリア形成>

『キャリア形成』は第3次カリキュラムから導入した5科目からなる科目群で、1年次必修科目の「ライティングリテラシー」では、レポート作成やメールの送受信といった学生生活・社会生活に必要な文章表現力を学び、同じく1年次必修科目の「キャリア入門」では、大学で学修を進める上で必要な「聞く・話す・調べる」といったスタディスキルの基本的知識と技法を身につける科目として配置している。1年次から3年次までの通年必修科目の「キャリア形成論」では、早期に医療専門職としての意識を涵養し、卒業までの見通しと目標を設定する科目として配置している。2年次から3年次の通年必修科目として展開する「キャリアスキル演習」では、自己を知り、卒業後の進路を明確にして、実践的な進路対策スキルを身に付ける科目として配置している。なお、2年次に選択科目として展開する「医学英語」は、医学・医療の現場で活かせる実践的な英語能力の育成を目的として、「医学英語検定4級」取得を目指す科目として配置している。

『キャリア形成』の運営は「進路対策委員会」が担っている。進路対策委員会は「進路対策委員会規程」【4-2-f】に則り、年間計画の策定、学科間及び非常勤講師との調整、評価及び改善、予算及び決算などについて審議している。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

医療系大学の特徴として、各学科の教育課程においてアクティブ・ラーニングの要素を持った演習・実習科目が数多く配置されている。これらの科目においては、同一授業に複数の教員が同時に学生の指導にあたるため、他の教員の教授活動を直接体験し、共有する機会ともなっている。

また、各科目の授業終了に合わせて授業評価アンケートを実施し、学生の意見の汲み上げと、評価指標に基づく得点評価を行っている。授業評価アンケートは、一部の例外を除き専任教員・非常勤講師を問わず全科目で実施しており、得点評価の年間上位3人の専任教員にはベストレクチャー賞並びに副賞として研究助成金が贈られている【4-2-g 教育助成に関する規程】。なお、ベストレクチャー賞受賞者による公開模擬授業を毎年実施することにより、他の教員が教授方法を改善・向上させる機会としている【4-2-h 令和6年度第3回FD・SD研修会開催結果（報告）】。

このほか、授業方法の改善を図るためのFD活動の一環として、教員間の相互授業参観を前期・後期ともに実施している【4-2-i 2024年度相互授業参観 実施一覧(前期・後期)】。相互授業参観では、参観後に授業担当者と授業参加者との意見交換を行う時間を設定し、そこから得られた知見を参加者がレポートにまとめ、科目責任者に渡している。

(a) 基盤教育科目での工夫

<学科混成の合同授業>

『チーム医療』は、他学科の学生とともに学ぶことに主眼を置き、全学科必修の合同授業として全学的に取り組んでいる。また、1年次から4年次まで段階的に学ぶ構成としており、特に4年次は、チーム医療の実践に必要な思考力・行動力・判断力という総合力の育成に重きを置いている。加えて、チーム医療の実践に必要な行動力の強化を目的に、チームワークを発揮するために必要な要素について学修し、医療現場での活用を想定した学修を行っている。

『純真学』においても、他学科の学生とともに学ぶことを意識づけるよう、全学科合同授業を取り入れながら全学的に取り組んでいる。特に、現在の複雑化した医療を支え得る医療人を養成するために、各学科の専門科目による教育だけでは培うことのできない、感性や多様な価値観に根ざした人間性といった、医療人に共通して求められる基盤的な資質の育成に役立っている。

(b) 学科別専門科目での工夫

各学科共通の取組みー学外実習対策委員会による支援

本学では、安全で質の高い臨地・臨床実習（以下、「学外実習」という。）が行われるように「学外実習対策委員会」が設置され、学外実習に関する全学的な事項の審議及び連絡調整を行っている。

学外実習対策委員会は委員長（学外実習対策部長）1人、各学科長4人、各学科から選出された委員（教員）4人の合計9人で構成されており、学外実習の教育水準確保、学外実習指導者研修会の実施、学外実習における学生支援、学外実習施設の確保、学外実習に関わる学外関係者との連絡調整等に関する事項を審議し、学外実習実施の支援を行って

る【4-2-j 学外実習対策委員会規程】。また、臨地（臨床）教育に協力する学外の医療機関等の優れた実習指導者に対する称号として臨床教授等の制度があり、各学科から推薦のあった臨床教授等候補者を検討し、臨床教授等選考委員会への推薦を経て、同委員会が選出している【4-2-k 臨床教授等の称号の授与に関する規程】【4-2-l 臨床教授等選考委員会規程】。

令和 6(2024)年度は以下の 3 つの目標を掲げて活動を行った【4-2-m 令和 6 年度第 11 回学外実習対策委員会議事録】。

目標① ルーブリック評価を用いた学外実習評価の振り返りと更新

臨地（臨床）実習は現状、履修内容に応じた複数の施設に受け入れをお願いしている。このような状況において、施設間での臨地（臨床）実習評価が適正かつ標準的に行われるようにする必要がある。令和 5 年度には、学外実習評価の均てん化に向けてルーブリック評価表を作成し、学外実習評価に導入した。令和 6 年度には、令和 5 年度に実施したルーブリック評価を振り返り、見直しを行った。

目標② 就職先を意識した実習施設の開拓と配置

学生の就職先を見据えた実習施設の新規開拓と、実習教育の充実を図ることを目的として、実習施設への学生配置を行った。

目標③ 学外実習中のハラスメント予防に向けた取り組み

これまでのコロナ禍の影響もあり、学外実習生は精神的な負担を受けやすくなっており、実習施設での指導によっては精神的に不調を訴える学生が報告されている。臨地（臨床）実習協議会を通じて、学外実習中のハラスメント予防に向けた対応を計画し、実習施設指導者との情報共有を行った。

看護学科

<学内演習>

学内演習では、専門科目における演習科目において、看護技術の修得と看護過程展開演習を行っている。演習は、各領域において実習に必要な看護実践力の修得を前提とした内容で構成され、ルーブリックをはじめとする尺度を用いた評価を行っている。Covid-19 の感染拡大に伴う臨地実習の制限を経験して以来、シミュレーション教育の強化に取り組んでおり、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーションモデルの使用、演習風景を撮影して振り返るリフレクション学習等、多様な教育手法を取り入れた演習を展開している。基礎看護学領域及び成人看護学領域においては、ICT を活用したアクティブ・ラーニングを導入し、学生による演習前後の主体的学習をサポートしている。

<学外実習>

学外実習では、1 年次開講科目「地域看護学実習」「基礎看護学実習Ⅰ」、2 年次開講科目「基礎看護学実習Ⅱ」、3 年次開講科目「急性期看護実習」「慢性期看護実習」「老年看護学実習」「母性看護学実習」「小児看護学実習」「精神看護学実習」「地域・在宅看護学実習」、4 年次開講科目「統合実習Ⅰ」「統合実習Ⅱ」の全 12 科目 23 単位を履修する。保健師課程専攻学生はこれに加えて、「公衆衛生看護学実習」5 単位を履修する。

臨地実習に必要な各種感染症抗体価検査は、1 年次に麻疹、風疹、ムンプス、水痘・帯

状疱疹、B型肝炎ウイルスについて実施しており、その結果に基づき、医療関係者向けワクチン接種ガイドラインに沿った予防接種の個別指導を行っている。また、季節性インフルエンザ予防ワクチンの接種についても積極的に奨励している。冬季においては、実習施設での感染症拡大による実習中止の申し入れがあったため、実践の場での学修機会を確保するため、実習期間外での追実習の調整を行っている。

学外実習のオリエンテーションに必要な内容は「臨地実習要綱」に記載しており、各実習の目的・目標、開講時期、履修要件、実習方法、評価・単位認定、個人情報取り扱い、インシデント・事故・感染防止対策、保険の取り扱い等について説明している【4-2-n 臨地実習要綱（新カリキュラム版）2024年度（看護学科）】。2024年度版より、実習中のハラスメントに関する項目を追記し、学生や指導者が適切な対応方法を理解できるよう周知した。

また、各臨地実習先における学生指導者との打ち合わせ及び評価会議を実施しており、大学と指導者間で実習内容の共有を図っている。特に九州医療センター看護部とは、新たに看護連携型ユニフィケーション協定を締結し、実習指導、研究支援、教員の実践力強化の3側面で相互の協力体制を築いた【4-2-o 看護連携型ユニフィケーション事業 基本協定書】。また、これらの運営・調整、課題解決は、学科内に設置した臨地実習対策委員会が担っており、現場と大学の双方で教育に対する検討・審議を重ねながら進めた。2024年8月7日には、九州医療センター実習指導者を対象とした研修会を九州医療センター会議室にて開催し、具体的な指導事例について、各病棟指導者と担当教員間で意見交換を行った【4-2-p 令和6(2024)年度臨床指導者研修会報告】。

臨地実習は82施設で実施しており、連携協定を締結している九州医療センターを中心に、福岡県内及び一部の臨地実習については佐賀県内の施設で展開している。

全実習施設との連携を深め、実習指導体制を強化することを目的として、毎年1回「臨地実習協議会」を開催しているが、令和6(2024)年度は7月6日に本学MLCにて開催した【4-2-q 2024年臨地実習協議会・実習指導者研修会（プログラム、看護学科）】。当日は、学部教育から卒業後教育につながる看護実践力教育の意義、実習における技術実施率の低下、実習におけるインシデント分析について報告した。また、若者の特徴と必要な対応について、本学カウンセラーによる講演を行い、好評を得た。領域別分科会では、指導事例等に関する意見交換を行った。参加施設は26施設、参加者58人で、活発な意見交換が行われた。医療現場では新人看護師の早期離職の問題が続いており、より一層、実習施設と大学との連携を図る必要性を痛感する場となった。

1年次前期開講科目「地域看護実習」では、地域活動を通じて患者ではなく生活者としての理解を促すため、昨年度より公民館での実習を取り入れている。本実習は、2年次開講科目「ボランティア」と関連し、学生による近隣公民館での主体的活動を活発化させ、大学の地域貢献として今後も大いに期待できる。さらに、3年次後期開講科目「母性看護学実習」における「地域子育て支援実習」、及び4年次前期開講科目「統合実習」の一環として、本学公開講座「育児（体験）教室」の企画・運営を行っている。この取組みは平成29(2017)年度から継続して実施しているが、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までのCovid-19の流行期間中は、近隣産婦人科クリニックでの集団指導が中止され、戸惑う妊産婦を対象にオンラインで「育児教室」を実施した。令和6(2024)年度の「育児体験教室」は

対面で計 6 回開催し、【4-2-r 『公開講座 2024 ママとパパのための育児体験教室』チラシ】合計 46 組の夫婦と 4 名の子どもの参加があった【4-2-s 令和 6 年度公開講座育児体験教室開催実績】。学生はグループごとに分かれ、指定された回の「育児体験教室」について、教員の指導・助言を受けながら主体的に企画・運営を行った。母性看護学実習の履修者全員が「育児体験教室」の企画・運営に携わり、貴重な地域貢献を实践した。なお、次年度からは、祖父母を対象とした「孫育て教室」も開催を予定している。

放射線技術科学科

<学内演習・実習>

診療放射線技術学に関する実習は、講義で学んだ理論・知識・技術を統合し、臨床に必要な実践能力と態度を育成することを目的としている。学内実習においては、専門基礎科目及び専門科目を履修した後に、それぞれに対応する実習科目を設定し、講義で学んだ知識と技術の統合を図るとともに、臨床実習に向けた実践能力と態度の基礎を身につけさせることを目指している。アクティブ・ラーニングとして、臨床現場で想定される課題を自ら調べ、実技試験で一人ひとりが実演し、教員による評価を受ける。実習終了後には授業評価アンケートを実施し、問題点等を教員にフィードバックして、指導内容・方法の改善を図っている。

学内演習・実習科目として、1 年次に 1 科目、2 年次に 3 科目、3 年次に 6 科目を必修科目とし、4 年次は 3 科目を選択科目として配置している。

<学外実習>

学外実習としては、1 年次（8 月から 9 月中のいずれか半日）に「早期体験実習」として、福岡県、佐賀県内にある各医療関連施設に分かれて見学実習を実施している。

また臨床実習は、3 年次後期（11 月から 1 月）に 12 週間実施している。学内教育で修得した放射線技術科学に関する知識・技術が実際の臨床現場でどのように用いられているかを知り、医療チームの一員として保健医療分野における診療放射線技師の役割と責任について理解を深め、医療人としての自覚を養うとともに、医療職として求められる実践力や態度を自覚することを促している。

臨床実習の実施にあたっては、事前に麻疹、風疹、ムンプス、水痘・帯状疱疹及び B 型肝炎ウイルスについて抗体検査を実施し、医療関係者のためのワクチンガイドラインに従い、必要に応じてワクチン接種を行い、その結果を実習先に提出している。また各実習科目について「実習要綱」を作成し、個人情報保護、感染予防、災害時（台風や地震等）における対応、実習中の事故への対応、マナー教育や服装チェックなど、実習に対する注意点や心構え等の基本的な知識・技術を事前に学修し、職業人としての意識を高めて臨床実習に臨むこととしている。

実習施設については、福岡県を中心に、中国・九州地区の実習施設と協力し、臨床現場の実践的な知識が修得できるように連携を図っている。令和 6(2024)年度の実習先は 57 施設である。事前に臨床実習施設希望調査を実施した上で、学生の希望や GPA などを考慮し、最終的には学科会議で実習先を決定している。

実習中に事故が発生した場合は、臨床実習指導者及び担当教員の指導の下、学生に事故報告書及び事故・破損等報告書を提出させる。インシデントが発生した場合は、インシデ

ントレポートを提出させる。合わせて、事故・インシデントの再発防止のために学科で状況・原因等を分析する。

臨床実習終了後には「臨床実習報告会」を開催し、学生が臨床実習でどのようなことを学んだのかを再確認し、学修効果を高めている。また、各実習施設を担当する責任教員を配置して、実習先の臨床実習責任者と本学教員との相互連絡体制を構築している。

特に、各臨床実習病院での実習内容及び実習の質を担保するため、施設側臨床実習指導者と合同で臨床実習協議会を毎年度開催している。令和6(2024)年度は、「臨地実習を考える」として、前年度における「臨床実習全体の総括及び学科現状の報告」、「臨床実習の経験と学生指導」、「学生臨床実習報告」及び「令和6年度臨床実習計画と実習評価について」が報告された。教育講演では「昭和の当たり前は令和の非常識 ～世代間ギャップとハラスメント」のタイトルで内藤知佐子先生（愛媛大学医学部附属病院 総合臨床研修センター）による講演が行われた。【4-2-t 純真学園大学 放射線技術科学科 令和6年度臨床実習協議会プログラム】。

検査科学科

＜学内演習・実習＞

臨床検査学に関する演習・実習は、講義で学んだ知識を統合し、臨床検査に必要な実践能力と態度を育成することを目的としている。学内演習・実習においては、専門基礎科目及び専門科目を履修した後に、それぞれに対応する演習・実習科目を設定し、臨地実習に向けた実践能力と態度の基礎を身につけさせることを目指している。アクティブ・ラーニングとして、演習・実習ごとに各班に割り当てられた課題について自ら調べ、パワーポイントを用いた発表会を実施している。指導方法の改善を進めるために、演習・実習終了後に授業評価を実施し、問題点等を教員にフィードバックして指導内容・方法を改善している。

学内演習・実習科目として、1年次に3科目、2年次に8科目、3年次に7科目を必修科目として配置し、3年次後期及び4年次前期に選択科目を配置している。

＜学外実習＞

1年次（2月から3月のいずれか半日）、職業意識の醸成（学生が臨床検査技師としての役割や責任を理解し、自身の将来の職業に対する意識を高める）を目的に「早期体験実習」として福岡県内にある医療関連施設に分散して見学実習を毎年実施している。また、学外実習である臨地実習は3年次後期に展開し、学内教育で修得した臨床検査に関する知識・技術が実際の医療現場でどのように用いられているかを知り、学内教育と臨地実習の相乗効果によって、より高い学修効果を期待するものである。実習期間は8週間（新カリキュラムでは9週間）で、臨地実習施設は福岡県を中心に九州地区の医療機関101施設と連携している。

臨地実習では、医療現場で行われている臨床検査の一連の流れを実際に体験し、的確な判断のもとに行動できる基礎能力や、正確な検査結果を導くための適切な対応といった実践的能力を身につけさせている。同時に、医療チームの一員として、保健・医療・健康分野における臨床検査技師の役割と責任について理解を深め、医療人としての自覚を養っている。

臨地実習前には、麻疹、風疹、ムンプス、水痘・带状疱疹及びB型肝炎の抗体検査を実施し、その結果を実習先に提出している。

実習の実施にあたっては「臨地実習要項」【4-2-u】を作成の上、臨地実習オリエンテーションを実施し、実習に対する心構え等の基本的な知識・技術を事前に学修してから実習に臨むこととしている。

実習中に事故等が発生した場合は、再発防止のために事故・破損等報告書の提出を義務づけている。

臨地実習終了後には「臨地実習報告会」を開催し、学生に臨地実習で体験したことを発表させ、学んだことを再確認することで学修効果を高めている。

また、各実習施設を担当する教員を配置して、実習先の臨地実習指導者と本学教員との相互連絡体制を構築している。実習前には実習病院に赴いて臨地実習指導者と実習内容を確認し、実習終了後には学生の实習態度、成績、トラブルの有無等について意見交換し、次年度への改善に向けて取り組んでいる。

さらに、年に1回、臨地実習病院での実習内容及び実習の質を担保するため、臨地実習指導者と本学教員合同で臨地実習協議会を開催し、意見交換を行い、実習先と連携して学生の指導にあたっている。令和6(2024)年度の特別講演では、「実習現場でのハラスメントと指導の違い」のテーマで倉富史枝先生(NPO法人福岡ジェンダー研究所理事)による講演が行われた。また、指導方法の改善を進めるために実習終了後に実習評価を実施し、問題点等を現場の指導員にフィードバックし、指導内容・方法を改善している【4-2-v 令和6年度 臨地実習協議会・指導者会議プログラム】。

医療工学科

<学内実習>

工学・医工学・臨床工学の各分野において、講義や演習等で学んだ基本的な原理及び特性に関する知識をより深めるために10科目の学内実習を必修科目として配置した。

多くの医療機器は電気回路を使用しており、その制御には電子回路が重要な役割を果たしている。臨床工学技士としてそれら医療機器を保守点検するためには、電気及び電子工学的知識が必要である。そのため2年次に電気及び電子工学の講義で学んだ知識の理解を深めるために「電気工学実習」「電子工学実習」「システム・情報処理実習」を配置している。3年次前期には、各種医用治療機器(電氣的治療機器、機械的治療機器、手術用機器等)の適切な操作と保守点検が行える能力を養うために「医用治療機器学実習」「生体計測装置学実習」「臨床支援技術学実習」「医療安全管理学実習」を配置している。3年次後期には、生命維持装置の中心となる、体外循環・血液浄化・人工呼吸器の構造、原理についての知識を深め、基本的操作方法を修得するために「体外循環学実習」「呼吸療法学実習」「血液浄化学実習」「臨床工学総合実習」を配置している。

生命維持装置に関する実習においては、実習班ごとに割り当てられた実際の疾患に対し、実習開始前に確定診断、臨床症状、手術手技等のリサーチを行い、実習開始時にパワーポイント等を用いた発表を行うことで、治療に対するイメージ作りを行っている。

<学外実習>

学外実習である臨床実習は3年次の学生を対象に11月より6週間行っている。実習内

容は人工心肺業務（45 時間以上）、血液透析業務（45 時間以上）、集中治療室・手術室業務（45 時間以上）、ME 機器管理業務など（15 時間以上）となっている。臨床実習施設は 14 大学病院を含む 66 施設である。

実習開始前には、臨床実習に必要な基本的な知識と技術を再修得させるためのオリエンテーションを実施し、個人情報保護、感染予防、災害時（台風や地震等）における対応、実習中の事故への対応、マナー教育や服装チェックなどの注意事項を伝え、医療に携わる職業人としての意識を高めて実習に送り出している。臨床実習前には『臨床実習の手引き』【4-2-w】を配付している。また、実習前にラテックスアレルギーに関する病歴聴取や負荷テスト、及び麻疹、風疹、ムンプス、水痘・带状疱疹及び B 型肝炎ワクチンについて抗体検査を実施し、抗体価が基準値以下の場合はワクチン接種を義務づけ、その結果を実習先に提出している。

実習中に事故が発生した場合は、状況・原因等を分析し、今後の再発防止のために臨床実習指導者及び担当教員から指導を受け、事故報告書を記入する。大学へは事故・破損等報告書を提出する。実習中の事故の対応と手続きについては、『臨床実習指導要領』【4-2-x】に記載している。

実習終了後は、学生が企画・進行する臨床実習報告会を行い、実習施設紹介、実習内容、その成果及び反省点等を発表する。この報告会には、次年度の実習に対する自覚を促し、学修意欲を高めるため 3 年次生も聴講させている。

また、年に 1 回施設側指導者と臨床実習協議会を開催している。この会議では、施設側の実習指導者から実習実施時期、レポート、実習採点方法、欠席時の対応等臨床実習に関する感想、意見等を聞き、今後の臨床実習のあり方を検討している【4-2-y 令和 6 年度純真学園大学臨床実習協議会プログラム（医療工学科）】。

(c) 大学院開講科目での工夫

保健医療学研究科

<研究科共通科目>

看護学専攻及び保健衛生学専攻の大学院生が合同で参加する共通科目の多くは、講師による講義とともに、大学院生のプレゼンテーションによって学修する授業スタイルをとっている。また、学部から直接大学院へ進学した学生と、臨床で実践者として働く社会人とともに議論する空間となることで、より実践的な知識・技術を学ぶ機会となっている。

特に、本学の特色ある科目の一つである「多職種連携医療論Ⅱ」では、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の資格を有する教員がオムニバス形式で授業を展開するだけでなく、現役の医療職者の講義、連携協定を結んでいる九州医療センターにおける感染症対策チーム、栄養サポートチーム、緩和ケアチーム、退院支援部門での臨床演習を体験することによって、チーム医療における専門職の役割と協働の必要性を考える機会となっている【4-2-z 「多職種連携医療論Ⅱ」シラバス】。

(d) 学年暦での工夫

本学では令和 3(2021)年度より、短期集中的学修による教育効果の向上を目的として、クォーター制学年暦を導入している。その運用は完全なクォーター制ではなく、従来のセ

メスター制を残した上で、授業の実施方法としてクォーター制を追加する『クォーター制・セメスター制併用学年暦』としている。即ち、学則上の学年暦は従来通り前期と後期のセメスター制であり、履修登録・学納金の納入・学籍異動は前期・後期の2回とする。一方、授業は科目の特性や学修効果を鑑みて「クォーター科目」と「セメスター科目」とに分け、クォーター科目はクォーターごと、セメスター科目はセメスターごとに定期試験を実施して成績を確定させる。ただし、修得単位の成績通知書への反映は、前期・後期の学期末としている。

4-3. 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

【保健医療学部】

(a) 各開講科目を通じた評価（成績評価、授業評価アンケート、達成度自己評価システム）

基準項目 3-1 で触れたとおり、本学ではディプロマ・ポリシーに基づいた成績評価・単位認定の基準が定められており、また本学開講科目全てについて、到達目標と成績評価方法がシラバスに明示されており、それらに沿った成績評価がなされている。

各開講科目の最終授業時には、FD・SD委員会による授業評価アンケートを実施している。このアンケートは、一部の科目を除き、原則として専任教員・非常勤講師を問わず全ての科目を対象としており、Webアンケートシステムを利用して実施している【4-3-a 令和6年度後期授業評価アンケートの実施要領】。授業評価アンケートは、科目の開講形態に応じて「講義科目」「演習・実験・実習科目」及び「卒業研究科目」の3つに分かれているが、質問項目は「学生の自己評価」「教員の授業内容」「教員の授業方法」「全体評価」及び自由記述欄で構成している【4-3-b 令和6年度後期授業評価アンケート（質問項目：講義科目用、演習・実験・実習科目用、卒業研究用）】。この試みにより、授業形態に即した質問項目を設定することで、アンケートの精度を高めることを目指している。

加えて、本学ではシラバスに明示している各科目の到達目標に対して、学生自身が自己の到達度を評価する「達成度自己評価システム Assessmentor」を導入している。学生は、各科目の最終授業時に授業評価アンケートとともに Assessmentor にもアクセスし、履修した科目の到達目標ごとに自らの到達度を自己評価し、5段階評価で入力する。このことにより、学生は自らの主観による達成度評価と、教員による客観評価としての成績評価の両面から履修科目の振り返りを行うことができるようにしている。

(b) 学修・資格取得・就職状況を通じた評価

学修状況に関する間接評価として、IR 室が毎年、全学科・全学年を対象とした「学修等に関するアンケート」【4-3-c】を実施している。設問は、大学生活（一日の学修時間、読書、食事、睡眠、アルバイト、ICT 機器の使用等）、学修環境・学生サポート（図書館その他大学施設の使用や学生サポートに対する満足度等）、学修経験（授業方法の工夫、教員からのサポート、学生自身の学修への取組姿勢、修得できた知識・能力等）で構成されており、この集計結果は学内で共有し、問題点の把握と対策に努めている。

また、本学は全ての学科で医療職者の養成を教育目的に挙げていることから、国家試験対策委員会及び進路対策委員会が中心となって年間の活動方針を策定し、学生の学修支援を担う学年担任・SG 担任と協働して、国家試験に向けた学修支援や就職活動の実績把握に努めている。

国家資格を含む資格取得については、各学科からの情報を国家試験対策委員会が集約し、国家試験の結果に基づく要因分析がなされている。令和 6(2024)年度の国家試験合格状況及び各種資格の取得状況については、基準 3-3 で触れたとおりである。

就職・進学状況については、各学科及び就職係で情報を収集し、進路対策委員会で共有している。令和 6(2024)年度卒業生に関する就職・進学状況についても、同じく基準 3-3 で触れたとおりである。また、卒業生の就職先にアンケートを送付し、本学卒業生に対する就職先からの評価を聴取している【4-3-d 2024 年度卒業者に関するアンケート（質問項目）】。

【大学院保健医療学研究科】

大学院における学修成果は、科目ごとに実施されるレポート等による評価と、特別研究の成果物である修士論文の内容によって評価している。

大学院生は、各々の研究テーマに沿って、1 年次に研究計画書を提出し、研究倫理審査を申請している。提出された内容は研究科委員会の議を経るため、指導教員だけでなく研究科委員会の構成員から助言を受けることも可能となっている。2 年次には、前期の中間発表会及び後期の修士論文審査会を経て最終的な学位審査が行われている。

大学院生からの学修成果に関する間接評価としては、「大学院生アンケート」【4-3-e】において、「回答者の属性」「教育全般」「学修環境」「学生支援」及び自由記述による調査を行っており、この集計結果は関係教職員で共有して問題の把握及び改善につなげている。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック**【保健医療学部】****(a) 各開講科目を通じた評価（成績評価、授業評価アンケート、達成度自己評価システム）のフィードバック**

学生が履修した科目の成績評価について、学生には各学期の終了時に Web 学生カルテシステムを通じて通知されるほか、Assessmentor にも履修した科目の評価（評語）や GPA が反映される。

また教員については、表 4-1 のとおり職務に応じて成績情報の閲覧権限を設定している。

この権限に基づき、必要に応じてシステム又は印刷物により成績情報を確認し、学生への学修指導を行っている。

表 4-1 学生の成績情報に関する教員の閲覧権限

| 教員 | 閲覧権限 |
|-------|------------------------|
| 学科長 | 学科に所属する全学生の成績が閲覧可 |
| 学年担任 | 担当する学年に所属する全学生の成績が閲覧可 |
| SG 担任 | 担当する SG に所属する学生の成績が閲覧可 |

授業評価アンケートについては、その集計結果を教員にフィードバックするとともに、集計結果に対する各専任教員からの意見・感想、実施した授業の自己評価内容、授業に対する改善点等を集約している【4-3-f 令和 6 年度授業評価アンケート結果からの振り返り】。また、この集約した内容から、授業改善に関する事項及び学生への受講姿勢に対する要望を抜粋した資料を、前期の授業ガイダンスにて学生に公表し、教員・学生の双方からの改善を求めている。

また、授業評価アンケートを活用した学修指導の改善としては、基準 4-2-⑤でも触れたとおり、前期・後期の授業評価アンケートを通じて評価の高かった教員 3 人に「ベストレクチャー賞」を授与するとともに、ベストレクチャー賞受賞者による模擬授業を FD として実施している。さらに、教員間の相互授業参観を実施することで、教員相互の意見を授業改善に反映できる機会としている。

(b) 学修・資格取得・就職状況を通じた評価のフィードバック

国家試験対策及び就職・進学支援については、国家試験対策委員会及び進路対策委員会において国家試験合格率及び就職率を踏まえて総括を行い、次年度の取組みへと反映させている【4-3-g 令和 6 年度 各学科・各委員会目標（達成度：国家試験対策委員会、進路対策委員会）】。また、就職先から聴取した本学卒業生に関するアンケートについては、就職係にて集計の上、集計結果を各学科へフィードバックしている。

【大学院保健医療学研究科】

大学院においては、中間発表会及び修士論文審査会が公開で行われることから、大学院生は教員から直接助言を受ける機会を得ている。また、複数の教員がその場に参加することで、互いの指導内容を振り返り、見直すことが可能となっている。

また、大学院生アンケートの集計結果を関係教職員で共有し、教育内容や指導方法の改善に役立てている。

加えて、対面形式での大学院懇談会を令和 4(2022)年度から再開し、令和 6(2024)年度は令和 7(2025)年 1 月 31 日に開催した。この懇談会では、教員と大学院生が直接懇談することで、学修成果を含む教育活動や学生生活全般について情報を共有し、問題点の把握や改善策の検討が可能となっている。

【基準4の自己評価】

(1) 成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

1. 「気品・知性・奉仕」の精神を備えた純真な人を育成するという本学の建学の精神に則り、学部（学科別）および大学院におけるディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページおよび学生便覧に掲載することで、ステークホルダーに周知している。
2. 単位認定、進級および卒業認定については、学則・履修規程・学生便覧に基づき適切に運用されており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準・進級基準・卒業認定基準・修了認定基準を明確に定め、厳正に実施している。
3. GPA、授業評価、ポートフォリオによる学修成果の把握を継続的に実施し、学修成果の見える化を進めている。
4. 学修成果指標の活用により、学期 GPA1.8 未満者に対する早期面談・指導制度が機能しており、休退学率の抑制に寄与している。
5. 全学 FD 研修会やベストレクチャー賞、相互授業参観等を通じて授業改善に取り組み、成果を教育内容や方法の改善にフィードバックしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

1. 学修成果の点検・評価として、学修状況・資格取得・就職状況等の調査、授業評価アンケート、達成度自己評価システムの運用等を行っているが、これらの結果を教育内容や方法の改善により効果的に反映させる仕組みにはなお改善の余地がある。
2. 令和4（2022）年度（医療工学科は令和5〔2023〕年度）入学生より適用された新カリキュラムが令和6年度に完成年度を迎えたため、教育課程全体の再検証・見直しが必要である。
3. 令和5年度の第三者評価において、教養・リベラルアーツ教育の在り方について、点検・改善の必要性が指摘された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

1. 令和7年度より、新カリキュラムの運用状況および学年暦のクォーター制導入に関する評価・検証を行い、教育課程全体の点検・改善に取り組む予定である。
2. 令和6年度から、教養・リベラルアーツ教育の在り方について見直しを進めており、教務委員会を中心に教育内容およびその評価方法の改善に取り組んでいる。
3. 教養科目と専門科目の関連性について、各学科で調査を行った結果、4学科とも直接的な関連は確認されなかった。今後、教養科目担当教員へのアンケートを実施し、教育課程全体の整合性向上に資する検討を行う予定である。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、「学長選考規程」【5-1-a】に基づき、理事会が設置する「学長候補者選考委員会」で選考された候補者の中から選任されている。

学長は、大学の代表者として理事会に大学に関する事項を上程する一方、法人の理事として経営管理に関与することで、法人と大学間の合意形成に重要な役割を果たしている。

学長は、法令、学則及び諸規程に基づき、大学を代表して校務をつかさどり、所属職員を統督している。また、理事長と協議の上、理事会の議を経て副学長、学部長、研究科長を選任する【5-1-b 副学長選任規程】【5-1-c 学部長選任規程】【5-1-d 研究科長選任規程】。さらに、副学長・学部長と協議し、研究科長補佐、各学科長、各種委員会の長を選任している【5-1-e 役職者等選任規程】。

学長は、教育研究に関する重要事項を審議する教授会の議長となるほか、以下の機関・委員会についても自ら議長（委員長）としてリーダーシップを発揮している。

表5-1 学長が議長である機関・委員会（令和7年度）

| 委員会等 | 根拠規程 | 備考 |
|------------------------|---------------------------------|--------------------|
| 内部質保証チーム | 内部質保証の方針 第2条 【5-1-f】 | 令和5年度より新設 |
| 内部質保証委員会 (内部質保証協議会) | 内部質保証委員会規程 第4条 【5-1-g】 | 令和7年度より「内部質保証委員会」 |
| 自己点検・評価委員会 | 自己点検・評価委員会規程 第3条第2項 【5-1-h】 | |
| 教学マネジメント委員会 | 教学マネジメント委員会規程 第3条第2項 【5-1-i】 | 令和4年度まで「教育改革検討委員会」 |
| 中期計画策定委員会 | 中期計画策定委員会規程 第2条第2項 【5-1-j】 | |
| 奨学生委員会 | 福田昌子記念育英学生規程 第3条第2項 【5-1-k】 | |

また規程の改廃については、これまで多数の規程で最終的に理事会の承認を要する運用となっていたため、学校教育法第 92 条第 3 号の趣旨を踏まえ、学長が大学に関する最終

決定権を有することを明確にするため、規程の見直しを行った。この結果、令和 6(2024)年 4 月より以下のように運用を整理した。

- ①学則・学部規則・教授会規程のように大学運営の根幹を定める規程や、大学経営に直接的な影響を及ぼす規程（人事・学生募集・学費・奨学金等）の一部については、改廃に際して従来と同様に理事会の承認を要するものとする。
- ②上記以外の各種規程等の改廃については、学長が承認し理事会へ報告する。

このように運用を整理することで、大学に関する学長の最終決定権をより明確にした。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

平成 27(2015)年 4 月の改正学校教育法施行により、教授会の役割及び学長の決定権が明確化されたことを踏まえ、本学でも組織及び規程の見直しを行った。また、令和 5(2023)年度に本学が受審した大学機関別認証評価における実地調査において、様々なご指摘・ご助言をいただいたことを踏まえ、追加の制度整備を行った。これらの見直しを経て、本学では令和 7(2025)年 5 月現在、以下のように大学の意思決定に関する組織体制を整備している。

(a) 副学長・学部長

学長の補佐体制を強化するため、本学では副学長及び学部長を各 1 名配置している。

副学長は、学長の所掌事項が教学その他の大学運営の多岐にわたることから、適切な意思決定ができるよう、学校教育法第 92 条第 4 号の規定に則り学長を補佐する役割を担うとともに、学長裁定書【5-1-1】に基づき指示された範囲における学務をつかさどっている。

また保健医療学部長（以下、「学部長」とする。）は保健医療学部における学務をつかさどるとともに、学長によるリーダーシップの発揮を支援している。

(b) 教授会（学部）

令和 6(2024)年 4 月より教授会規程【5-1-m】を改正し、第 3 条第 1 項において教授会が「審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる」事項を以下のとおり定めた。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項

また、同じく第 2 項において、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める…事項」を以下のとおり定めた。

- (1) 学生の表彰及び懲戒処分に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (4) 組織再編に関する事項

(c) 研究科委員会（大学院）

令和 6(2024)年 4 月より研究科委員会規程【5-1-n】を改正し、第 3 条第 1 項において研

究科委員会が「審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる」事項を以下のとおり定めた。

- (1) 学生の入学、修了及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項

また、同じく第2項において、「教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める…事項」を以下のとおり定めた。

- (1) 学生の表彰及び懲戒処分に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (4) 組織再編に関する事項

(d) 入試判定会（学部・大学院）

令和6(2024)年4月より改正した教授会規程において、第8条（委任）で入試判定会を代議員会として位置づけ、入学者選抜における志願者の合否判定については入試判定会の決定をもって教授会の決定とすることができることを明確化した。

同様に、大学院においても令和6(2024)年4月より改正した研究科委員会規程第9条（委任）で入試判定会を代議員会として位置づけ、入学者選抜における志願者の合否判定については入試判定会の決定をもって研究科委員会の決定とすることができることを明確化した。

以上により、学校教育法等の関連法令を遵守するとともに、副学長、学部長、教授会及び研究科委員会の権限並びに役割を明確化し、学長を頂点とする大学の意思決定組織を整備している。また、以上の内容を定めた各種規程については本学の学内情報共有サイトに公開しており、教職員への周知を図っている【5-1-o 純真学園情報共有サイト（V-Air）> 純真学園規程集 > 純真学園大学規程】。

全学的な教学マネジメントの実施については、本学が1学部1研究科のみを有する小規模大学であることから、教授会及び研究科委員会がその実施を担うこととなる。教授会及び研究科委員会は、各学科ないし各専攻が教務委員会を通じて教育課程に関する規程の改正提案を行った場合、①大学の設置目的に沿っているか、②大学の教育理念に沿っているか、③教育目的が実現可能か、などの観点から審議を行う。

なお、保健医療学部では、教育課程の見直しに伴い平成28(2016)年度入学生より第2次カリキュラムを導入し、令和2(2020)年3月にその最初の卒業生である6期生が卒業した。さらに、令和4(2022)年度入学生（12期生）からは、各種法令改正に対応した第3次カリキュラムを導入している（看護学科・放射線技術科学科・検査科学科）。医療工学科については令和5(2023)年度入学生（13期生）より第3次カリキュラムを導入している。

また、大学院保健医療学研究科については、修士課程を平成30(2018)年度に開設し、令和2(2020)年3月に1期生が修了し、令和7(2025)年3月までに6期生までで計37名が修士号を取得している。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

組織体制については「純真学園大学 組織規程」【5-1-p】により定めている。また、事

務組織については、各部署に必要な職員を適切に配置している。

教学マネジメントの遂行にあたり、本学では以下のとおり事務職員を配置し、参画させる体制を整備している。

(a) 事務局長

事務組織の代表は、評議員会に評議員として参画している【資料 F-10 理事・評議員・監事一覧】。また、表 5-2 に示す各種会議体においても、構成員またはオブザーバーとして参画している【5-1-q 純真学園大学 入試判定会規程 第 3 条】【5-1-r 純真学園大学大学院 入試判定会規程 第 3 条】【5-1-s 純真学園大学大学院 奨学金規程 第 4 条】。

表 5-2 事務局長が出席する会議（令和 7 年度）

| | |
|-------------|--|
| 構成員として出席 | 学部運営会議 I・II、研究科運営会議、内部質保証委員会(内部質保証協議会)、中期計画策定委員会、教学マネジメント委員会、IR 委員会、 自己点検・評価委員会、ICT 専門部会、競争的資金不正防止部会、入試判定会、奨学生委員会 |
| オブザーバーとして出席 | 教授会、研究科委員会、教育職員選考委員会 |

(b) 教務係

教務係長は、教務委員会に委員として参画しており、教職協働の体制のもとでカリキュラムの運営や改正作業に実務的に関与している【5-1-t 教務委員会規程】。

(c) IR 室

学生の実態把握に関しては、専任の事務職員が在籍状況や成績の推移等に関するデータを収集・分析し、学長・副学長・学部長に報告している。

また、アンケートを通じて学修成果や学修行動に関するデータの収集・分析も行っている【5-1-u IR 室規程】。

5-2. 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(a) 教員数の充足

学部・学科等の教員数について、本学における大学設置基準上の最低専任教員数は加算定員を含めて51人と定められている。これに対し、本学の助教以上の教員数は82人であり、基準を大幅に上回っている。また、設置基準による各学科別の教員数や必要教授数についても、いずれも基準を上回っており、教員数の充足率は非常に高い。これは、保健医療系大学に共通する、学内演習・実習科目や学外実習科目など、実技・実験を伴う科目が多いことに起因している。本学の教育課程は、看護学科・放射線技術科学科においては看護師・保健師及び診療放射線技師の養成について定めた学校養成所指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）に準拠しており、検査科学科及び医療工学科においても「臨床検査技師等に関する法律」及び「臨床工学技士法」に基づき「厚生労働大臣が指定する科目」を開講している。これらにより、本学の教育課程は大学設置基準と関係法令の双方に適合している。教員数及び教員の専門領域との整合性についても、保健医療学部の4学科（看護学科、放射線技術科学科、検査科学科、医療工学科）において十分に確保されている。なお、専任教員としてカウントしていないが、看護学科では学外実習を支援するため非常勤助手が3人配置されている【5-2-a 教員組織】。

大学院については、令和7(2025)年5月1日現在、担当教員数は67人（科目のみ担当者7人を含む）であり、全員が学部と兼担している。このうち52人は研究指導教員であり、大学院設置基準上、必要とされる12人を大きく上回っている。

(b) 教員の資格等

教員の学位の種類及び専門分野と、担当科目との整合性については、学内に設置された教育職員選考委員会により妥当性が審査されている。看護学科は保健師学校・看護師学校として、放射線技術科学科は診療放射線技師学校として、それぞれ指定を受けており、両学科では、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」及び「診療放射線技師学校養成所指定規則」に基づき、法令に定められた要件を満たす形で、有資格者及び臨床経験者を適切に配置している。【5-2-b 指定規則に定める有資格者数】。

(c) 教員構成のバランス

教員組織の活性化を図るため、本学では、年齢、性別、出身大学等に偏りが生じないように、任期制や公募制を導入している。規定に基づき原則として公募制を採用し、教育職員選考委員会が教員の選考を行っている。

教員の年齢構成（表5-3）を見ると、本学では50～64歳の教員の構成比が全国平均を上回っている一方、30～49歳の教員の構成比は、全国平均を下回っている。教員の配置や非常勤講師等の活用については、自己点検・評価の結果を踏まえ、年次ごとに見直しを行っている。

表 5-3 教員の年齢別構成（令和 7 年 5 月 1 日現在）

| | | 25歳未満 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65歳以上 |
|---------|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 本学 | 人数 | 0 | 0 | 5 | 6 | 11 | 9 | 16 | 11 | 18 | 6 |
| | 比率 | 0% | 0% | 6.1% | 7.3% | 13.4% | 11.0% | 19.5% | 13.4% | 22.0% | 7.3% |
| (私大) 全国 | 人数 | 264 | 3,116 | 8,201 | 11,188 | 13,404 | 15,501 | 15,501 | 14,850 | 15,417 | 11,263 |
| | 比率 | 0.2% | 2.9% | 7.5% | 10.3% | 12.3% | 14.3% | 14.3% | 13.7% | 14.2% | 10.4% |

※ 教員数には助手を除く。

※ 全国（私大）の人数は「令和 4 年度学校教員統計調査」（文部科学省）に基づく。

教員の男女比率については、表5-4に示すように、看護学科では女性教員の比率が76.9%と高いが、学部全体では男性教員が54.9%、女性教員が45.1%と、全国平均（女性30.8%）と比較して女性教員の比率が高く、比較的均衡が取れている。

表 5-4 教員の男女比（令和 7 年 5 月 1 日現在）

| | | 教員数及び割合 | | |
|---------|----------|----------------|----------------|---------|
| | | 男性 | 女性 | 計 |
| 保健医療学部 | 看護学科 | 9 (23.1%) | 30 (76.9%) | 39 |
| | 放射線技術科学科 | 13 (81.3%) | 3 (18.7%) | 16 |
| | 検査科学科 | 11 (73.3%) | 4 (26.7%) | 15 |
| | 医療工学科 | 12 (100.0%) | 0 (0.0%) | 12 |
| 純真学園大学計 | | 45 (54.9%) | 37 (45.1%) | 82 |
| 全国（私大） | | 75,275 (69.2%) | 33,430 (30.8%) | 108,705 |

※ 教員数には助手を除く。

※ 全国（私大）の人数は「令和 4 年度学校教員統計調査」（文部科学省）に基づく。

(d) 教育担当時間の配分

専任教員の教育担当時間の配分については、本学の場合、保健医療系大学として必要な演習、実験、実習等の科目数が多く、また各国家資格取得に必要な知識・技能の養成を各教員が専門性に応じて担当しているため、単純に担当科目数だけで教育担当時間や業務負担を評価することはできない。このため、専門領域によって一定の差異は生じるものの、全体としては各学科の学科長を中心に調整を行い、専任教員間で教育担当時間の配分に著しい偏りが生じないように配慮している。

(e) 教員の採用及び昇任

教員の採用及び昇任に関する事項は、学則第8条第2項【資料F-3】及び「教育職員選考規

程」第5条【5-2-1】により、教育職員選考委員会の役割として規定されている。本学の教員採用・昇任の方針は、「教育職員選考委員会規程」【5-2-10】及び「教育職員（教員）の昇任における申し合わせ事項」【5-2-6】によって示されている。

教員採用にあたっては、大学設置基準に定める条件を満たし、かつ本学の教育理念を理解し、次の要件を備えた人材を求めている。

- ・人格及び学識に優れていること。
- ・研究・教育上の能力と熱意が認められること。
- ・「資格・能力」「教育歴・研究歴」「研究業績」「社会活動」について審査・選考を行うこと。

昇任については、毎年度、定例的な昇格審査を実施している。全教員に教育、研究、学内外貢献等に関する自己申告を求め、学長、副学長、学部長が査定を行う。学科長等からの書面による申し出を受け、該当者がある場合には、教育職員選考委員会が規程を勘案し、教員配置のバランスに配慮して決定している。

また、本学は開学時より専任教員について任期制を採用しており、「教育職員の任期制に関する規程」【5-2-4】及び「任期を定めた教育職員の任用に関する細則」【5-2-5】に基づき運用している。

さらに、本学には以下のような教員を置くことができ、これら選考は関連する規程に基づき行っている。

- ・客員教授、客員准教授及び客員研究員【5-2-c 客員教授等に関する規程】
- ・特別任用教員【5-2-d 特別任用教員規程】
- ・非常勤講師【5-2-e 非常勤講師に関する規程】
- ・名誉教授【5-2-f 名誉教授規程】

(f) 教員の資質・能力向上への取組み（教員評価体制）

本学では、建学の精神及び教育目的の実現に資する教員の資質と士気の向上を図るため、毎年度、専任教員に対して教員評価を実施している。令和4（2022）年度には、教員評価の実施方法を見直し、新たな評価制度を試験的に導入した。試験期間を経て、その制度は現在も継続して運用されており、教員の資質・能力向上に資する仕組みとして定着している。

教員評価では、その目的を以下のとおりとしている。

《教員評価の目的》

- 1) 教員が自己の教育、研究、社会貢献・国際交流、組織運営等諸活動を点検し、評価することにより、自己の意識改革を促すとともに、本学の教育研究活動等の活性化を促進する。
- 2) 本学が進むべき方向性を掲げた長期目標や中期目標・中期計画に関する取組に携わる教員を積極的に評価することにより、各目標の円滑な達成を目指す。
- 3) 教員の実績等を客観的かつ公正に評価し、評価結果を人事評価へと反映させる。

以上の目的に基づき、専任教員に対して「教育」「研究」「学内貢献」「社会貢献」の4領域に関する自己評価を「勤務評価記録書」【5-2-g】に記入し、提出することを求めている。この4領域のうち教育領域については、さらに「学部」と「大学院修士課程」の2区分に分けて自己評価を行うようにしている。

教員評価は以下の3段階のプロセスを経て実施される。

- ① 提出された勤務評価記録書に基づき、所属長が評価を行う（学科所属教員は学科長、学科長は学部長、副学長・研究科長・学部長は学長が担当）。
- ② 教員評価委員会が評価結果を取りまとめ、内容を確認し、必要に応じて調整を行う。
- ③ 学長が最終審査を行い、評価結果を決定する。

このようなプロセスを通じて、客観的かつ公正な評価の実施を担保している。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3の自己判定

基準項目5-3を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質向上、教育指導方法の検討・改善を図るため、「FD・SD委員会」を設置し、授業評価アンケートの実施、相互授業参観を行うとともに、教育・研究・大学運営に関する研修会の企画・運営・評価、事業計画に基づく学外研修への参加状況の把握等を行っている【5-3-a FD・SD委員会規程】。FD・SD委員会は委員長（1人）、各学科選出の委員（4人）と、事務局から事務局長及び庶務課担当者（2人）で構成されており全学的な体制となっている。加えて、授業評価アンケートの実務を担当するIR室職員も委員会に出席している。FD・SD委員会の活動内容については、広報誌『純真の翼』【5-3-b】で周知を図っている。

(a) 授業評価アンケートの実施

授業評価アンケートについては、FD・SD委員会が企画立案及び実施結果を踏まえた改善・向上の取組みを行い、実施に関する実務はIR室が担当する分業体制が確立している。

FD・SD委員会は、学期ごとのアンケート実施にあたって実施要領【5-3-c 令和6年度授業評価アンケートの実施要領】を作成するとともに、質問内容や実施方法についても適宜見直しを行っている。また、アンケート結果に基づいた意見・感想、実施した授業の自己評価内容、授業に対する改善点をまとめた「授業評価アンケート結果からの振り返り」

【5-3-d】についてもFD・SD委員会で集約を行い、学生へのフィードバックを行っている。IR室は、実施要領に基づきWebアンケートシステムを用いた授業評価アンケートの実施に関する実務を担っている。また回答期間終了後に集計作業を行い、その結果をFD・

SD 委員会に報告するとともに各教員へフィードバックしている。授業評価アンケートの集計結果に基づき、基準項目 4-2-⑤でも触れたように、前期・後期を通じて年間で授業評価アンケートによる評価の高かった専任教員 3 名に対して「ベストレクチャー賞」を授与し、補助として研究助成金を贈呈している。また、ベストレクチャー賞受賞者による公開模擬授業を FD 研修会として毎年度実施している【5-3-e 令和 6 年度第 3 回 FD・SD 研修会開催結果（報告）】。

(b) FD・SD 研修会の実施（学内）

建学の精神である「気品・知性・奉仕」を兼ね備えた人材育成のために、教員の教育・研究能力の向上や事務職員を含めた管理運営や教育・研究支援の充実を図ることを目的に FD・SD 活動を実施している。教員を対象とした講演会・研修会として、① 教育活動能力の向上、② 研究能力の向上、③ 大学運営・組織構築に関する内容を FD・SD 委員会が企画し、運営しており、令和 6(2024)年度は 7 回の研修会を行った【5-3-f 令和 6 年度 FD・SD 研修会一覧】【5-3-3 令和 6 年度 FD・SD 研修会実施概要書】。出張等の業務のため研修会に参加できなかった教職員については、研修会を収録した動画を Web 上で視聴することによって情報の共有ができるようにしている。また、大学全体だけでなく、各学科の特性を活かした部門別研修会を実施している【5-3-2 学科別 FD・SD 報告書】。本年度は各学科にテーマ等企画を依頼し、各学科で重要視されている内容について研修を実施した。看護学科においては教員間の相互支援を活用した教授能力開発に関して取り扱い、他の 3 学科においては学生対応に関するテーマを取り扱った。いずれの学科も教員間のディスカッションによる研修構成で実施しており、教員間で意見交換を行うことにより学科内対応に関する共通意識が醸成されることが期待できる。研修会実施後には研修内容に関する意見・感想等をアンケートにより収集しており、次年度の研修会計画に反映させている。また、アンケート結果は教授会で報告し、研修で得た知識・情報の定着を図り、人材育成のための学内環境の構築を図っている【5-3-1 令和 6 年度 FD・SD 委員会の目標と総括】【5-3-4 令和 6 年度 FD・SD 研修会開催結果報告】。

(c) 相互授業参観

例年、学生に対して実際に行っている授業を教員がピア・レビューする教員間の相互授業参観を行っている。相互授業参観のために公開された授業は 73 講座であり、前期、後期合わせて相互授業参観に参加した教員の延べ人数は 51 名であった【5-3-g 令和 6 年度相互授業参観 実施一覧（前期・後期）】。ピア・レビューによって、多様な授業のデザインや様々な工夫を知る機会となり、相互授業参観実施後のアンケート調査において、参観が大変有意義であったことが示されている。

(d) 学外での研修

他大学における FD・SD の取組みに触れ、本学における FD・SD 活動の参考とするため、例年 2 月～3 月に開催される「FD フォーラム」（主催：大学コンソーシアム京都）に FD・SD 委員を派遣しているが、今年度は、フォーラムのテーマに関連する業務や役職を担当している教職員にも参加を促し、3 名の教員が参加した。受講したフォーラムの内

容については、参加者から FD・SD 委員会へ報告書が提出されており、次年度以降の FD・SD 活動の参考として活用されている。【5-3-h 第 30 回 FD・SD フォーラム参加報告書】令和 6 年度は従来から参加している学外研修に加え、研修企業が提供する大学教職員向け e-ラーニング研修活用の可否について検討を行った。5 月に FD・SD 委員 4 名と事務局職員 2 名がセミナー主催企業の講座内容説明会に参加し、e-ラーニングによるセミナー内容について確認を行い、今後の活用について検討し、次年度より FD・SD 活動に有用なセミナーについては教職員へ視聴を促すことを申し合わせた。

その他の各委員会においても、所掌する学務に関する知識・技能の習得に資する学外研修参加のための予算措置をはかり、教職員の参加を支援している。なお、公的資金による研究会、研修会への参加後には、出張報告書の提出を義務づけることにより、参加内容の学内へのフィードバックを図っている。また、臨床経験や教育経験の少ない助教及び助手を対象に、教員自主研修制度【5-3-i 教員自主計画研修要領】【5-3-j 教員自主計画研修要領細則】を設け、各自の課題解決のための学外研修の機会を与えている。

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

令和 2(2020)年 4 月に改正した FD・SD 委員会規程においては、新たに第 2 条として「定義」を設け、FD 及び SD の定義を明確化した。この定義は大学設置基準に準じた内容であるが、定義を明確化することにより、学内における FD・SD 活動をより意識的に行うことを意図している。

この定義に基づき、授業以外の諸活動に関する改善・向上活動を「SD」と位置付けたことにより、大学運営や学生支援などに関する研修については、教員のみならず事務職員も「SD」として参加している【5-3-k FD・SD 研修会の内訳（令和 6 年度）】。

事務局においても事務職員を対象とした独自の SD を企画・実施している。令和 6(2024)年度は、「純真学園大学の現状と今後に向けて」をテーマに SD 研修会を実施した【5-3-l 令和 6 年度事務局 SD 研修会報告書】。

このほか、業務の円滑な遂行と改善のためには事務職員の高い能力が必要となるため、資質向上と能力開発を図る目的で、日本私立大学協会をはじめとする各関係団体等の企画する研修会等に事務職員を積極的に派遣している。なお、Covid-19 が流行した令和 2(2020)年度以降は、オンラインでの研修参加の機会が増えている。

そのほか事務局においては、毎日の業務開始時に各部署の役職者を対象とする朝礼を行い、当日の行事（同一キャンパス内に所在する併設の高等学校及び短期大学に関するものを含む）や各部署からの連絡・注意事項、今週の行事予定等を共有している。各部署の役職者は、朝礼終了後、各部署においてミーティングを実施することにより、部署内における情報共有を図っている。また業務終了時にも同様に終礼を行うことにより、当日の申し送り事項や翌日の行事などを確認し連携を図っている。

5-4. 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

教授から助教までの教員には、それぞれ専用の研究室を付与している。さらに、教員が実験等を行うための個人用及び共同利用の研究室を、4 学科それぞれの研究領域に応じて配置している。

研究機器の購入については、毎年 5,000 万円程度の予算を確保し、4 学科が持ち回りで高額機器を順番に購入している。これらの研究機器の一部は、学生の研究活動や演習にも活用されている。購入プロセスとしては、前年度中に審査を受け、補助金の獲得が見込まれるものや、修理用部品の入手が困難な機器などを優先して、入れ替えの優先順位を決定している。特に医療機器、なかでも放射線領域の機器は高額なものが多いため、部品交換が必要となった際には、次回交換までの部品在庫の有無等を業者から事前に確認し、他の機器の使用状況や寿命を考慮しながら、学生教育に支障が生じないように調整を行っている。

このほか、本学の教員または大学院生が九州医療センターとの共同研究を実施する場合には、共同研究計画申請書を臨床研究専門部会長に提出し、臨床研究専門部会の審査を受ける必要がある。その後、九州医療センターの特別研究員としての認定を受けることにより、同センターにおける研究協力者への協力依頼やサンプル提供を受けることが可能となる【5-4-a 臨床研究専門部会規程】。

また、基準 5-3-①で触れたように、臨床経験や教育経験が十分でない助教及び助手を対象に、教員自主研修制度を設けており、各自の課題に応じた学外研修の機会を提供している。

大学院生の研究環境については、個人 PC の貸与、解析ソフトを導入した共有 PC の設置、Free Wi-Fi によるネットワーク環境の整備などを通じて、院生研究室の ICT 環境を充実させている。また、研究活動の支援として、大学院では「特別研究」費を研究指導教員に配分しており、この費用は大学院生の学会参加費のほか、文献検索、複写、郵送など研究に必要な経費にも充当できるようにしている。さらに、令和 5(2023)年度からは大学図書館に「大学院コーナー」を新設し、大学院課程を通じて取得可能な資格である医学物理士、細胞検査士に関する専門書を中心に配架している【5-4-b 令和 6 年度 大学院の取組について（大学院懇談会スライド）】。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の倫理委員会は、委員長を含む本学教授 3 人、倫理・法律面の有識者 1 人、市民の

立場を代表する有識者 1 人の計 5 人で構成されている【5-4-c 倫理委員会規程】。委員会は本学の教員及び学生が実施する「人を対象とする生命科学・医学系研究」について審査を行っており、大学院生の研究についても審査対象としている。

令和 4(2022)年 6 月の国による「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」改正に伴い、申請書類の見直しを実施した。具体的には、研究計画書に沿った項目立ての整理、チェック形式の導入、計画書及び説明同意文書の雛形作成を行った。また、改正により、個人情報の管理責任者が“研究機関の長”とされたことから、学長による研究実施許可制度を導入した。

指針改正等の情報は、その都度全教員に周知し、理解促進に努めている。さらに、研究倫理審査委員会報告システムにおける情報公開に向けた準備を進めている。

研究倫理審査申請の前提条件として、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する APRIN e ラーニングプログラム（以下「eAPRIN」とする。）の受講を義務付けている。eAPRIN 受講の目的は、国内外の研究倫理基準に関する理解を深めることであり、対象者全員が修了できるよう支援を行っている。修了者には学長名で修了証を発行しており、令和 6(2024)年度末の時点で、専任教員及び大学院生全員が受講を修了している。

加えて、外部資金の適正運用と不正防止のため、関連規程を整備するとともに、競争的資金不正防止部会を設置して厳正に運用している【5-4-6 競争的資金等の取扱い規程】【5-4-7 競争的資金等にかかる不正行為に関する取り決め】【5-4-d 競争的資金不正防止部会規程】【5-4-e 公的研究費の不正防止に関する基本方針】【5-4-f 競争的資金等不正防止計画】。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(a) 資源配分の構造

本学における研究活動への資源は、基盤的（経常的）研究資金と学内競争的研究資金の 2 種類に大別される。前者は「個人研究費」、後者は「共同研究費」及び「優秀個人研究費」として運用している【5-4-4 研究費助成に関する規程】。

さらに、研究活動の活性化を図るため、文部科学省科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得を積極的に奨励している。最近 5 年間における文部科学省科学研究費補助金の採択状況は以下のとおりとなっている。

表 5-5 科学研究費補助金の獲得状況（最近 5 ヶ年）

| | 採択件数（件）※1 | | | 配分金額（千円）※1 | | |
|---------|-----------|------|----|------------|-------|--------|
| | 新規 | 継続※2 | 合計 | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
| 令和 2 年度 | 6 | 9 | 15 | 9,745 | 2,924 | 12,669 |
| 令和 3 年度 | 5 | 16 | 21 | 10,350 | 3,083 | 13,433 |
| 令和 4 年度 | 3 | 26 | 29 | 9,906 | 2,922 | 12,828 |
| 令和 5 年度 | 12 | 20 | 32 | 8,260 | 2,388 | 10,648 |
| 令和 6 年度 | 9 | 25 | 34 | 6,780 | 1,899 | 8,679 |

※1 研究分担者に係る採択件数及び配分金額を含む。 ※2 前任校からの継続を含む。

(b) 基盤的研究資金（個人研究費）の運用

個人研究費は、規程に基づき、助教以上の専任教員に年間 30 万円、助手には年間 15 万円を一律に配分している。さらに、大学院で特別研究を担当する主研究指導教員には、学生 1 人につき年間 15 万円を追加配分している。

(c) 学内競争的研究助成の制度化の状況と運用

学内競争的研究助成（共同研究費・優秀個人研究費。以下「学内研究費」という。）として、年間総額300万円を助成している。専任教員は、毎年7月末までに研究テーマを申請し、審査、採択を経て学内研究費の配分を受けている。

学内研究費は採択翌年度4月から使用可能であり、研究終了後は翌年度に開催される研究助成報告会において、研究内容・成果を報告・発表する。令和6(2024)年度は、FD・SD研修会の中で発表した【5-4-g 令和6年度第6回FD・SD研修会開催結果（報告）】。さらに、当該分野の学会発表や学術雑誌投稿、本学広報誌等を通じて学内外へ公表している【5-4-h 『純真の翼』第12号pp.13-14】。

(d) 研究活動に関する報告書の提出

毎年、教員全員に年間の研究活動記録（研究成果のまとめ）の提出を求め、研究活動の推進を図っている。これらの記録は勤務評価記録書に含めて管理している【5-4-i 勤務評価記録書】。

【基準 5 の自己評価】

(1) 成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

1. 教員数の大幅な充足

大学設置基準上の最低専任教員数（加算定員含む）が 51 人であるのに対し、本学の助教以上の教員数は 80 人と、基準を大幅に上回っている。大学院についても、研究指導教員数が設置基準上の必要数 12 人を大きく上回る 43 人となっている。

2. 教員評価体制の刷新と結果の活用

教員の資質と士気の向上を図るため、令和 4 年（2022 年）度の実施方法を見直し、新たな教員評価制度を試験的に開始した。この評価は「教育」「研究」「学内貢献」「社会貢献」の 4 領域を対象とし、評価結果は人事評価へ反映される。

授業評価アンケートの結果に基づき、年間で評価の高かった専任教員 3 名に対して「ベストレクチャー賞」を授与し、研究助成金を贈呈している。また、受賞者による公開模擬授業を FD 研修会として毎年実施している。

3. 研究倫理教育の徹底

研究倫理審査申請の前提条件として、APRIN eラーニングプログラム（eAPRIN）の受講を義務付けている。その結果、令和 5 年（2023 年）度末の時点で、在籍する専任教員及び大学院生の全員が eAPRIN の受講を修了している。

4. 外部資金獲得の奨励と実績

文部科学省科学研究費補助金の獲得を積極的に奨励しており、令和 5 年度（2023 年度）は新規獲得件数が 12 件と、令和 4 年度より大幅に増加した。

5. カリキュラムの継続的な見直し

保健医療学部では、各種法令改正に対応して見直しを行い、令和4年（2022年）4月入学の12期生から第3次カリキュラムを実施している（看護学科、放射線技術科学科、検査科学科）。医療工学科でも令和5年（2023年）度入学の13期生より実施している。

大学院保健医療学研究科では、平成30年（2018年）度の開設以降、令和2年（2020年）3月に1期生が修了し、5期生までで27人の修士号取得者を輩出している。

6. 教員の男女比率のバランス

本学全体の教員の男女比率は、男性55.4%、女性44.6%であり、文部科学省統計による私立大学の女性教員の割合（29.6%）と比較してバランスの良い結果となっている。

特色ある取り組み（組織運営、教育、研究支援における独自の仕組みや新規の活動）

1. 学長の最終決定権の明確化

令和6年（2024年）4月より、規程の改廃に関する運用を整理し、学則・学部規則など大学運営の根幹を定める規程以外については、学長が承認し理事会へ報告することで、大学に関する学長の最終決定権をより明確なものとした。

2. 全学的な質保証体制の整備

令和5年度（2023年度）より内部質保証チームを新設した [14]。また、令和4年度までは「将来計画協議会」であった機関を「内部質保証協議会」に改組した。

3. 教職協働による組織的FD・SDの実施

FD・SD委員会を設置し、教員と事務職員が共同でカリキュラムの運営や改正作業にあっている。

令和2年（2020年）4月の規程改正により、FD及びSDの定義を明確化し、大学運営に関する改善・向上活動（SD）に事務職員も参加している。

令和5年（2023年）度のFD・SD研修会では、テーマを「生成AIについて」に統一し、学生・教職員がAIとどのように向き合い、活用すべきかについてフリーディスカッションを実施した。

教員間の相互授業参観（ピア・レビュー）を例年実施しており、参加教員は延べ69人（前期44人、後期25人）に上り、アンケートで「大変有意義であった」と示されている。

4. 事務職員の能力向上への取り組み（SD）

事務局において独自のSDを企画・実施しており、例えば令和4年（2022年）度には「気になる学生への対応について」をテーマにした部門別事務局研修会を実施した。

業務開始時と終了時に各部署の役職者を対象とする朝礼・終礼を行い、部署間の情報共有と連携を図っている。

5. 研究環境と資源配分の整備

研究環境整備として、毎年5,000万円程度を研究機器の購入に予算化し、4学科交代で高額機器を導入している。

臨床研究に関する連携体制として、九州医療センターとの共同研究を希望する教員や大学院生に対し、臨床研究専門部会の審査を経て特別研究員としての認定を受ける仕組みを設けている。

大学院生の研究環境整備のため、令和5年（2023年）度より大学図書館に「大学院コー

ナー」を新設し、医学物理士や細胞検査士に関する専門書を中心に配架している。

学内の競争的研究助成として、年間総額 300 万円の共同研究費・優秀個人研究費の制度を運用しており、採択者は研究助成報告会で成果を報告・発表している。

6. 若手教員の育成支援

臨床経験や教育経験の少ない助教及び助手を対象に、教員自主研修制度を設け、各自の課題解決のための学外研修の機会を与えている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

1. 外部評価（認証評価）で示された指摘と対応

令和 5 年（2023 年）度に本学が受審した大学機関別認証評価（実地調査）において、様々なご指摘・ご助言をいただいたことが、更なる組織体制の見直しを実施するきっかけとなっている。令和 6 年（2024 年）5 月現在、大学の意思決定に関する組織体制の整備が実施された。具体的には、学校教育法の改正に伴い、教授会（学部）及び研究科委員会（大学院）の役割と、学長が意見聴取後に決定を行う事項が明確化された。

2. 自己点検・評価で発見された具体的な課題

(1) 教員の年齢構成の偏り

全国の私立大学の平均と比較すると、教員の年齢構成に以下の偏りが見られる。

- ・ 構成比が低い層： 30～49 歳の教員の構成比が、全国平均よりも低くなっている。
- ・ 構成比が高い層： 50 歳以上の教員の構成比が全国平均より高くなっている（特に 50～64 歳）。

【今後の改善計画】 教員の配置及び非常勤講師等の活用に関しては、自己点検・評価の結果を踏まえ、年次ごとに見直す計画である。

(2) 外部資金（科研費）獲得に関する課題

文部科学省科学研究費補助金（科研費）の獲得について、以下の状況と課題が認識されている。

- ・ 配分金額の減少： 令和 3 年度（2021 年度）までは獲得件数・金額が増加していたが、令和 4 年度以降、配分金額については減少が続いているという課題がある。
- ・ コロナ禍の影響： 令和 4 年（2022 年）度は Covid-19 の影響により研究活動に支障が生じ、研究継続となった事案が多数見られた。

【今後の改善計画】 引き続き学内で外部資金の獲得を奨励・支援し、継続的な外部資金の確保につなげていく方針である。

(3) 大学院研究環境の整備に関する課題

令和 5 年（2023 年）度に大学図書館に「大学院コーナー」を新設した取り組みに関して、以下の課題が挙げられている。

- ・ 蔵書数： 新設されたばかりであるため、蔵書数がまだ少ない状況である。

【今後の改善計画】 大学院生の要望も踏まえながら、順次増書していく計画である。

3. 将来計画として継続的に取り組む方策

大学運営の継続的な改善・向上方策として、以下の取り組みが示されている。

- ・ 研究助成と環境整備： 学内研究助成の充実と研究環境の整備を図る。

- ・ 倫理・不正防止の徹底： 研究公正の担保につながる倫理教育や不正防止に向けた取り組みを継続的に進めていく。
- ・ 外部資金の活性化： 研究活動のさらなる活性化を図り、科学研究費補助金等の外部資金の獲得件数増加につなげていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

1. 組織・意思決定体制に関する課題への改善状況と今後の取り組み

外部評価（大学機関別認証評価の実地調査）において様々な指摘・助言があったことを受け、大学の意思決定に関する組織体制の整備が行われた。

| 課題/指摘事項 | 改善状況/実施された取り組み | 今後の取り組み予定（将来計画） |
|-------------------|--|-----------------------------------|
| 大学に関する最終決定権の不明確さ | 令和6年（2024年）4月より規程の改廃に関する運用を整理し、学長が大学に関する最終決定権を有することを明確化した。具体的には、学則や学部規則など大学運営の根幹を定める規程以外については、学長が承認し理事会へ報告する運用とした。 | 継続的な組織体制の整備・運用。 |
| 教授会・研究科委員会の役割の明確化 | 令和6年（2024年）4月より教授会規程・研究科委員会規程を改正し、学校教育法等の関連法令を遵守した形で、教授会（学部）及び研究科委員会（大学院）の権限と役割を明確化した。 | 権限並びに役割が明確化された意思決定組織の整備・運用を継続します。 |

2. 教員の年齢構成の偏りに関する課題への改善状況と今後の取り組み

| 課題/指摘事項 | 改善状況/実施された取り組み | 今後の取り組み予定（将来計画） |
|------------|---|--|
| 教員の年齢構成の偏り | 30～49歳の教員の構成比が全国平均より低い一方、50歳以上の構成比が高い状況である。 | 自己点検・評価の結果も踏まえ、教員の配置及び非常勤講師等の活用に関して、年次ごとに見直す計画である。 |

3. 研究活動・外部資金獲得に関する課題への改善状況と今後の取り組み

外部資金（科学研究費補助金）の獲得状況について、配分金額の減少傾向が課題として認識されている。

| 課題/指摘事項 | 改善状況/実施された取り組み | 今後の取り組み予定（将来計画） |
|-------------|---|---|
| 科研費の配分金額の減少 | 令和4年度（2022年度）はCovid-19の影響により研究活動に支障が生じ、研究継続事案が多数見られた。令和5年度（2023年度）は新規獲得件数が12件と前年度より大幅に増加した。しかし、配分金額については減少が続いている。 | 引き続き学内で外部資金の獲得を奨励・支援し、継続的な外部資金の確保につなげていく。研究活動のさらなる活性化を図り、科学研究費補助金等の外部 |

| | | |
|---------------|--|---|
| | | 資金の獲得件数増加につなげていく。 |
| 研究倫理・不正防止の徹底 | 研究倫理審査申請の前提条件として、eAPRINの受講を義務付け、令和5年度末時点で専任教員及び大学院生の全員が修了している。また、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の改正（令和4年6月）に伴い、申請書類の見直しや学長が研究実施許可を出す仕組みを導入し。 | 研究公正の担保につながる倫理教育や不正防止に向けた取組みを継続的に進めていく。 |
| 大学院コーナーの蔵書数不足 | 令和5年度（2023年度）に大学図書館に「大学院コーナー」を新設したが、蔵書数がまだ少ない状況である。 | 大学院生の要望も踏まえながら、順次増書していく計画である。 |
| 研究資源の配分 | 学内研究助成として年間総額300万円の共同研究費・優秀個人研究費の制度を運用している。研究機器の購入に毎年5,000万円程度を予算化し、4学科で交代で高額機器を導入している。 | 今後も学内研究助成の充実と研究環境の整備を図る。 |

4. 教育課程の継続的な見直し

- ・ 学部カリキュラム： 法令改正に対応するため、令和4年（2022年）4月入学の12期生から第3次カリキュラムを実施している（看護学科、放射線技術科学科、検査科学科）。医療工学科については令和5年（2023年）度入学の13期生より実施されている。
- ・ 大学院： 平成30年（2018年）度の開設以降、令和2年（2020年）3月に1期生が修了し、5期生までで27人の修士号取得者を輩出している。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人純真学園 寄附行為」第 3 条【資料 F-1】において、本学園の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、人間及びその社会をより良い方向に変革しうる人材の育成を目的とする。」として明確に定めている。

令和 7 年 4 月 1 日施行の私立学校法の改正に対応するため、令和 7 年 2 月 18 日の理事会決議により「内部統制システム整備の基本方針」を決定するとともに、「コンプライアンス規程」（令和 7 年 4 月 1 日施行）をはじめとする関連規程を新たに制定し、理事の職務執行の適法性及び業務の適正を確保するための体制の整備強化を図ることを決定した。

また、令和 7（2025）年 4 月 1 日付で改訂・公表した本学園のガバナンス・コード【6-1-a】においても、「第 1 章 経営の安定性・継続性の確保」の中で「危機管理を含めたコンプライアンスの在り方」として、法令順守のための体制を整えることが明記されている。

以上に基づき、経営の規律及び誠実性を担保するため、「学校法人純真学園 就業規則」第 32 条、第 39 条【6-1-b】において職員の服務心得及び禁止・制限事項を定めているほか、内部通報規程や競争的資金等の取扱いに関する規程等を整備し、関係法令とともにこれらを遵守している【6-1-14 学校法人純真学園 内部通報規程】【6-1-c 純真学園大学 競争的資金等の取扱い規程】。加えて、前述のガバナンス・コードにおいて情報公開に係る「第 4 章 情報の公開と公表」を定めるとともに、私立学校法及び学校教育法施行規則に定められた各種情報を、本学及び本学園のホームページ上に公開している【6-1-3 本学ホームページ>情報公開】【6-1-4 本学園ホームページ>情報公開】。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(a) 環境保全への配慮

キャンパス環境の整備については、キャンパス内各所に花や植物を植えるなど美化に努めている。環境整備にあたっては、近隣のシルバー人材センター及び剪定業者と契約しており、校内の清掃、敷地内の樹木の手入れや除草作業を定期的に行っている。

省エネルギー対策としては、学園全体の取組みとしてクールビズ（夏季：5 月～10 月）を導入し、節電協力の掲示を各所に設置して省エネ意識を喚起している。また、法人として電力使用量を監視するための「ECO ねっとシステム」を導入しており、特に電力使用量の多い純真学園本館と 1 号館については、24 時間体制で監視している。電力使用量が設定値を超えた場合には警報が鳴るため、過剰な電力使用を抑制するとともに、日頃から教職員の節電意識の醸成につながっている。加えて、学内各所の照明については順次 LED 化を進めている。

純真学園本館及び3号館については、新築当初より雨水を利用した中水（再生水）システムを導入し、トイレの排水に利用している。

本学の教育研究活動によって生じる廃棄物（生活系廃棄物、実験系廃棄物、医療系廃棄物）の処理については、「純真学園大学 排水水および廃棄物管理規程」【6-1-d】及び関連法令に基づき、適切に処理している。

(b) 人権についての配慮

基本的人権の尊重に則り、以下の配慮を行っている。

各種ハラスメントについては、「学校法人純真学園 ハラスメント取扱規程」【6-1-15】に定め、ハラスメント防止並びに発生時の迅速な対応を行うこととしている。また、学生に対してハラスメント防止の周知を図るため、新入生に対し4月のオリエンテーションで学生生活に関する小冊子「学生生活スタートブック 学生生活は危険がいっぱい」（以下、「スタートブック」とする。）【6-1-e】を配付して啓発を行うとともに、大学ホームページの分かりやすい場所に、「ハラスメント防止対策について」を掲載し、学生相談窓口や学生相談室への案内を行い、防止に努めている【6-1-f 健康管理センターのご案内】。

また、内部通報制度についても、「内部通報規程」（令和7年4月1日施行）に基づき、通報者が不利益な取扱いを受けないよう保護する体制を整備している。

個人情報の取扱いについては、「学校法人純真学園 個人情報保護に関する規程」【6-1-g】を定め、情報管理担当部署により、個人情報の適正な保護、管理、教育訓練、安全対策等の措置を講じている。また、学生に対して「スタートブック」の中にネットリテラシー・防犯編を組み込み、学生に起きやすい事例を提示し、各学年担任及びSG担任を通じて指導を行っている。さらに、学外実習に伴う個人情報の取扱いについては、各学科の実習要綱等に基づき周知・指導を行っている【6-1-h 臨地実習要綱（新カリキュラム版）2024年度（看護学科）pp.6-7、p.26】【6-1-i 臨床実習要項（指導者用、放射線技術科学科）pp.10-11】【6-1-j 検査科学科の教育課程を修める上で知りえた個人情報の守秘義務について（説明書・誓約書）】【6-1-k 臨床実習指導要領（医療工学科）pp.2-3】。

(c) 安全への配慮

本学は診療放射線技師を養成する放射線技術科学科を設置している。このため、放射線関係法令に基づきエックス線装置並びに放射性同位元素の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害を防止し、教職員、学生及び大学周辺の環境や公衆の安全を確保することを目的とした「純真学園大学 放射線障害予防規程」【6-1-l】を制定している。また、放射線安全管理委員会を設置し、放射線安全管理業務及び放射線障害防止に関連した業務を行っている【6-1-m 純真学園大学 放射線安全管理委員会規程】。

本学における遺伝子組換え実験に関する安全対策としては、「純真学園大学 遺伝子組換え実験安全管理規程」【6-1-n】を制定し、安全主任者の任命や遺伝子組換え実験安全委員会の設置に加え、令和3(2021)年3月には実験責任者用の「遺伝子組み換え実験安全の手引き」【6-1-o】及び実験従事者用の「遺伝子組み換え実験を始める前に」【6-1-p】を作成し、環境保全や安全への配慮を行い、緊急時の対応も定めている。

危機管理については、令和3(2021)年3月に「危機管理マニュアル」【6-1-18】を作成し、

火災や地震等の災害時に備えた危機管理体制を整備している。また、学生委員会のもとで防災避難訓練を実施し、教職員及び学生等の安全確保を図っている。令和5(2023)年度に4年振りに避難訓練の一部を実施し、令和6(2024)年度も引き続き実施している。このほか、教職員で構成する自衛消防組織が、日常の火災予防や災害時の対応にあたることとしており、夜間の警備については外部の警備会社に委託している。

地震への対応については、ハード面では旧耐震基準に基づく建造物について平成26(2014)年度に大規模な耐震補強工事を実施している。私立学校校舎等実態調査に基づく令和7(2025)年4月1日現在の純真学園(系列校である純真短期大学、及び埼玉純真短期大学を含む)の耐震化率は96.91%である【6-1-q 建物の耐震化率(令和7年4月1日現在)】。ソフト面では、毎年新入生に「大地震対応マニュアル」【6-1-r 大地震対応マニュアル(学生配布用)】を配付しており、地震発生時の対応に関するフローチャートの整備も行っている【6-1-s 地震対応のフローチャート】。加えて、緊急連絡/安否確認システム「エマージェンシーコール」を運用しており、避難訓練時に同システムを用いて教職員及び学生の安否確認訓練を実施している。

このほか、表6-1のとおりキャンパス内にAED(Automated External Defibrillator: 自動体外式除細動器)を22台(うち大学の専用・共用施設内に15台)配置している。

表6-1 AED設置場所(大学専用・共用施設、令和7年5月1日現在)

| 建物 | 設置場所 | 建物 | 設置場所 |
|-----|----------------|--------|-------------|
| 1号館 | 講義棟3階体育館入口 | 2号館 | 1階エントランス |
| | 講義棟4階エントランス | | 3階エレベーターホール |
| | 講義棟5階健康管理センター | 3号館 | 4階エレベーターホール |
| | 講義棟6階エレベーターホール | 短大棟 | 2階純真レストラン |
| | 講義棟8階エレベーターホール | 純真学園本館 | 1階エントランス |
| | 研究棟4階給湯室前 | | 3階エレベーターホール |
| MLC | 1階エントランス | | 5階エレベーターホール |
| | 3階エレベーターホール | | |

6-2. 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人の最高意思決定機関である理事会は、必要に応じて開催しており、適切に運営されている。理事会は、寄附行為第13条【資料F-1】において「この法人の業務を決し、理

事の職務の執行を監督する。」ために設置することが規定されている。

理事会は、「理事会運営規則」第4条【6-2-a】に基づき、学校法人の業務について以下の事項を決定している。

- (1) 学園及び学園が設置する学校の組織及び運営に関する基本方針
- (2) 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学園の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針の策定及び具体的な整備
- (3) 重要な資産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 人事のうち重要と認めるもの
- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (8) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更
- (9) 寄附行為の変更
- (10) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (11) 寄附金品の募集に関する事項
- (12) 残余財産の帰属者
- (13) 寄附行為第71条第1項第1号に定める事由による解散
- (14) この学園の合併
- (15) 理事長が作成する事業報告書及び決算書類の承認
- (16) 役員が任務を怠ったことによって生じた損害（善意でかつ、重大な過失がない場合に限る。）について学園に対し賠償する責任の免除
- (17) 学園が役員又は会計監査人のために締結する補償契約の内容
- (18) 役員又は会計監査人のために締結する賠償責任保険契約の内容
- (19) 理事会運営規則、評議員会運営規則、学則、教授会規則及び就業規則その他学校法人及び設置学校の管理及び運営に関する重要な規則の制定及び変更
- (20) 前各号に掲げるもののほか、理事会の議決が必要とされる重要又は異例にわたる事項

理事会は寄附行為第19条第1項により、原則として「決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う」とされている。令和6(2024)年度中に12回開催された理事会への理事の出席状況は、平均98.6%であった【資料F-11 令和6年度理事会の開催状況】。

なお理事会の開催に際しては、事前に書面による議題の案内と出欠確認を行っており、理事が欠席する場合はあらかじめ「意思表示書」によって各議案に対する賛否の意思表示ができるようにしている。

理事の定数は、改正前寄附行為第6条において5人以上8人以内と規定されている。理事のうち1人を理事長として、理事総数の過半数の議決により選任している。理事の選任は、同条において、①この法人の設置する学校の学校長1人以上2人以内（1号理事）、②評議員のうちから評議員会において選任したもの2人以上3人以内（2号理事）、③学識経験者のうちから理事会において選任したもの2人以上3人以内（3号理事）としている。令和7(2025)

年5月1日現在は、1号理事1人、2号理事2人、3号理事3人の計6人である。また、多様な意見を取り入れるため外部理事を3人選任している【6-2-b 理事・評議員名簿（令和7年5月1日現在）】。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

寄附行為に規定された本学園の目的を達成するため、最高意思決定機関として理事会を設置し、またその諮問機関として評議員会を設置している。理事会のもとに管理運営に必要な組織として総務課及び財務課の2課で構成される法人事務局を設け、目的達成のための運営体制を整えている【6-2-c 学校法人純真学園 組織規程】。

教学部門においては、本学の目的を達成するための中期計画【6-2-d 純真学園大学 5ヶ年計画（令和2～6年度）】を策定するとともに、その実現へ向けて教授会【6-2-e】、研究科委員会【6-2-f】、大学運営会議【6-2-g】、学部運営会議【6-2-h】及び研究科運営会議【6-2-i】を定期的に開催し、中期計画及びそれを踏まえた事業計画【資料 F-7】の達成に向けて必要な審議・検討・調整を行うなど、使命・目的の実現へ向けた継続的努力を行っている。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

本学では、理事会と評議員会が、寄附行為及び関連規則に基づき密接に連携し、健全で透明性の高いガバナンス体制を構築している。

評議員会運営規則第4条において、予算や事業計画、重要な寄附行為の変更といった法人の重要事項を理事会が決定する際の評議員会の諮問事項について規定されている【6-3-a 評議員会運営規則】。

また、評議員会運営規則第5条において、寄附行為の変更や学校法人の解散、合併について評議員会の決議を得ることが義務付けられている。役員を選任においても、理事は評議員会の意見を聴いた上で選任され（寄附行為第6条第3項）、監事は評議員会の決議によって直接選任されるなど（寄附行為第22条第1項）、両機関の関与が制度化されている。

さらに、理事や監事には評議員会への出席と説明義務が課されており、評議員は理事会の議事録を閲覧できるため（理事会運営規則第20条第1項）、相互の監督機能と運営の透明性が確保されている。特に監事は両機関の会議に出席して意見を述べることで、組織間の橋渡し役を担っている。万が一、両機関の決議が必要な事項で意見が対立した場合には、全ての理事が評議員会に出席して説明を行い、再度協議する手続きも定められており（寄附行為第48条）、対話を通じた合意形成が図られている。

このように本学では、重要事項の決定から役員選任、日常的な監督機能に至るまで、理

事会と評議員会が多層的に連携する仕組みが整備されており、実効性のあるガバナンスを実現している。

また、教育・研究活動の質的向上及び組織運営の透明性を確保するため、教職員の意見を適切に反映する体制を整備している。

教員の意見については、教授会、大学運営会議、学部運営会議、各種委員会、学科会議、研究科委員会、研究科運営会議等の組織的な会議体を通じて、ボトムアップ型での意見集約が可能となる仕組みを構築している。これらの会議体では、教育・研究に関する課題や改善提案等が議論され、意思決定プロセスに反映されるように仕組みを整えている。

事務局職員の意見についても、教授会、学部運営会議、各種委員会等において、事務局長または当該委員会の業務を所管する係の担当者が正規構成員もしくは事務担当者として出席することで、現場の実務的な視点や改善提案が組織運営に反映される体制を確保している。

これらの仕組みにより、教職員の多様な意見を組織的に汲み上げ、教育研究環境の継続的な改善に資する運営が実現されている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

評議員の定数は、改正前寄附行為第18条において11人以上17人以内と規定されている。選任については、改正前寄附行為第22条において①この法人の職員5人以上9人以内（1号評議員）、②この法人の設置する学校の卒業生で年齢25才以上のもの1人（2号評議員）、③この法人に関係ある学識経験者5人以上7人以内（3号評議員）としている。令和7(2025)年5月1日現在は、1号評議員7人、2号評議員1人、3号評議員5人の計13人である。【6-3-b 理事・評議員名簿（令和7年5月1日現在）】。

評議員会の運営については、寄附行為第36条において、評議員会は、法人の業務や財産の状況、役員の職務執行について役員に意見を述べ、報告を求めると定めている。決算及び事業報告については、理事会で承認後、評議員会に報告し意見を求めている。また、評議員会運営規則第4条において評議員会の諮問事項を、第5条において評議員会の決議事項を定めている。評議員会は令和6(2024)年度に10回開催されたが、出席状況は良好で、実出席率平均は97.8%であった。

また、評議員会は原則として理事会の決議に基づき理事長が招集するが、評議員（総数の10分の1以上）や監事が必要と認めた場合にも招集を請求でき、理事会が応じない場合には自ら招集する手段も確保されている。これにより、理事会の意向に左右されず、評議員会が独立して機能することが可能となっている。さらに、理事が法令等に違反する行為を行い、法人に回復できない損害が生じるおそれがある場合には、評議員は監事に対してその行為の差止めを請求するよう求めることもできる。

理事長は、改正前寄附行為第33条の規定に従い毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。なお、令和6(2024)年度決算及び事業の実績については、令和7年6月17日の評議員会において報告予定である。

一方、監事の選任については、改正前寄附行為第5条において定数を2～3人と定め、さらに寄附行為第7条において「この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職

員を含む。以下同じ。）、評議員または役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定されており、令和 7(2025)年 5 月 1 日現在は 3 人が選任されている【資料 F-11 理事・評議員・監事一覧】。

監事は、改正前寄附行為第 14 条に基づき、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を実施しており、監査結果を当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に報告している【資料 F-12 監査報告書】。監事の令和 6(2024)年度理事会（12 回開催）及び評議員会（10 回開催）への出席状況は、それぞれ実出席率 94.5%、93.3%である【資料 F-11 令和 6 年度理事会の開催状況、令和 6 年度評議員会の開催状況】。また、監査法人監査の際は監事と理事長及び監査法人を交えて財産の状況について意見交換がなされている【6-5-4 監査概要書】。

監事の職務執行を補佐する体制については、原則として法人事務局総務課が対応している【6-3-c 学校法人純真学園事務組織規則第 4 条第 29 号】。また、学園は、監事の求めに応じ独立性を有する補助職員を配置し監事の職務を補助させることができる（監事監査規程第 10 条）。

寄附行為第 28 条においては監事の職務について定めており、監事は理事会及び評議員会への出席義務があり、必要に応じて意見を述べなければならない。また、監査の結果、不正行為や法令・寄附行為に違反する重大な事実を発見した場合には、理事会、評議員会、そして所轄庁である文部科学大臣に報告する義務を負う。さらに、理事が法人に著しい損害を及ぼすおそれのある違法行為などを行おうとする場合には、監事はその行為をやめるよう直接請求（差止め請求）することができる（寄附行為第 30 条）。これらの広範な権限と責務を通じて、監事は法人の健全な運営を確保するための最終的なチェック機能を果たしている。

6-4. 財務基盤と収支

6-4-① 財務基盤の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

本学の財政基盤の確立に関しては、表 6-2 に示す通り、令和 6 年度における純資産構成比率は 87.1%（前年度：86.6%）、内部留保資産比率は 12.7%（前年度：11.9%）と、いずれも前年度比で改善しており、財務の健全性が着実に向上している。また、流動比率においても 305.6%（前年度：289.1%）と高水準を維持しており、短期的な資金需要に対して十分な支払能力を有している。

このように、純資産の構成や内部留保資産の蓄積状況、流動比率の高さから判断すると、大学運営に必要な財政基盤は十分に確立されており、安定的かつ持続可能な教育・研究活

動を推進するための基盤が整っていると言える。

表 6-2 貸借対照表関係比率(最近 5 ヶ年) (単位:%)

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 純資産構成比率 | 84.3 | 84.9 | 86.4 | 86.6 | 87.1 |
| 内部留保資産比率 | 4.4 | 6.3 | 9.7 | 11.9 | 12.7 |
| 流動比率 | 201.2 | 215.4 | 266.1 | 289.1 | 305.6 |

6-4-② 収支バランスの確保

学園全体の令和 6 年度の基本金組入前当年度収支差額は約 1 億 7,977 万円の赤字となったが、これは法人設置の短期大学全体の入学者数減少に起因するものである。一方、大学単体の基本金組入前当年度収支差額は約 6,413 万円の黒字となっており、直近 5 年間にわたり黒字を継続している。この実績を踏まえると、大学部門の収支運営は安定しており、学園全体の赤字も一時的かつ管理可能な範囲にあることが確認できる。

学園全体の事業活動収入は約 33 億 5,140 万円で前年度比約 2 億 9,768 万円の減少となった。一方、事業活動支出は約 35 億 3,117 万円となり、中長期的な修繕計画に基づき工事費用の見直しを行ったことにより、約 1 億 982 万円の減少を実現した。令和 6 年度の工事実績としては、本館純真ホール空調設備の更新工事および本館受電設備機器の更新工事など、今後の教育・研究環境の充実につながる設備投資を着実に実施している。

また、令和 6 年度を除く直近の年度においては学園全体として黒字を維持してきた実績があり、この実績を背景に、今後も持続可能な財務運営を着実に進めることで、安定した基盤のもとで学園の発展を図っていくことができる。

表 6-3 学園全体の収支状況(最近 5 ヶ年) (単位:千円)

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 事業活動収入 (学園全体) | 3,747,737 | 3,886,684 | 3,835,496 | 3,649,087 | 3,351,403 |
| (大学) | 2,105,036 | 2,221,662 | 2,198,247 | 2,118,024 | 2,036,894 |
| 事業活動支出 (学園全体) | 3,495,095 | 3,792,457 | 3,492,316 | 3,640,985 | 3,531,168 |
| (大学) | 1,852,010 | 1,974,107 | 1,830,815 | 1,939,122 | 1,972,762 |
| 基本金組入前当年度 収支差額(学園全体) | 252,642 | 94,227 | 343,180 | 8,101 | △179,765 |
| (大学) | 253,026 | 247,555 | 367,433 | 178,902 | 64,132 |

収入減少が見られる一方で、外部資金の獲得を推進するため、科研費獲得セミナーや競争的研究費システムを活用した申請支援体制を整備し、科学研究費補助金をはじめ各種研究助成金や受託研究費の獲得に向けた努力を着実に推進している。特に科学研究費補助金の獲得件数は年々増加しており、これらの外部資金の活用は、研究活動の活性化に資する

だけでなく、学園全体の収支バランスの安定化にも寄与している。

表 6-4 科学研究費補助金の獲得状況（最近 5 ヶ年） ※表 5-5 の再掲

| | 採択件数（件）※1 | | | 配分金額（千円）※1 | | |
|---------|-----------|------|----|------------|-------|--------|
| | 新規 | 継続※2 | 合計 | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
| 令和 2 年度 | 6 | 9 | 15 | 9,745 | 2,924 | 12,669 |
| 令和 3 年度 | 5 | 16 | 21 | 10,350 | 3,083 | 13,433 |
| 令和 4 年度 | 3 | 26 | 29 | 9,906 | 2,922 | 12,828 |
| 令和 5 年度 | 12 | 20 | 32 | 8,260 | 2,388 | 10,648 |
| 令和 6 年度 | 9 | 25 | 34 | 6,780 | 1,899 | 8,679 |

※1 研究分担者に係る採択件数及び配分金額を含む。

※2 前任校からの継続を含む。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

学園全体の中長期的な財政運営については、第 2 次中期計画（令和 2 年度～令和 6 年度）に基づき財務計画を策定してきた。さらに、令和 6 年度に第 3 次中期計画（令和 7 年度～令和 11 年度）ならびに財務計画を策定し、理事会の承認を得ており、今後はこの中期計画に基づき財務運営を進めていく。

財務計画は、各設置校の事業計画や施設設備改修計画を踏まえて策定され、経常収支差額の改善を目的に持続可能な財務運営を図っている。財務計画は次年度の予算編成の基礎となり、策定した予算案を実行に移すことによって適切な財務運営につながっている。

予算策定時には、年度ごとに事業計画の進捗状況を検証し、収支の調整を行うとともに、入学者の継続的な確保による学納金収入の安定化、施設設備改修や設備投資の計画的実施を行ってきた。こうした取り組みの結果、持続的かつ安定的な財務運営が実現されている。

さらに、日本私立学校振興・共済事業団による「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においても、法人全体は正常状態（A3 区分）を維持している。今後も、引き続き経常収支差額の改善を図りつつ、安定的かつ持続可能な財政基盤の確立に努める。

6-5. 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理にあたっては、「学校法人純真学園経理規程」【6-5-1】、「学校法人純真学園 経理規程施行細則」【6-5-2】、「学校法人純真学園 固定資産及び物品管理規程」【6-5-a】に則り、学校法人会計基準に基づき適正に会計処理を行っている。

予算執行にあたっては、大学の部門ごとに詳細な予算承認番号を付し、執行内容（支払伺）の内容を大学庶務課において証憑に基づき点検し、さらに大学事務局長が予算承認番号を確認のうえ、業務計画に基づいた適切な支出であることを確認し、大学学長が決裁を行っている。

その後、支払伺は法人事務局に回付され、財務課にて予算承認番号、積算基礎、支出内容の適否、証憑との金額を点検し、財務課長が確認する仕組みにより、二重チェックを行っている。

月次の予算執行状況は、毎月初めに前月末までの予算執行状況表（目的別予実対比一覧表）として財務課から大学事務局長へ通知され、財務課は、目的別予実対比一覧表に基づき、予算と著しくかい離している勘定科目について大学および他の各設置校に再精査を指示し、補正予算（案）の提出を受けている。

提出された補正予算（案）は財務課において学園全体の補正予算（案）として取りまとめ、理事会の承認を経て執行している。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園では法令に基づき、監事による業務・財務監査、監査法人による会計監査を実施している。

監事監査においては、監査計画を策定し理事長に提出したうえで、監査法人から計画概要の報告を受け、意見交換を行う。業務監査は年2回実施し、上期には各学校長・事務局長を対象に事業計画の進捗、学生満足度調査結果への対応、退学者減少への取組み、内部統制システムの有効性・信頼性、取引記録の正確性等を確認する。下期には、事業報告書等を対象に監査を行う。財務監査では、財務課長からの決算説明を受け、監査法人の監査報告を踏まえ、理事長や会計監査人との協議を行う。監査結果は監事間で協議し、監事監査報告書を理事会および評議員会に提出している。

監査法人による会計監査は、監査法人が作成した監査計画に基づき、毎年度にわたり年間5回の監査を計画的に実施している。毎年会計監査の開始時には、理事長や監事とともに各設置校を取り巻く社会情勢、経営財務状況、当該年度の重要案件等について意見交換、情報共有を行っている。会計監査では、予算管理や支出承認、資産管理、収入管理等の内部統制が適切に機能しているかを確認するとともに、学校法人会計基準に基づき計算書類が適正に作成されているかを検証している。その結果は「監査概要書」【6-5-4】にまとめ、理事長や監事に報告し、意見交換を通じて連携を図っている。

以上のような会計監査体制の下、会計監査体制の整備と監査の厳正な実施が確保されている。

【基準6の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

・ガバナンス・コンプライアンス：

令和7年4月の私立学校法改正に対応し、「内部統制システム整備の基本方針」および「コンプライアンス規程」を制定・施行した。これにより、理事の職務執行の適法性・適正性を担保する体制を強化したところである。ハラスメント防止規程、個人情報

報保護規程、内部通報規程など、コンプライアンス維持のための関連規程も整備されている。

- ・意思決定の円滑化：
理事会と評議員会の密接な連携に加え、教授会、大学運営会議、学部運営会議等の会議体を通じて、教職員の意見を組織運営に反映する仕組みを整備し、教育研究活動の質向上に寄与する運営体制を構築している。
- ・財務の安定性：
大学単体で直近5年間連続して黒字を継続しており、安定した収支運営が確保されている。法人全体としても、経営判断指標「正常状態（A3区分）」を維持している。
- ・外部資金の獲得：
科学研究費補助金の獲得件数が年々増加しており、科研費獲得セミナーや競争的研究費システムを活用した申請支援体制により、外部資金獲得に向けた努力が成果につながっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の教育研究活動の質と継続的な発展を支えるために、以下の財務基盤と運営体制に関する課題に迅速に取り組む必要がある。

1. 教育研究環境整備のための財務基盤の強化
 - ・大学単体の収支は健全に推移しているが、法人全体の基本金積立率が全国平均を下回っているため、高額な実験・実習設備や建物整備など、将来的な施設・設備の計画的更新に必要な資金の確保が求められる。
2. 短期的な収支バランスの回復
 - ・令和6年度に法人全体で約1億8千万円の赤字が発生している。これは短期大学の入学者数減少に起因するものであり、令和7年度末に予定されている純真短期大学の閉校に伴い、大学を中心とした継続可能な安定運営体制の確立と、法人全体の収支バランスの回復が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

上記の課題に対応するため、以下の改善状況と今後の取り組みを予定している。

1. ガバナンス及び内部統制の維持強化
 - ・改正私立学校法施行に伴う体制整備は完了しており、今後は整備された管理運営制度および意思決定の在り方を確実に維持・運用していく方針である。
 - ・監査法人による外部監査、監事による監査等を引き続き厳正に実施し、業務の適正性を確保する。
2. 財務基盤の安定化
 - ・入学生確保による学納金収入の安定化を目指す。
 - ・私立大学等経常費補助金や寄付金など、学納金以外の事業活動収入の増加を推進する。
 - ・第3次中期計画を確実に履行し、基本金積立率の向上を目指す。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域への貢献

A-1-① 活動方針と組織

A-1-② 地域貢献に関する具体的取組み

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 活動方針と組織

本学における地域貢献活動は、次の 2 つに分類される。第一に、建学の精神の一つである「奉仕」の具体的な活動である地域のボランティア活動（およびその支援）、第二に、保健医療系大学としての専門性を地域に還元する保健医療分野における地域連携活動である。

本学の地域貢献については、広報委員会が担当している。令和 6(2024)年度の広報委員会は広報部長を委員長とし、入試部長及び各学科から教員 1 人ずつが委員として参加している。また、事務局からは事務局長、入試広報係及び庶務課（情報管理担当）の事務職員が参加している【A-1-1 広報委員会規程】。

令和 2(2020)年度まで、「未来の科学者を育成すること」を目標に地域の中学生及び高校生を対象とした「サイエンスキャンプ」の開催に向けて企画・立案・運営を行うサイエンスキャンプ委員会、ならびに総務省による国家 ICT 成長戦略の一環として実施されている「異能(Inno)vation プログラム」への全学的な参画を目的としたイノベーション推進委員会の 2 委員会を設置していたが、委員会活動の整理・統合に伴う組織見直しの一環として、令和 3(2021)年度より両委員会は広報委員会に統合された。併せて、本学では地域住民が科学リテラシーに触れる機会を提供する地域貢献活動の一環として、平成 26(2014)年度より実施してきた「純真学園大学学術講演会」を、令和 3(2021)年度より「サイエンスカフェ」へと改称した。

A-1-② 地域貢献に関する具体的取組み

A-1-②(i) 大学独自の活動による地域貢献への取組み

(a) ボランティア活動に関する取組み

本学におけるボランティア活動については、学生が組織する学友会や各サークルがその役割を担っており、地域の看護協会や技師(士)会等が主催する学会や勉強会の運営支援、各団体の広報活動等に参加することで、医療職への理解を深める機会を提供している。加えて、2年次に開講する純真学関連科目「ボランティア」においては、積極的なボランティア活動への参加を通して、地域貢献や奉仕の意義を理解するための取組みを行っている【A-1-2 「ボランティア」シラバス】【A-1-3 令和6年度 主なボランティア実績】。

(b) 自治体との連携

本学は開学以来、福岡市南区と、南区にキャンパスを構える各大学及び短期大学で構成

される「南区大学連絡会議」に、併設の純真短期大学とともに参加している。本学を含む参加各校は、特色ある専門分野や学生の活力を区のまちづくりに活かすことを通じて、より一層住民や地域に開かれた大学として、人材育成や学術研究の充実・発展を目指し、「福岡市南区大学連絡会議構成校と福岡市南区との連携に関する協定書」【A-1-4】を締結している。そして、この協定書に付属する覚書【A-1-5 純真学園大学と福岡市南区との連携協定書に関する覚書】により、本学は保健医療、健康福祉、栄養に関する事項に加え、環境保全、ボランティア活動等について連携・協力することを定めている。また、この協定締結に合わせて、本学と福岡市南区との間で「大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書」【A-1-6】の調印が行われた。これは、福岡市南区及びその周辺地域において大規模災害が発生し、南区役所の施設機能が著しく失われた際に、本学園施設に南区災害対策本部を移転させることで、南区における災害対応業務の円滑な遂行を図ることを目的としている。

(c) 健康福祉関連分野における地域貢献に関する取組み

平成25(2013)年度より開催している地域貢献を目的とした「公開講座」は、令和6(2024)年度で12回目の開催となった。開催当初は、地域の方々に役立つ最新医療情報や、メディアで話題となっている疾病等をテーマとしていたが、近年は本学教員の専門分野に基づく講座を、小規模ながら年に複数回開催することで、より多くの方々に関心を持っていただける地域貢献型の講座企画として、「育児体験教室」などを実施している。

令和 6(2024)年度の育児体験教室では計 6 回開催され、合計 95 人の妊婦とその配偶者等が参加した【A-1-7 『公開講座 2024 ママとパパのための育児体験教室』チラシ】。

表A-1 育児体験教室の実施概要（令和6年度）

| 回数 | 実施日時 | 参加者数 |
|----|---------------|---------|
| 1 | 令和6年6月29日（土） | 8組(16人) |
| 2 | 令和6年10月19日（土） | 8組(16人) |
| 3 | 令和6年11月16日（土） | 6組(12人) |
| 4 | 令和6年12月14日（土） | 8組(18人) |
| 5 | 令和7年2月1日（土） | 8組(15人) |
| 6 | 令和7年3月1日（土） | 8組(18人) |

内容としては、各回とも妊婦体験、赤ちゃんの抱き方、授乳、調乳、おむつ交換、沐浴の方法などを実施した。また、プログラムの最後には参加者同士の交流会も行った。アンケート結果により、参加者の多くが本プログラムに満足していたことが確認された【A-1-8『純真の翼』第12号 p.32】。

なお、「育児体験教室」は看護学科 3 年次開講科目「母性看護学実習」、及び 4 年次開講科目「統合実習」の一環として位置づけられている。「育児体験教室」の教育的側面については、基準 4-2-⑤で触れたとおりである。

A-1-②(ii) 大学が有する物的・人的資源の地域への提供

広報委員会を中心とした取組みに加え、本学が有する物的・人的資源（教室・ホール等の施設及び本学教員）を地域・社会に提供している。

教室・ホール等の施設については、令和 6(2024)年度の実績として 38 件の貸出を行った。その内訳は以下のとおりである。

表 A-2 大学施設の貸出件数（令和 6 年度実績）

| 学会 研究会 | 講習会 研修会 | 試験関係 | グラウンド の年間利用 | テニスコート の年間利用 | その他 | 計 |
|-----------|------------|------|----------------|-----------------|-----|----|
| 0 | 12 | 15 | 0 | 5 | 6 | 38 |

このほか、福岡県南警察署との間で、大規模災害により警察署庁舎の機能が失われた場合に、要請に基づき本学園内施設の一部について使用を認める「大規模災害時における純真学園施設の使用に関する協定書」【A-1-9】を締結している。さらに、先述のとおり、福岡市南区との間で、大規模災害によって南区役所の施設機能が著しく失われた際に、要請に基づき本学園施設に南区災害対策本部を移転させることを定めた「大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書」を調印している。

本学教員については、個々に専門性や経験を活かした社会活動・社会貢献を行っており、その活動範囲は、各種専門団体や学会等の役員・委員、国・地方自治体等での活動、NPO 法人やボランティアでの活動等、多岐にわたっている【A-1-10 本学教員の学会活動・社会貢献活動】。

A-2. 地域への情報発信

A-2-① サイエンスカフェ等による社会への知の還元

A-2-② 保健医療関連分野での地域貢献（健康フェスティバル）

A-2-③ 保健医療関連分野での啓発活動

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① サイエンスカフェ等による社会への知の還元

本学では、大学の使命の一つとして、地域社会への情報発信に積極的に取り組んでいる。具体的には、学内で開催する「サイエンスキャンプ」「サイエンスカフェ」および「南区こども大学」に加え、本学教員が福岡市南区内の施設等に出向いて実施する「南区出前講座」などの取組みを通じて、前項で取り上げた「公開講座」とともに、地域社会への知的資源の還元を図っている。

(a) サイエンスキャンプ

平成 24(2012)年度より開始したサイエンスキャンプでは、本学の教員が協力し、先進的な研究テーマに基づいて、主に夏休み期間中に中学生及び高校生を対象とした科学技術体験プログラムを企画・実施しており、地域社会への貢献とともに、「未来の科学者を育成すること」を目標としている。メインテーマは「生命を科学する」とし、毎年度サブテーマを設定して実施している（表 A-3）。

本事業は、福岡県教育委員会、福岡市、福岡市教育委員会、福岡市南区、西日本新聞社、

公益社団法人福岡県看護協会、公益社団法人福岡県診療放射線技師会、一般社団法人福岡県臨床衛生検査技師会、一般社団法人福岡県臨床工学技士会の後援を得ている。

令和 6(2024)年度は、在学生の支援の下、7月 28 日に中学生及び高校生を対象として開催した。今年度のサブテーマは、本学の学科の特色を活かし「人体を感じよう」とし、2つのプログラム（「心臓・肺・腹部の正常音と異常音を聴いてみる」「3D 技術で体の中を探検しよう！」）を実施した。参加者は中学生 8 人および高校生 10 人であり、終了後のアンケート結果において高い評価を得た【A-2-1 『純真の翼』第 12 号 p.35】。令和 6(2024)年度実施分を含めた最近のサブテーマと参加者数は以下のとおりである。

表 A-3 サイエンスキャンプのサブテーマと参加者数（最近 5 カ年）

| 回数 | 実施年度 | サブテーマ | 参加者数（人） | | | 備考 |
|--------|------|--------------------|---------|-----|----|--------------------|
| | | | 高校生 | 中学生 | 計 | |
| 中止 | 令和 2 | - | - | - | - | Covid-19 流行のため開催なし |
| 第 9 回 | 令和 3 | PCR と ECMO を学んでみよう | 15 | 12 | 27 | |
| 第 10 回 | 令和 4 | 身体のはたらきを数値で知ろう | 8 | 7 | 15 | |
| 第 11 回 | 令和 5 | 血液のはたらきを知ろう | 14 | 14 | 26 | |
| 第 12 回 | 令和 6 | 人体を感じよう | 10 | 8 | 18 | |

(b) サイエンスカフェ

令和 6(2024)年度は令和 5(2023)年度に引き続き、対面形式で開催した。テーマは「世界初 新たながん検査『N-NOSE』」とし、株式会社 HIROTSU バイオサイエンス代表取締役の広津崇亮氏を講師として招き、線虫を利用したがん検査に関する講演が行われた。当日は、近隣住民や病院関係者に加え、教職員および学生を含む計 27 人が参加した。講演終了後に実施したアンケート結果においては、参加者全員から高い評価を得た【A-2-2 『純真の翼』第 12 号 p.34】。

(c) 南区こども大学

本学を含む福岡市南区の 7 つの大学・短期大学では、平成 28(2016)年 12 月より、子育て支援や健康づくりなど多分野にわたる協力関係を構築する「包括連携協定」を締結しており、これに基づき、平成 29(2017)年度より「南区こども大学」を実施している。本学では、医療系大学の専門性を活かし、令和 2(2020)年度までの夏休み期間に、小学生を対象として放射線技術科学科および医療工学科の 2 学科による講座を開講してきた。これらの講座は非常に人気が高く、受付開始後すぐに満席となる状況であった。令和 3(2021)年度からは、看護学科および検査科学科を加えた全 4 学科による講座を開講しており、令和 6(2024)年度は前年同様に、計 6 講座を開催した。各講座の開催にあたっては、支援学生 17

名、ボランティア学生 16 名、計 33 名が運営に協力した。各講座終了後に実施したアンケート結果においては、参加者およびその保護者から高い評価を得ている【A-2-3 『純真の翼』第 12 号 p.36】。

表 A-4 南区こども大学 実施状況（令和 6 年度）

| No. | 実施日時 | 講座テーマ | 参加者数 (人) | 実施 状況 |
|-----|-----------------|-------------------------------------|-------------|----------|
| 1 | 令和 6 年 7 月 20 日 | おもしろ体力測定~親子で生活体力くらべ~ | 19 | 実施 |
| 2 | 令和 6 年 8 月 3 日 | 外科手術を体験してみよう！ | 38 | 実施 |
| 3 | 令和 6 年 8 月 3 日 | からだの情報を確認してみよう | 14 | 実施 |
| 4 | 令和 6 年 8 月 22 日 | 臨床検査技師の仕事体験してみよう！ ~顕微鏡で見える検査の世界~ | 20 | 実施 |
| 5 | 令和 6 年 8 月 23 日 | 病院の先生になってみよう ~体の中を覗いてみると~ | 18 | 実施 |
| 6 | 令和 6 年 8 月 26 日 | X 線の仕組みを学んで撮影して見よう！ | 20 | 実施 |

(d) 南区出前講座

南区こども大学と同様の取り組みとして、福岡市南区と 7 つの大学・短期大学による「包括連携協定」に基づき、「南区出前講座」を実施している。令和 6(2024)年度は、本学の 4 学科から、それぞれの専門性を活かした講義テーマを企画し、全 8 講座を設定した。これに対し、公民館および地域各種団体から 8 件の申し込みがあり、すべての講座を実施した。

表 A-5 南区出前講座 実施状況（令和 6 年度）

| No. | 実施日時 | 講座テーマ | 参加者数 (人) | 実施 状況 |
|-----|------------------|---------------------------|-------------|----------|
| 1 | 令和 6 年 6 月 18 日 | 認知症の予防 認知症を知ることから始めよう | 18 | 実施 |
| 2 | 令和 6 年 7 月 20 日 | ” ちょっと耳寄りな” 聴覚の話 | 45 | 実施 |
| 3 | 令和 6 年 10 月 6 日 | 認知症の予防 認知症を知ることから始めよう | 40 | 実施 |
| 4 | 令和 6 年 11 月 16 日 | 認知症の予防 認知症を知ることから始めよう | 20 | 実施 |
| 5 | 令和 6 年 12 月 14 日 | 東洋医学の体質分類によるオーダーメイド医療 | 10 | 実施 |
| 6 | 令和 7 年 2 月 17 日 | 認知症の予防 認知症を知ることから始めよう | 70 | 実施 |
| 7 | 令和 7 年 3 月 19 日 | 今日からはじめる健康づくり~みんなで考えてみよう~ | 17 | 実施 |
| 8 | 令和 7 年 3 月 31 日 | あなたの骨は大丈夫？ | 15 | 実施 |

A-2-② 保健医療関連分野での地域貢献（健康フェスティバル）

本学は、建学の精神の一つに「奉仕」を掲げていることから、医療系大学としての知的・人的・物的資源を地域社会へ提供し、地域住民の健康意識の向上を目的として、教職員の支援の下、学生を主体として平成 28(2016)年度より併設校である純真短期大学と共同で

「健康フェスティバル」を開催している。

当初は、西鉄大橋駅西口広場を会場として、頸動脈エコー、血圧、血管年齢、骨密度、肺活量、足指筋力測定の6つの検査を実施してきた。令和3(2021)年度からは、Covid-19感染拡大の影響を踏まえ、地域との連携をさらに深めるため、実施形式・場所・内容の見直しを行い、本学が立地する筑紫丘地区の公民館および筑紫丘校区健康推進部との共同開催形式へと変更した。令和6(2024)年度は、事前予約制を継承しつつ当日参加も可能とし、筑紫丘小学校体育館にて実施した。近隣地域から130人の方々が来場し、保健医療分野における本学の地域貢献活動に触れる機会となった。この取り組みは、参加者を対象としたアンケート結果においても高い評価を得ている【A-2-4 『純真の翼』第12号 p.33】。

A-2-③ 保健医療関連分野での啓発活動

本学では、平成24(2012)年度から毎年度継続して、子宮頸がん予防の啓発活動に取り組んでいる。主な活動として、例年、本学および併設の短期大学が合同で10月に開催する学園祭において、子宮頸がん予防に関する啓発イベントを実施している。本イベントは、本学を中心に、福岡県労働衛生研究所との連携のもとで展開している。また、学内には子宮頸がん予防啓発活動を担う学生主体のサークル「ピア・エデュケーション」があり、医療系大学の過密なカリキュラムの合間を活用して活動している。【A-2-5 『純真の翼』第12号 p.31】。令和6年度からは、聖隷クリストファー大学看護学部の検診啓発グループと定期的に交流会および合同プロジェクトの検討会議を行っている。

学園祭での子宮頸がん検診イベントでは、福岡県労働衛生研究所との連携会議を経て、学園祭開催日に合わせた移動検診車による子宮頸がんの検診、関連パネル展示、顕微鏡を用いたがん細胞の観察等を実施している。子宮頸がん検診は原則として福岡市内在住の20歳以上の女性が対象であるが、本学が費用を負担することで、在学学生は無料で受診できるようにしている。令和6(2024)年度は、先着40人の在学学生を対象に実施したが、天候不良による当日キャンセルがあったため、最終的に20人の学生が受診した。

【基準Aの自己評価】

(1) 成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

学生及び教職員による各種ボランティア活動等の地域活動を通じて、本学の存在や活動が地域住民に浸透し、その理解と協力が得られた結果、自治体から地域貢献に対する表彰を受けた。また、本学の学生にとって、学生ピア・エデュケーション活動や地域貢献活動に参加することは、医療系大学の学生が医療現場だけでなく、地域における保健予防活動に関わる貴重な機会となっている。

さらに、地域住民や他大学の看護学生と交流する機会は、学生の視野と可能性を広げ、職業意識を育み、専門の学びを深め、実践へと続く場となっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の地域貢献活動は、年々地域社会に定着してきているものの、地域社会との協働・協創においては、大学と地域が相互に理解し合う関係を築くため、さらなる創意工夫が必要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

令和7年度より、新たな試みとして地域住民や自治協議会、公民館、高校生と企画段階から協働する「地域防災イベント」を計画している。また、自治体が主催する地域交流や健康づくりイベントにも、医療系大学の人材として学生を含め積極的に協力し、地域と大学が相互に信頼関係を深める取り組みを行っていく予定である。

さらに、自治体の広報誌や保育園・公民館等でのチラシ設置を含む広報活動を強化し、近隣住民の子宮頸がん検診受診率の向上を目指す。加えて、大学事務局との連携を図り、継続可能な仕組みづくりを進める。

基準 B. 自校教育

B-1. 自校教育

B-1-① 自校教育の構築と評価

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 自校教育の構築と評価

(a) 純真学の構築

平成28(2016)年度より、本学独自の4学科合同カリキュラムとして『純真学』を設置している。『純真学』は、本学の理念や特徴を知ることが目的とした単なる自校教育に留まらず、医療人に共通して求められる基盤的な資質と汎用的能力の養成を目的としている。

『純真学』は、令和4(2022)年度から適用を開始した第3次カリキュラムに合わせて見直しを行い、第2次カリキュラムまでの必修科目4科目及び選択必修科目2科目（計5単位取得）から、必修科目2科目及び選択必修科目2科目（計3単位取得）に再編された【B-1-1 純真学概念図（2022年度以降）】。

第3次カリキュラムにおいて1年次に開講される「純真学Ⅰ」は、学長自らが教壇に立ち、学園訓の理解と4年間の目標設定を促す授業で、初年次教育としての役割を担っている。学生は、大学創設者の思いと学園訓である「気品・知性・奉仕」の意味を理解し、自己を見つめ直し、個々の目標に向き合っていく。

2年次では、選択必修科目である「ボランティア」で奉仕活動の実際と意義を学び、同じく選択必修科目である「異文化交流」では海外研修を通して国際的視野を養う。いずれも主体的な体験から学ぶことを重視するとともに、客観的な視点の形成を促し、最終授業にて学びの共有を図る。

3年次に開講される「純真学Ⅱ」では、古典・伝統・文化関連施設の訪問体験等を通して、一流とされる人の視点・思考を知り、建学の精神の理解とともに社会人として学ぶべき方向性を考える機会とすることを目的にしている。すなわち、日常的な学生生活では触れる機会の少ない歌舞伎や落語などを鑑賞することで、学生一人ひとりが自身の感性に響く何かを見出し、自己理解を深めることが期待されている。また、一流とされる方々が示す自信や誇りに裏打ちされた「所作」の美しさに触れ、プロフェッショナルならではの考え方や心がけを知ることを通じて、学生が自らの感性を磨き、最終的に「一流」の医療従

事者となるための自己探究に繋げていくことを意図している。

令和 6(2024)年度は、1 年次において「純真学Ⅰ」を、2 年次には、「ボランティア」「異文化交流」を、3 年次は「純真学Ⅱ」の各科目を実施した。

「純真学Ⅰ」においては、学長による学園訓を基盤にした講義に続いて、「自己発見」をキーワードにした各種の体験型授業を行った。

「ボランティア」では、学生が主体となり、様々なボランティア活動を調査し、実際にボランティア活動を行った。「異文化交流」では、国際交流協定を結んでいる韓国の春海保健大学を訪問し、施設の見学や学生同士の交流を行った。

「純真学Ⅱ」では、博多座における歌舞伎鑑賞と桂宮治師匠による落語の鑑賞を実施し、その後のグループワークとプレゼンテーションにより、3 年間の振り返りを行った【B-1-2 『純真の翼』第 12 号 p.10】。

(b) 純真学の評価

以上の『純真学』の運営および評価は、各科目責任者と純真学専門部会が担っており、授業評価結果の分析を踏まえ、毎年度、教育効果の向上をめざした工夫や改善に取り組んでいる【B-1-3 純真学専門部会 総括】。

【基準 B の自己評価】

(1) 成果が出ている取り組み、特色ある取り組み

純真学Ⅰ、純真学Ⅱで実施する授業は、学生にとって初めての体験が多く、各回の講師や授業内容に関するアンケートでは、高評価が多く寄せられている。学生が各回の授業を通じてその意味を考えることで、学園訓への理解を深めるとともに、自大学への帰属意識の涵養に繋がっていくことが期待される。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

これまで純真学科目終了後に「振り返りシート」を配付し、各科目の学びと得たものについて振り返りを促していたが、学生に十分な振り返りがなされていなかった。また、純真学科目を履修した学生の変化（成長）を測定するための指標や根拠となるデータが不足しており今後の検討が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

学生が十分な振り返りを行えるよう、振り返りシートの内容や運用方法を見直す。また、純真学科目履修前後において、学生自身が自らの変化（成長）に気づくことができるよう、人間力・学士力、学園訓の理解度などを測定するための評価資料の作成について、検討を継続する。

V. 特記事項

1. 国際交流

本学では、国際交流事業を担う中心組織として国際交流推進委員会を設け、海外の大学の教育研究諸機関との提携や交流協定の締結を通じて純真学園大学の国際交流を積極的に進めるとともに、現職教員を含む短期研修生の派遣や受入れを行うことにより、医療教育と研究実践の向上や人材の育成に努めている。

令和 6(2024)年度までに大韓民国 6 校、台湾 1 校、中華人民共和国 2 校、アメリカ合衆国（ハワイ）1 校、オーストラリア 1 校、及びベトナム 1 校の各大学と MOU を締結しており、本学学生の短期海外研修を行うとともに、相手国の短期研修生の受入れを行っている。

令和 6(2024)年度の国際交流として以下の内容を実施した。

【春海保健大学校（大韓民国）との国際交流、韓国カトリック大学医学部（大韓民国）との MOU 締結】

- ① 令和 6(2024)年 9 月 11 日～9 月 13 日、釜山（大韓民国）における春海保健大学校での夏季短期海外研修
- ② 令和 6(2024)年 12 月 18 日、本学における春海保健大学校一行との国際交流
- ③ 令和 6(2024)年 12 月 26 日、ソウル（大韓民国）における韓国カトリック大学医学部との MOU 締結

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-----------|----------|---|-------------------|
| 第 83 条 | ○ | 【大学の目的】 本学の目的は、学則第 1 条（目的）において規定している。 | 1-1 |
| 第 83 条の 2 | — | 【専門職大学】 本学は専門職大学ではない。 | 1-1 |
| 第 85 条 | ○ | 【教育研究上の基本組織（学部）】 本学の設置する学部については、学則第 1 条第 2 項（目的）、及び保健医療学部規則において規定している。 | 1-1 |
| 第 87 条 | ○ | 【修業年限、その特例】 本学の修業年限は、学則第 18 条（修業年限）において規定している。 | 4-1 |
| 第 88 条 | — | 【修業年限、その特例】 本学では編入学の制度を設けていない。 | 4-1 |
| 第 88 条の 2 | | 【専門職大学、修業年限、その特例】 本学は専門職大学ではない。 | 4-1 |
| 第 89 条 | — | 【修業年限、その特例】 本学では早期卒業に関する制度を設けていない。 | 4-1 |
| 第 90 条 | ○ | 【入学資格】 本学への入学資格は、学則第 21 条（入学資格）において規定している。 | 3-1 |
| 第 92 条 | ○ | 【学長、教授等必要な職員】 本学の教職員については、学則第 8 条（教職員）において規定している。 | 4-2 5-1 5-2 |
| 第 93 条 | ○ | 【教授会の設置】 本学の教授会については、学則第 13 条（教授会）、及び教授会規程において規定している。 | 5-1 |
| 第 104 条 | ○ | 【学位の授与】 本学が行う学位の授与については、以下において規定している。 ・大学学則第 46 条（学位の授与） ・大学院学則第 20 条（学位） ・学位規程第 2 条（学位の名称） | 4-1 |
| 第 105 条 | — | 【履修証明書の交付】 本学は履修証明書の交付を行っていない。 | 4-1 |
| 第 108 条 | — | 【編入学】 本学では編入学の制度を設けていない。 | 3-1 |

純真学園大学

| | | | |
|---------|---|--|------------|
| 第 109 条 | ○ | <p>【自己点検・評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学の自己点検・評価については、学則第 2 条（自己点検・評価）、及び自己点検・評価委員会規程に基づき実施している。 ・自己点検・評価の結果については、ホームページ上にて公開している。 ・文部科学大臣の認証を受けた者（公益財団法人日本高等教育評価機構）による認証評価を受審している（直近では令和 5（2023）年度に受審）。 | 2-2 |
| 第 113 条 | ○ | <p>【教育研究活動の公表】</p> <p>本学教育研究活動の状況については、ホームページにて公表している。</p> | 4-2 |
| 第 114 条 | ○ | <p>【事務職員】</p> <p>事務職員の配置については、学則第 8 条第 1 項第 2 号（教職員）及び第 12 条（大学事務局）、また「純真学園大学の事務組織に関する規程」において規定している。</p> | 5-1 5-3 |
| 第 122 条 | — | <p>【編入学】</p> <p>本学は編入学の制度を設けていない。</p> | 3-1 |
| 第 132 条 | — | <p>【編入学】</p> <p>本学は編入学の制度を設けていない。</p> | 3-1 |

学校教育法施行規則

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|-------|------|--|------------|
| 第 4 条 | ○ | <p>【学則記載事項】</p> <p>以下のとおり記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> → 学則第 15 条（学年）、第 16 条（学期）、第 17 条（休業日）、第 18 条（修業年限） 二 部科及び課程の組織に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> → 学則第 5 条（学部、学科及び学生定員） 三 教育課程及び授業日時数に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> → 学則第 32 条（教育課程の編成）、第 33 条（授業科目）、第 34 条（授業の方法等）、第 35 条（単位の計算方法）、第 36 条（履修方法等） 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> → 学則第 37 条（単位の授与）、第 38 条（単位の認定要件）、第 39 条（入学前の既修得単位数の取扱い）、第 43 条（成 | 4-1 4-2 |

純真学園大学

| | | | |
|-----------------|---|--|-----|
| | | <p>績の評価基準)、第 44 条 (卒業の要件)、第 45 条 (卒業)</p> <p>五 収容定員及び職員組織に関する事項 → 学則第 5 条 (学部、学生及び学生定員)、第 12 条 (大学事務局)</p> <p>六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 → 学則第 20 条 (入学の時期)、第 21 条 (入学資格)、第 22 条 (入学志願の手続)、第 23 条 (入学者の選考)、第 24 条 (入学手続及び入学許可)、第 26 条 (休学)、第 27 条 (復学)、第 29 条 (自主退学)、第 30 条 (除籍)、第 31 条 (転学等)、第 44 条 (卒業の要件)、第 45 条 (卒業)</p> <p>七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項 → 学則第 60 条 (諸納入金) ※ 詳細については、「諸納入金納入規程」にて規定</p> <p>八 賞罰に関する事項 → 学則第 53 条 (表彰)、第 54 条 (懲戒)、第 55 条 (懲戒による退学)</p> <p>九 寄宿舎に関する事項 → 学則第 58 条 (学生寮) ※ 詳細については、「純真学園 向野寮規則」「純真学園 筑紫丘寮規則」にて規定</p> | |
| 第 24 条 | ○ | <p>【指導要録】</p> <p>学籍簿、成績表、学生カード、健康診断書により保存・管理している。</p> | 4-2 |
| 第 26 条 第 5 項 | ○ | <p>【学生に対する懲戒の手続きの決定】</p> <p>本学学生に対する懲戒手続については、学則第 54 条 (懲戒) において規定している。</p> | 5-1 |
| 第 28 条 | ○ | <p>【備えるべき表簿】</p> <p>備えるべき表簿については、各管轄部署において作成・保管している。</p> | 4-2 |
| 第 143 条 | — | <p>【教授会の権限】</p> <p>本学では代議員会等を設置していない。</p> | 5-1 |
| 第 146 条 | — | <p>【修業年限及びその特例に関する細目】</p> <p>本学は該当する制度を設けていない。</p> | 4-1 |
| 第 147 条 | — | <p>【修業年限及びその特例に関する細目】</p> <p>本学は該当する制度を設けていない。</p> | 4-1 |
| 第 148 条 | — | <p>【修業年限及びその特例に関する細目】</p> <p>本学は該当する制度を設けていない。</p> | 4-1 |
| 第 149 条 | — | <p>【修業年限及びその特例に関する細目】</p> <p>本学は該当する制度を設けていない。</p> | 4-1 |

純真学園大学

| | | | |
|------------|---|--|---------------------------------|
| 第 150 条 | ○ | 【入学資格に関する細目】 入学資格については、学則第 21 条に規定している。 | 3-1 |
| 第 151 条 | — | 【入学資格に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。 | 3-1 |
| 第 152 条 | — | 【入学資格に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。 | 3-1 |
| 第 153 条 | — | 【入学資格に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。 | 3-1 |
| 第 154 条 | — | 【入学資格に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。 | 3-1 |
| 第 161 条 | — | 【編入学、転学等】 本学は該当する制度を設けていない。 | 3-1 |
| 第 162 条 | — | 【編入学、転学等】 本学は該当する制度を設けていない。 | 3-1 |
| 第 163 条 | ○ | 【学年の始期、終期】 本学の学年の始期及び終期は、学則第 15 条において規定している。 | 4-2 |
| 第 163 条の 2 | ○ | 【学修証明書の交付】 保健医療学部履修規程第 28 条第 1 項において、学生に対して成績証明書を発行することができる旨を定めている。また、学則第 49 条第 2 項及び科目等履修生規程第 11 条第 2 項において、科目等履修生に対して単位修得証明書を交付することができる旨を定めている。 | 4-1 |
| 第 164 条 | — | 【履修証明書の交付に関する細目】 本学は該当する制度を設けていない。 | 4-1 |
| 第 165 条の 2 | ○ | 【三つの方針】 大学の学部・学科、及び大学院の研究科・専攻ごとに「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」を定め、ホームページ等で公開している。 | 1-1 2-3 3-1 4-1 4-2 |
| 第 166 条 | ○ | 【自己点検・評価に関する細目】 本学の自己点検・評価体制については、自己点検・評価委員会を設置しており、また自己点検・評価の項目については、日本高等教育評価機構が定める項目を用いている。 | 2-2 |
| 第 172 条の 2 | ○ | 【教育研究活動等の情報の公表】 教育研究活動等の状況に関する情報は、ホームページにて公表している。 | 1-1 3-1 4-1 4-2 6-1 |

純真学園大学

| | | | |
|---------|---|---|-----|
| 第 173 条 | ○ | 【卒業証書の授与】 学則第 45 条（卒業）及び第 46 条（学位の授与）に基づき授与している。 | 4-1 |
| 第 178 条 | — | 【高等専門学校卒業者の編入学】 本学は該当する制度を設けていない。 | 3-1 |
| 第 186 条 | — | 【専修学校（専門課程）修了者の編入学】 本学は該当する制度を設けていない。 | 3-1 |

大学設置基準

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|----------|----------|---|------------|
| 第 1 条 | ○ | 【趣旨】 本学は、学校教育法、大学設置基準その他関係法令に基づき設置し、運営している。また、直近では令和 5 年度に（公財）日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、「適合」の判定を得ている。 | 2-2 2-3 |
| 第 2 条 | ○ | 【教育研究上の目的】 学部・学科の教育研究上の目的については、保健医療学部規則第 3 条（学部における教育研究上の目的）及び第 4 条（学科における教育研究上の目的）において規定している。 | 1-1 |
| 第 2 条の 2 | ○ | 【入学者選抜の方法】 入学者選抜については、本学が定めるアドミッション・ポリシー、入試委員会規程、入学者選抜規程等に基づき適正に実施している。 | 3-1 |
| 第 3 条 | ○ | 【教育研究上の基本組織（学部）】 本学の学部については、学則第 5 条（学部、学科及び学生定員）及び保健医療学部規則第 3 条（学部における教育研究上の目的）に基づき設置しており、教員数については大学設置基準が求める人数を満たしている。 | 1-1 |
| 第 4 条 | ○ | 【教育研究上の基本組織（学科）】 本学の学科については、学則第 5 条（学部、学科及び学生定員）、保健医療学部規則第 2 条（学科）及び第 4 条（学科における教育研究上の目的）に基づき設置している。また教員数については、大学設置基準に加え、看護学科及び放射線技術科学科については各医療職に関する学校養成所指定規則が定める要件・人数を満たしている。 | 1-1 |
| 第 5 条 | — | 【課程】 本学は、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を有していない。 | 1-1 |
| 第 6 条 | — | 【教育研究上の基本組織（学部以外の基本組織）】 | 1-1 |

純真学園大学

| | | | |
|---------------------|---|---|---|
| | | 本学は、学部以外の教育研究上の基本となる組織を有していない。 | 4-2 5-2 |
| 第 7 条 | ○ | <p>【教育研究実施組織等】</p> <p>本学は、学則第 1 条に定めた教育研究上の目的を達成するため、純真学園大学組織規程に定める各種の教育研究実施組織を設け、教員及び事務職員を適切に配置している。また、各組織については関連規程等を整備して教育研究に関する役割分担及び責任の所在を明確にするとともに、教授会や学部運営会議等を通じて情報の共有及び組織的な連携体制を確保している。</p> | 3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3 |
| 第 8 条 | ○ | <p>【授業科目の担当】</p> <p>本学は、令和四年九月三〇日文科科学省令第三四号の附則第四条（施設及び教員に関する経過措置）を適用し、改正前の大学設置基準に基づき主要授業科目には専任の教授又は准教授を担当として配している。また、主要授業科目以外の科目についてもなるべく本学の専任教員である教授、准教授、講師又は助教を担当教員として配置するとともに、必要に応じて助手を配し、専任教員が行う授業の補助を行う体制を整えている。</p> | 4-2 5-2 |
| 第 9 条 | — | <p>【授業を担当しない教員】</p> <p>本学専任教員の全員が、所属する学科において編成される教育課程に基づき開講されている授業科目を 1 科目以上担当している。</p> | 4-2 5-2 |
| 第 10 条 (旧第 13 条) | ○ | <p>【基幹教員数】</p> <p>本学は、令和四年九月三〇日文科科学省令第三四号の附則第四条（施設及び教員に関する経過措置）を適用し、改正前の大学設置基準別表第一イに定める専任教員数を満たす教員を配置している。</p> | 4-2 5-2 |
| 第 11 条 | ○ | <p>【組織的な研修等】</p> <p>本学は FD・SD 委員会規程に基づき、本学教職員を対象とした FD・SD 研修を組織的に実施している。</p> | 4-2 4-3 5-3 |
| 第 12 条 | ○ | <p>【学長の資格】</p> <p>本学における学長の選考資格については、学長選考規程第 4 条において規定している。</p> | 5-1 |
| 第 13 条 | ○ | <p>【教授の資格】</p> <p>本学における教授の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。</p> | 4-2 5-2 |
| 第 14 条 | ○ | <p>【准教授の資格】</p> <p>本学における准教授の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。</p> | 4-2 5-2 |
| 第 15 条 | ○ | <p>【講師の資格】</p> <p>本学における講師の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。</p> | 4-2 5-2 |

純真学園大学

| | | | |
|-----------|---|--|------------|
| 第 16 条 | ○ | 【助教の資格】 本学における講師の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。 | 4-2 5-2 |
| 第 17 条 | ○ | 【助手の資格】 本学における助手の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。 | 4-2 5-2 |
| 第 18 条 | ○ | 【収容定員】 本学の収容定員については、学則第 5 条（学部、学科及び学生定員）において規定している。 | 3-1 |
| 第 19 条 | ○ | 【教育課程の編成方針】 本学の教育課程は、関係法令並びに本学が定める教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき体系的に編成している。 | 4-2 |
| 第 19 条の 2 | — | 【連携開設科目】 本学は連携開設科目を設けていない。 | 4-2 |
| 第 20 条 | ○ | 【教育課程の編成方法】 本学教育課程の編成方法については、学則第 34 条（授業の方法等）、第 36 条（履修方法等）、保健医療学部履修規程第 2 条（教育課程）において適切に定めている。 | 4-2 |
| 第 21 条 | ○ | 【単位】 本学における単位の計算方法については、学則第 35 条（単位の計算方法）において規定している。 | 4-1 |
| 第 22 条 | ○ | 【一年間の授業期間】 年間の授業期間は、大学設置基準に基づき、学年暦に定めている。 | 4-2 |
| 第 23 条 | ○ | 【各授業科目の授業期間】 各授業科目の授業期間は、学年暦及び時間割により、定期試験期間を除き十五週を確保している。 | 4-2 |
| 第 24 条 | ○ | 【授業を行う学生数】 本学は、授業の内容や教育効果、設備等の要件を考慮の上、必要に応じてクラス分割を行う等の方法により、一授業科目あたりの学生数が適当な人数となるよう調整している。 | 4-2 |
| 第 25 条 | ○ | 【授業の方法】 授業の方法については、学則第 34 条（授業の方法等）に規定するとともに、Web シラバスにおいて科目ごとに明示している。 | 3-2 4-2 |
| 第 25 条の 2 | ○ | 【成績評価基準等の明示等】 成績評価基準等については Web シラバスに明記し、公開している。また卒業の認定に関する基準等については、学則第 44 条（卒業の要件）及び第 45 条（卒業）、並びに保健医療学部規則第 11 条（卒業）に定めるとともに、ディプロマ・ポリシーと併せて学生便覧に | 4-1 |

純真学園大学

| | | | |
|-----------|---|--|------------|
| | | 明示している。 | |
| 第 26 条 | — | 【昼夜開講制】 本学では昼夜開講制を実施していない。 | 4-2 |
| 第 27 条 | ○ | 【単位の授与】 単位の授与については、学則第 37 条（単位の授与）及び第 38 条（単位の認定要件）、並びに保健医療学部履修規程第 6 条（単位の認定）に基づき実施している。 | 4-1 |
| 第 27 条の 2 | ○ | 【履修科目の登録の上限】 履修科目の登録の上限については、保健医療学部履修規程第 4 条において規定している。 | 4-2 |
| 第 27 条の 3 | — | 【連携開設科目に係る単位の認定】 本学は連携開設科目を設けていない。 | 4-1 |
| 第 28 条 | ○ | 【他の大学又は短期大学における授業科目の履修等】 他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する取扱いについては、学則第 41 条（他の大学等における授業科目の履修等）において規定している。 | 4-1 |
| 第 29 条 | ○ | 【大学以外の教育施設等における学修】 大学以外の教育施設等における学修に関する取扱いについては、学則第 42 条（大学以外の教育施設等における学修）において規定している。 | 4-1 |
| 第 30 条 | ○ | 【入学前の既修得単位等の認定】 本学入学前に他の大学又は短期大学で修得した単位に関する取扱いについては、学則第 39 条（入学前の既修得単位数の取扱い）において規定している。 | 4-1 |
| 第 30 条の 2 | — | 【長期にわたる教育課程の履修】 本学は長期履修制度を設けていない。 | 4-2 |
| 第 31 条 | ○ | 【科目等履修生等】 科目等履修生については、学則第 49 条（科目等履修生）において規定している。 | 4-1 4-2 |
| 第 32 条 | ○ | 【卒業の要件】 本学卒業の要件については、学則第 18 条（修業年限）及び第 44 条（卒業の要件）、並びに保健医療学部規則第 11 条（卒業）において規定している。 | 4-1 |
| 第 33 条 | — | 【授業時間制をとる場合の特例】 本学では授業時間制を設けていない。 | 4-1 |
| 第 34 条 | ○ | 【校地】 3-5-a（キャンパスマップ）に示すとおり、本学の校地には学生が休息その他に利用するのに適当な空地を含んでいる。 | 3-5 |
| 第 35 条 | ○ | 【運動場等】 | 3-5 |

純真学園大学

| | | | |
|-----------|---|--|------------|
| | | <p>基準 3-5-①に示すとおり、本学の運動場として本学からバスで 15 分の場所に那珂川グラウンド（面積：9,503.2 m²）を設けており、また本学から徒歩約 5 分の位置にテニスコート（2 面）を設けている。</p> <p>この他、基準 2-4-①に示すとおり、本学専用の学生寮として筑紫丘寮（女子寮）及び向野寮（男子寮）を設置している。</p> | |
| 第 36 条 | ○ | <p>【校舎】 資料 F-5（学生便覧）p.29 以下に示すとおり、本学の校舎等施設は大学設置基準及び関係法令に則り適正に設置している。</p> | 3-5 |
| 第 37 条 | ○ | <p>【校地の面積】 本学の校地専用面積 23,906.9 m²であり、本学の基準面積 11,800 m²を上回っている。</p> | 3-5 |
| 第 37 条の 2 | ○ | <p>【校舎の面積】 本学の校舎専用面積 28,002.8 m²であり、本学の基準面積 13,726.0 m²を上回っている。</p> | 3-5 |
| 第 38 条 | ○ | <p>【教育研究上必要な資料及び図書館】 基準 3-5-②に示すとおり、図書等の資料及び図書館の設備・人員については、大学設置基準に則り適正に整備・配置している。</p> | 3-5 |
| 第 39 条 | — | <p>【附属施設】 本学は、附属施設の設置を要する学部・学科を有していない。</p> | 3-5 |
| 第 39 条の 2 | — | <p>【薬学実務実習に必要な施設】 本学は、該当する学部・学科を有していない。</p> | 3-5 |
| 第 40 条 | ○ | <p>【機械、器具等】 本学は、大学設置基準並びに関係法令に基づき必要な種類・数の機械、器具等を備えている。</p> | 3-5 |
| 第 40 条の 2 | ○ | <p>【二以上の校地における施設整備】 本学は、筑紫丘キャンパスと百道浜キャンパスのそれぞれにおいて必要とされる施設・設備等を備えている。</p> | 3-5 |
| 第 40 条の 3 | ○ | <p>【教育研究環境の整備】 資料 F-12（決算等の計算書類）に示すとおり、本学は大学設置基準に則り、必要な経費を確保して教育研究環境の整備に努めている。</p> | 3-5 5-4 |
| 第 40 条の 4 | ○ | <p>【大学等の名称】 本学の大学名は学園訓・建学の精神に基づき定めており、また学部学科の名称については、教育研究上の目的に合わせた適切な名称として定めている。</p> | 1-1 |
| 第 41 条 | — | <p>【学部等連携課程実施基本組織に関する特例】 本学は、横断的な分野に係る教育課程を実施する学部以外の基本組織を設置していない。</p> | 4-2 |

純真学園大学

| | | | |
|------------|---|--|------------|
| 第 42 条 | — | 【専門職学科とする学科等】 本学は専門職学科を設置していない。 | 1-1 |
| 第 42 条の 2 | — | 【専門職学科に係る入学者選抜】 本学は専門職学科を設置していない。 | 3-1 |
| 第 42 条の 3 | — | 【実務の経験等を有する基幹教員】 本学は専門職学科を設置していない。 | 5-2 |
| 第 42 条の 4 | — | 【専門職学科に係る教育課程の編成方針】 本学は専門職学科を設置していない。 | 4-2 |
| 第 42 条の 5 | — | 【教育課程連携協議会】 本学は専門職学科を設置していない。 | 4-2 5-1 |
| 第 42 条の 6 | — | 【専門職学科の授業科目】 本学は専門職学科を設置していない。 | 4-2 |
| 第 42 条の 7 | — | 【専門職学科に係る授業を行う学生数】 本学は専門職学科を設置していない。 | 4-2 |
| 第 42 条の 8 | — | 【入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定】 本学は専門職学科を設置していない。 | 4-1 |
| 第 42 条の 9 | — | 【専門職学科に係る卒業の要件】 本学は専門職学科を設置していない。 | 4-1 |
| 第 42 条の 10 | — | 【実務実習に必要な施設】 本学は専門職学科を設置していない。 | 3-5 |
| 第 43 条 | — | 【共同教育課程の編成】 本学は、共同教育課程を編成していない。 | 4-2 |
| 第 44 条 | — | 【共同教育課程に係る単位の認定】 本学は、共同教育課程を編成していない。 | 4-1 |
| 第 45 条 | — | 【共同学科に係る卒業の要件】 本学は、共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）を設置していない。 | 4-1 |
| 第 46 条 | — | 【共同学科に係る基幹教員数】 本学は、共同学科を設置していない。 | 4-2 5-2 |
| 第 47 条 | — | 【共同学科に係る校地の面積】 本学は、共同学科を設置していない。 | 3-5 |
| 第 48 条 | — | 【共同学科に係る校舎の面積】 本学は、共同学科を設置していない。 | 3-5 |
| 第 49 条 | — | 【共同学科に係る施設及び設備】 本学は、共同学科を設置していない。 | 3-5 |
| 第 49 条の 2 | — | 【工学に関する学部の教育課程の編成】 本学は、工学に関する学部を有していない。 | 4-2 |
| 第 49 条の 3 | — | 【工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置】 | 5-2 |

純真学園大学

| | | | |
|-----------|---|---|-------------------|
| | | 本学は、工学に関する学部を有していない。 | |
| 第 49 条の 4 | — | 【課程を設ける工学に関する学部に係る基幹教員数】 本学は、工学に関する学部を有していない。 | 5-2 |
| 第 58 条 | — | 【外国に設ける組織】 本学は、日本国外に学部、学科その他の組織を設けていない。 | 1-1 |
| 第 59 条 | — | 【学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外】 本学は大学院のみを有する大学に該当しない。 | 3-5 |
| 第 61 条 | — | 【段階的整備】 本学は、新たに大学等を設置、及び薬学を履修する課程のいずれにも該当しない。 | 3-5 4-2 5-2 |

専門職大学設置基準 ※該当なし

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|--------|----------|---------|-------------------|
| 第 1 条 | | | 2-2 2-3 |
| 第 2 条 | | | 1-1 |
| 第 3 条 | | | 3-1 |
| 第 4 条 | | | 1-1 |
| 第 5 条 | | | 1-1 |
| 第 6 条 | | | 1-1 |
| 第 7 条 | | | 1-1 4-2 5-2 |
| 第 8 条 | | | 3-1 |
| 第 9 条 | | | 4-2 |
| 第 10 条 | | | 4-2 5-1 |
| 第 11 条 | | | 4-2 |
| 第 12 条 | | | 4-2 |
| 第 13 条 | | | 4-2 |
| 第 14 条 | | | 4-1 |
| 第 15 条 | | | 4-2 |
| 第 16 条 | | | 4-2 |
| 第 17 条 | | | 4-2 |
| 第 18 条 | | | 3-2 4-2 |
| 第 19 条 | | | 4-1 |
| 第 20 条 | | | 4-2 |

| | | | |
|--------|--|--|---|
| 第 21 条 | | | 4-1 |
| 第 22 条 | | | 4-2 |
| 第 23 条 | | | 4-1 |
| 第 24 条 | | | 4-1 |
| 第 25 条 | | | 4-1 |
| 第 26 条 | | | 4-1 |
| 第 27 条 | | | 4-2 |
| 第 28 条 | | | 4-1 4-2 |
| 第 29 条 | | | 4-1 |
| 第 30 条 | | | 4-1 |
| 第 31 条 | | | 3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3 |
| 第 32 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 33 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 34 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 35 条 | | | 5-2 |
| 第 36 条 | | | 4-2 4-3 5-3 |
| 第 37 条 | | | 5-1 |
| 第 38 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 39 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 40 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 41 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 42 条 | | | 4-2 5-2 |

純真学園大学

| | | | |
|--------|--|--|-------------------|
| 第 43 条 | | | 3-5 |
| 第 44 条 | | | 3-5 |
| 第 45 条 | | | 3-5 |
| 第 46 条 | | | 3-5 |
| 第 47 条 | | | 3-5 |
| 第 48 条 | | | 3-5 |
| 第 49 条 | | | 3-5 |
| 第 50 条 | | | 3-5 |
| 第 51 条 | | | 3-5 |
| 第 52 条 | | | 3-5 |
| 第 53 条 | | | 3-5 5-4 |
| 第 54 条 | | | 1-1 |
| 第 55 条 | | | 4-2 |
| 第 56 条 | | | 4-1 |
| 第 57 条 | | | 4-1 |
| 第 58 条 | | | 4-2 5-2 |
| 第 59 条 | | | 3-5 |
| 第 60 条 | | | 3-5 |
| 第 61 条 | | | 3-5 |
| 第 77 条 | | | 1-1 |
| 第 78 条 | | | 3-5 4-2 5-2 |

学位規則

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-----------|----------|---|------------|
| 第 2 条 | ○ | 【学士の学位授与の要件】 学位授与の要件については、学則第 46 条（学位の授与）及び学位 規程において規定している。 | 4-1 |
| 第 2 条の 3 | — | 【専門職大学が授与する学位の授与の要件】 本学は専門職大学ではない。 | 4-1 |
| 第 10 条 | ○ | 【専攻分野の名称】 学位に付記する専攻分野の名称は、各学科の教育課程に合わせた適 切な名称としている（学位規程第 2 条）。 | 4-1 |
| 第 10 条の 2 | — | 【共同教育課程に係る学位授与の方法】 本学は、共同教育課程を有していない。 | 4-1 |

純真学園大学

| | | | |
|--------|---|---|-----|
| 第 13 条 | ○ | 【学位規程】 本学は学位に関する事項を処理するため、学位規程を定めて適正に運用している。 | 4-1 |
|--------|---|---|-----|

私立学校法

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|--------|------|---|--------------------------|
| 第 20 条 | ○ | 【特別の利益供与の禁止】 私立学校法及び寄附行為に則り、理事、監事、評議員、職員等本法人の関係者に特別の利益供与をしていない。 | 6-1 |
| 第 27 条 | ○ | 【寄附行為の備置き及び閲覧】 寄附行為第 34 条（財産目録等の備付け及び閲覧）第 2 項の規定に基づき、寄附行為を事務所に備え置くとともに閲覧に供している。 | 6-1 |
| 第 29 条 | ○ | 【理事選任機関】 寄附行為第 6 条（理事選任機関）に基づき、理事選任機関は理事会とし、その構成・運営等を定めている。 | 6-2 |
| 第 30 条 | ○ | 【理事の選任等】 寄附行為第 7 条（理事の選任）に基づき、理事は学識経験者等から理事会で選任し、選任に際して評議員会の意見を聴いている。 | 6-2 |
| 第 31 条 | ○ | 【理事の資格及び構成】 寄附行為第 8 条（理事の資格及び構成）に基づき、理事の資格・構成は法令に従い、法人や欠格事由に該当する者を排除し、学長等を含めて適正に選任している。 | 6-2 |
| 第 36 条 | ○ | 【理事会の職務等】 本法人の理事会の職務等については、寄附行為第 12 条（理事会の構成）、寄附行為第 13 条（理事会の権限）、寄附行為第 14 条（理事会の職務）において規定している。 | 2-1 2-3 6-1 6-2 |
| 第 37 条 | ○ | 【理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事】 本法人における理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事については、寄附行為第 14 条（理事の職務）において規定している。 | 6-1 6-2 |
| 第 39 条 | ○ | 【理事の報告義務等】 寄附行為第 16 条（理事の報告義務）に基づき、理事長及び業務執行理事は 3 か月に 1 回以上、職務執行状況を理事会に報告している。 | 6-1 6-2 6-3 |
| 第 43 条 | ○ | 【理事会の議事録】 寄附行為第 21 条（議事録）に基づき、理事会の議事録を作成し、理事 2 名以上及び監事が署名し、10 年間事務所に備置している。 | 6-2 |
| 第 45 条 | ○ | 【監事の選任等】 寄附行為第 22 条（監事の選任）に基づき、監事は評議員会の決議 | 6-3 |

純真学園大学

| | | | |
|--------|---|---|------------|
| | | で選任し、学校運営や財務管理に識見を有する者を選定している。 | |
| 第 46 条 | ○ | <p>【監事の資格】 寄附行為第 23 条（監事の資格）に基づき、監事は法令に従い欠格事由を排除し、評議員や職員との兼職を禁止、特別利害関係を有しない者を選任している。</p> | 6-3 |
| 第 52 条 | ○ | <p>【監事の職務】 寄附行為第 28 条（監事の職務）に基づき、監事は業務・財産状況及び理事の職務執行を監査し、理事会・評議員会に出席して意見を述べ、必要に応じ報告を行っている。</p> | 6-3 |
| 第 54 条 | ○ | <p>【評議員会に提出する議案等の調査義務】 寄附行為第 29 条（調査権限等）に基づき、監事は評議員会に提出する議案等を調査し、法令違反や不当事項がある場合は評議員会に報告している。</p> | 6-3 |
| 第 55 条 | ○ | <p>【理事会及び評議員会への出席義務等】 寄附行為第 47 条（役員の出席等）に基づき、監事は理事会・評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べている。</p> | 6-3 |
| 第 56 条 | ○ | <p>【理事会等への報告】 寄附行為第 28 条（監事の職務）に基づき、監事は監査報告を作成し理事会・評議員会に報告している。</p> | 6-3 |
| 第 61 条 | ○ | <p>【評議員の選任等】 寄附行為第 31 条（評議員の選任）に基づき、評議員は教育・研究の特性を理解し、運営に必要な識見を有する者から選任し、年齢・性別・職業等に偏りが無いよう配慮している。</p> | 6-3 |
| 第 62 条 | ○ | <p>【評議員の資格及び構成】 寄附行為第 32 条（評議員の資格）に基づき、評議員は法令に従い欠格事由を排除し、特別利害関係や偏りが無いよう選任している。</p> | 6-3 |
| 第 66 条 | ○ | <p>【評議員会の職務等】 寄附行為第 36 条（評議員会の職務等）に基づき、業務・財産状況や役員職務に関する意見、諮問への回答、法令・寄附行為で定める事項の決議を行っている。</p> | 6-3 |
| 第 78 条 | ○ | <p>【評議員会の議事録】 寄附行為第 46 条（議事録）に基づき、評議員会の議事録を作成し、10 年間事務所に備置している。</p> | 6-3 |
| 第 80 条 | ○ | <p>【会計監査人の選任等】 寄附行為第 49 条（会計監査人の選任）に基づき、会計監査人は評議員会の決議で選任している。</p> | 6-3 6-5 |
| 第 86 条 | ○ | <p>【会計監査人の職務等】 寄附行為第 54 条（会計監査人の職務等）に基づき、会計監査人は会計監査報告を作成して監事及び理事会に提出している。</p> | 6-5 |

純真学園大学

| | | | |
|---------|---|---|---------------------------------|
| 第 99 条 | ○ | 【予算及び事業計画】 寄附行為第 56 条（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）に基づき、毎会計年度、予算及び事業計画を作成している。 | 1-1 2-3 6-4 |
| 第 100 条 | ○ | 【役員及び評議員に対する報酬等】 寄附行為第 57 条（役員及び評議員に対する報酬等）に基づき、報酬等の支給基準を定め、基準に従って支給している。 | 6-2 6-3 |
| 第 103 条 | ○ | 【計算書類等の作成及び保存】 寄附行為第 67 条（事業報告及び決算）に基づき、毎会計年度終了後、計算書類等を作成し、10 年間保存している。 | 6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 |
| 第 104 条 | ○ | 【計算書類等の監査等】 寄附行為第 67 条（事業報告及び決算）に基づき、計算書類等は監事の監査を受け、会計監査人設置法人では監事及び会計監査人の監査を受けた後、理事会で承認している。 | 6-2 6-5 |
| 第 105 条 | ○ | 【計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等】 寄附行為第 67 条（事業報告及び決算）に基づき、計算書類等は監事の監査を受け、会計監査人設置法人では監事及び会計監査人の監査を受けた後、理事会で承認している。 | 6-3 |
| 第 106 条 | ○ | 【計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等】 寄附行為第 68 条（財産目録等の備置き及び閲覧等）に基づき、計算書類等及び監査報告を事務所に備え置き、請求があれば閲覧や謄本交付に応じている。 | 6-1 |
| 第 107 条 | ○ | 【財産目録等の作成、備置き及び閲覧等】 寄附行為第 68 条（財産目録等の備置き及び閲覧等）に基づき、毎会計年度終了後に財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準を記載した書類を作成し、事務所に備え置き、請求があれば閲覧に応じている。 | 6-1 |
| 第 108 条 | ○ | 【寄附行為の変更】 寄附行為第 70 条（寄附行為の変更）に基づき、寄附行為の変更は理事会の決議によって行い、文部科学大臣の認可を受けている。 | 6-1 |
| 第 144 条 | ○ | 【会計監査人の設置の特例】 寄附行為第 49 条（会計監査人の選任）等に基づき、本法人は会計監査人を設置している。 | 6-5 |
| 第 145 条 | — | 【常勤の監事の選定の特例】 本法人は政令で定める基準に該当しないため、常勤の監事は置いていない。 | 6-3 |
| 第 146 条 | | 【理事の構成及び報告義務の特例】 寄附行為第 8 条（理事の資格及び構成）、第 16 条（理事の報告義務） | 6-2 |

純真学園大学

| | | | |
|---------|--|---|---------------------------------|
| | | 務)に基づき、理事長及び業務執行理事は、職務執行状況を理事会に報告している。 | |
| 第 148 条 | | <p>【体制の整備及び中期事業計画の作成等】</p> <p>寄附行為第 56 条 (予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)に基づき、本法人はガバナンス体制を整備し、毎年度の事業計画に加えて中期事業計画を策定している。</p> | 1-1 2-1 2-3 6-1 6-4 |
| 第 151 条 | | <p>【情報の公表の特例】</p> <p>寄附行為第 74 条 (情報の公表)に基づき、本法人は、インターネットを利用して寄附行為、計算書類、監査報告、会計監査報告、財産目録等を遅滞なく公表している。</p> | 6-1 |

学校教育法 (大学院関係)

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------|----------|--|------------|
| 第 99 条 | ○ | <p>【目的】</p> <p>本学大学院の目的については、大学院学則第 1 条 (目的)において規定している。</p> | 1-1 |
| 第 100 条 | ○ | <p>【教育研究上の基本組織】</p> <p>本学大学院における教育研究上の基本となる組織については、大学院学則第 6 条 (研究科、専攻、分野及び学生定員)において規定している。</p> | 1-1 |
| 第 102 条 | ○ | <p>【入学資格】</p> <p>本学大学院における入学資格については、大学院学則第 11 条 (入学資格)において規定している。</p> | 3-1 |

学校教育法施行規則 (大学院関係)

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|---------|----------|---|------------|
| 第 155 条 | ○ | <p>【大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者】</p> <p>本学大学院における入学資格については、大学院学則第 11 条 (入学資格)において規定している。</p> | 3-1 |
| 第 156 条 | — | <p>【大学院への入学に関し修士の学位又は同法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者】</p> <p>本学は博士課程を有していない。</p> | 3-1 |
| 第 157 条 | — | <p>【学校教育法第百二条第二項の規定に基づく入学に関する制度の運用】</p> | 3-1 |

純真学園大学

| | | | |
|---------|---|--|-----|
| | | 本学は飛び入学の制度を設けていない。 | |
| 第 158 条 | — | 【学校教育法第百二条第二項の規定に基づく入学に関する情報の公表】 本学は飛び入学の制度を設けていない。 | 3-1 |
| 第 159 条 | — | 【学校教育法第百二条第二項に規定する文部科学大臣の定める年数】 本学は博士課程を有していない。 | 3-1 |
| 第 160 条 | — | 【学校教育法第百二条第二項の規定により、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者に準ずる者】 本学は飛び入学の制度を設けていない。 | 3-1 |

大学院設置基準

| | 遵守状況 | 遵守状況の説明 | 該当基準項目 |
|----------|------|---|------------|
| 第 1 条 | ○ | 【趣旨】 本学は学校教育法及び大学院設置基準に基づき設置し、適正に運営している。 | 2-2 2-3 |
| 第 1 条の 2 | ○ | 【教育研究上の目的】 本学大学院が設置する研究科の教育研究上の目的については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）第 2 項において規定している。 | 1-1 |
| 第 1 条の 3 | ○ | 【入学者選抜】 本学大学院における入学者選抜については、本学大学院が定めるアドミッション・ポリシー及び入学者選抜規程等に基づき厳正に実施している。 | 3-1 |
| 第 2 条 | ○ | 【大学院の課程】 本学大学院の課程は、大学院学則第 5 条（課程）において規定している。 | 1-1 |
| 第 2 条の 2 | — | 【専ら夜間において教育を行う大学院の課程】 本学大学院は、専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設置していない。 | 1-1 |
| 第 3 条 | ○ | 【修士課程】 本学大学院の修士課程については、大学院学則第 5 条（課程）、第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）、及び第 8 条（標準修業年限等）において規定している。 | 1-1 |
| 第 4 条 | — | 【博士課程】 本学大学院は博士課程を有していない。 | 1-1 |
| 第 5 条 | ○ | 【研究科】 本学大学院の研究科については、大学院学則第 6 条（研究科、専 | 1-1 |

純真学園大学

| | | | |
|-------|---|---|---|
| | | 攻、分野及び学生定員)において規定している。 | |
| 第6条 | ○ | 【専攻】 本学大学院の研究科に置かれる専攻については、大学院学則第6条(研究科、専攻、分野及び学生定員)において規定している。 | 1-1 |
| 第7条 | ○ | 【研究科と学部等の関係】 後述するように、大学院学則第22条に基づき本学大学院の教職員は学部の教職員が兼ねており、また本学大学院の施設設備は学部と共用する等、研究科は学部学科と適切に連携している。 | 1-1 |
| 第7条の2 | — | 【複数の大学が協力して教育研究を行う研究科】 本学大学院は、複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していない。 | 1-1 4-2 5-2 |
| 第7条の3 | — | 【研究科以外の基本組織】 本学大学院は、研究科以外の基本組織を設置していない。 | 1-1 4-2 5-2 |
| 第8条 | ○ | 【教育研究実施組織等】 本学大学院は、大学院学則第1条に定めた教育研究上の目的を達成するため、研究科委員会及び研究科運営会議を設け、教員を配置するとともに事務職員も委員あるいはオブザーバーとして配置している。またその他の委員会等については、純真学園大学組織規程により保健医療学部を設置している各委員会等が大学院に関する事項も取り扱うこととしている。 併せて、大学院学則第22条に基づき、本学大学院の教員は学部の教員が兼任しており、研究目的・分野に応じて適切な人数を配置している。 | 3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3 |
| 第9条 | ○ | 【教育研究実施組織等】 本学大学院で修士課程を担当する教員については、「純真学園大学大学院保健医療学専攻科担当教員選考に関する規程」に基づく資格審査を経た者を配置している。また教員数については、エビデンス集(データ編)認証評価共通基礎データ様式1に示すとおり、法令で定められた人数を満たしている。 なお、本学大学院は博士課程を有していない。 | 4-2 5-2 |
| 第9条の3 | ○ | 【組織的な研修等】 本学大学院はFD・SD委員会規程に基づき、本学教職員を対象としたFD・SD研修を組織的に実施している。 | 4-2 4-3 5-3 |
| 第10条 | ○ | 【収容定員】 本学大学院の収容定員については、大学院学則第6条(研究科、専攻、分野及び学生定員)において規定している。 | 3-1 |
| 第11条 | ○ | 【教育課程の編成方針】 本学大学院の教育課程は、本学大学院が定める教育研究上の目的 | 4-2 |

純真学園大学

| | | | |
|-----------|---|---|--------------------------|
| | | に沿って専攻・分野ごとに定められたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に編成されている。 | |
| 第 12 条 | ○ | <p>【授業及び研究指導】</p> <p>大学院の教育は、大学院保健医療学研究科履修規程第 2 条及び別表第 1～第 3 に則り実施している。</p> | 3-2 4-2 |
| 第 13 条 | ○ | <p>【研究指導】</p> <p>研究指導は、「純真学園大学大学院保健医療学専攻科担当教員選考に関する規程」に基づく資格審査を経た教員により行われている。</p> | 3-2 4-2 |
| 第 14 条 | ○ | <p>【教育方法の特例】</p> <p>本学大学院における教育方法の特例については、大学院学則第 14 条（教育方法の特例）において規定している。</p> | 4-2 |
| 第 14 条の 2 | ○ | <p>【成績評価基準等の明示等】</p> <p>本学大学院における開講科目の成績評価基準等については Web シラバスに明記し、公開している。</p> <p>修士課程の修了要件については大学院学則第 19 条（修了の要件）に明記し、学生便覧に掲載している。加えて、学位論文の評価に関する基準として「学位論文審査基準・修士論文発表会審査基準」を定め、本学ホームページ上で公表している。</p> | 4-1 |
| 第 15 条 | ○ | <p>【大学設置基準の準用】</p> <p>本学大学院における各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修については以下のとおり定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各授業科目の単位 → 大学院保健医療学研究科履修規程別表第 1～第 3 において規定している。 ・授業日数・授業期間 → 大学院学則第 26 条に基づき大学学則第 16 条（学期）を準用し、学年暦において規定している。 ・授業を行う学生数 → 授業を行う学生数は、授業の内容や教育効果を考慮し、適切に定めている。 ・授業の方法及び単位の授与 → 授業の方法については、大学院学則第 26 条に基づき大学学則第 34 条（授業の方法等）を準用し、Web シラバスにおいて科目ごとに明示している。 単位の授与については、同じく大学学則第 37 条（単位の授与）を準用している。 ・他の大学院における授業科目の履修等 → 大学院学則第 16 条（単位互換による他の大学の大学院における授業科目の履修等）において規定している。 ・入学前の既修得単位等の認定 → 大学院学則第 17 条（入学前の既修得単位等の認定）において規定している。 | 3-2 3-5 4-1 4-2 |

純真学園大学

| | | | |
|-----------|---|---|------------|
| | | ・長期にわたる教育課程の履修 → 大学院学則第 8 条（標準修業年限等）において規定している。 なお、本学大学院は連携開設科目を設けていない。また、科目等履修生等については受入れを行っていない。 | |
| 第 16 条 | ○ | 【修士課程の修了要件】 修士課程の修了要件については、大学院学則第 19 条（修了の要件）において規定している。 | 4-1 |
| 第 17 条 | — | 【博士課程の修了要件】 本学大学院は博士課程を有していない。 | 4-1 |
| 第 19 条 | ○ | 【講義室等】 エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式 1 に示すとおり、必要とされる講義室等については適切に設置している。 | 3-5 |
| 第 20 条 | ○ | 【機械、器具等】 各専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。 | 3-5 |
| 第 21 条 | ○ | 【図書等の資料】 エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式 1 に示すとおり、専攻の種類に応じて教育研究上必要とされる図書、学術雑誌、視聴覚資料等の資料を確保しており、系統的に整備している。 | 3-5 |
| 第 22 条 | ○ | 【学部等の施設及び設備の共用】 本学大学院における施設設備等については、学部と共用している。 | 3-5 |
| 第 22 条の 2 | — | 【二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備】 本学大学院は、筑紫丘キャンパスと百道浜キャンパスのそれぞれにおいて必要とされる施設・設備等を備えている。 | 3-5 |
| 第 22 条の 3 | ○ | 【教育研究環境の整備】 資料 F-12（決算等の計算書類）に示すとおり、本学大学院は必要な経費を確保して教育研究環境の整備に努めている。 | 3-5 5-4 |
| 第 22 条の 4 | ○ | 【研究科等の名称】 本学大学院の研究科等の名称は、教育研究上の目的に合わせた適切な名称として定めている。 | 1-1 |
| 第 23 条 | — | 【独立大学院】 本学は独立大学院に該当しない。 | 1-1 |
| 第 24 条 | — | 【独立大学院】 本学は独立大学院に該当しない。 | 3-5 |
| 第 25 条 | — | 【通信教育を行う課程】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。 | 4-2 |
| 第 26 条 | — | 【通信教育を行い得る専攻分野】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。 | 4-2 |

純真学園大学

| | | | |
|-----------|---|--|-------------------|
| 第 27 条 | — | 【通信教育を併せ行う場合の教員組織】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。 | 4-2 5-2 |
| 第 28 条 | — | 【大学通信教育設置基準の準用】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。 | 3-2 4-1 4-2 |
| 第 29 条 | — | 【通信教育を行う課程を置く大学院の施設】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。 | 3-5 |
| 第 30 条 | — | 【添削等のための組織等】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。 | 3-2 4-2 |
| 第 30 条の 2 | — | 【研究科等連係課程実施基本組織に関する特例】 本学大学院は、研究科等連係課程実施基本組織を有していない。 | 4-2 |
| 第 31 条 | — | 【共同教育課程の編成】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。 | 4-2 |
| 第 32 条 | — | 【共同教育課程に係る単位の認定等】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。 | 4-1 |
| 第 33 条 | — | 【共同教育課程に係る修了要件】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。 | 4-1 |
| 第 34 条 | — | 【共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。 | 3-5 |
| 第 34 条の 2 | — | 【工学を専攻する研究科の教育課程の編成】 本学大学院は、工学を専攻する研究科を有していない。 | 4-2 |
| 第 34 条の 3 | — | 【工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置】 本学大学院は、工学を専攻する研究科を有していない。 | 5-2 |
| 第 42 条 | — | 【学識を教授するために必要な能力を培うための機会等】 本学大学院は博士課程を有していない。 | 3-3 |
| 第 43 条 | ○ | 【経済的負担の軽減のための措置等に関する情報の明示】 本学大学院は、授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用、並びに本学が独自に実施する減免制度及び奨学金制度に関する情報を整理し、学生募集要項（資料 F-4）に掲載するとともに本学ホームページ上で公表している。 | 3-4 |
| 第 45 条 | — | 【外国に設ける組織】 本学大学院は、日本国外に研究科、専攻その他の組織を有していない。 | 1-1 |
| 第 46 条 | — | 【段階的整備】 本学大学院は、新たに大学院及び研究科等を設置する場合に該当しない。 | 3-5 5-2 |

専門職大学院設置基準 ※該当なし

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|-------|----------|---------|---------------------------------|
| 第1条 | — | | 2-2 2-3 |
| 第2条 | — | | 1-1 |
| 第3条 | — | | 4-1 |
| 第4条 | — | | 4-2 5-1 5-2 |
| 第5条 | — | | 4-2 5-2 |
| 第5条の2 | — | | 4-2 4-3 5-3 |
| 第6条 | — | | 4-2 |
| 第6条の2 | — | | 4-2 5-1 |
| 第6条の3 | — | | 4-2 |
| 第7条 | — | | 4-2 |
| 第8条 | — | | 3-2 4-2 |
| 第9条 | — | | 3-2 4-2 |
| 第10条 | — | | 4-1 |
| 第11条 | — | | 4-2 |
| 第12条 | — | | 4-1 |
| 第13条 | — | | 4-1 |
| 第14条 | — | | 4-1 |
| 第15条 | — | | 4-1 |
| 第16条 | — | | 4-1 |
| 第17条 | — | | 1-1 3-2 3-5 4-2 5-2 |
| 第18条 | — | | 1-1 4-1 4-2 |

純真学園大学

| | | | |
|--------|---|--|-------------------|
| 第 19 条 | — | | 3-1 |
| 第 20 条 | — | | 3-1 |
| 第 21 条 | — | | 4-1 |
| 第 22 条 | — | | 4-1 |
| 第 23 条 | — | | 4-1 |
| 第 24 条 | — | | 4-1 |
| 第 25 条 | — | | 4-1 |
| 第 26 条 | — | | 1-1 4-1 4-2 |
| 第 27 条 | — | | 4-1 |
| 第 28 条 | — | | 4-1 |
| 第 29 条 | — | | 4-1 |
| 第 30 条 | — | | 4-1 |
| 第 31 条 | — | | 4-2 |
| 第 32 条 | — | | 4-2 |
| 第 33 条 | — | | 4-1 |
| 第 34 条 | — | | 4-1 |
| 第 42 条 | — | | 2-2 2-3 |

学位規則（大学院関係）

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|----------|----------|--|------------|
| 第 3 条 | ○ | 【修士の学位授与の要件】 本学における修士の学位授与の要件については、大学院学則第 19 条（修了の要件）及び第 20 条（学位）において規定している。 | 4-1 |
| 第 4 条 | — | 【博士の学位授与の要件】 本学大学院は、博士課程を有していない。 | 4-1 |
| 第 5 条 | ○ | 【学位の授与に係る審査への協力】 学位の授与に係る審査については、学位審査規程第 4 条において規定している。 | 4-1 |
| 第 5 条の 3 | — | 【専門職学位の授与の要件】 本学には専門職大学院が設置されていない。 | 4-1 |
| 第 12 条 | — | 【学位授与の報告】 本学大学院は、博士課程を有していない。 | 4-1 |

大学通信教育設置基準 ※該当なし

| | 遵守 状況 | 遵守状況の説明 | 該当 基準項目 |
|------|----------|---------|------------|
| 第1条 | — | | 2-2 2-3 |
| 第2条 | — | | 4-2 |
| 第3条 | — | | 3-2 4-2 |
| 第4条 | — | | 4-2 |
| 第5条 | — | | 4-1 |
| 第6条 | — | | 4-1 |
| 第7条 | — | | 4-1 |
| 第8条 | — | | 4-2 5-2 |
| 第9条 | — | | 3-5 |
| 第10条 | — | | 3-5 |
| 第11条 | — | | 3-2 4-2 |
| 第13条 | — | | 2-2 2-3 |

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

| コード | タイトル | 備考 |
|----------|-----------------------------------|----|
| 【共通基礎】 | 認証評価共通基礎データ | |
| 【表 F-1】 | 理事長名、学長名等 | |
| 【表 F-2】 | 附属校及び併設校、附属機関の概要 | |
| 【表 F-3】 | 外部評価の実施概要 | |
| 【表 3-1】 | 学部、学科別在籍者数（過去 5 年間） | |
| 【表 3-2】 | 研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間） | |
| 【表 3-3】 | 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間） | |
| 【表 3-4】 | 就職相談室等の状況 | |
| 【表 3-5】 | 就職の状況（過去 3 年間） | |
| 【表 3-6】 | 卒業後の進路先の状況（前年度実績） | |
| 【表 3-7】 | 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績） | |
| 【表 3-8】 | 学生の課外活動への支援状況（前年度実績） | |
| 【表 3-9】 | 学生相談室、保健室等の状況 | |
| 【表 3-10】 | 附属施設の概要（図書館除く） | |
| 【表 3-11】 | 図書館の開館状況 | |
| 【表 3-12】 | 情報センター等の状況 | |
| 【表 4-1】 | 授業科目の概要 | |
| 【表 4-2】 | 修得単位状況（前年度実績） | |
| 【表 4-3】 | 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数） | |
| 【表 5-1】 | 職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別） | |
| 【表 6-1】 | 財務情報の公表（前年度実績） | |
| 【表 6-2】 | 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの） | |
| 【表 6-3】 | 事業活動収支計算書関係比率（大学単独） | |
| 【表 6-4】 | 貸借対照表関係比率（法人全体のもの） | |
| 【表 6-5】 | 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間） | |

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

| コード | タイトル | |
|----------|---|----|
| | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 【資料 F-1】 | 寄附行為（紙媒体） | |
| | 学校法人純真学園 寄附行為 | |
| 【資料 F-2】 | 大学案内 | |
| | 2026 純真学園大学大学案内 | |
| 【資料 F-3】 | 大学学則、大学院学則（紙媒体） | |
| | 純真学園大学 学則 | |
| | 純真学園大学大学院 学則 | |
| 【資料 F-4】 | 学生募集要項、入学者選抜要綱 | |
| | 2026 年度純真学園大学保健医療学部学生募集要項（学校推薦型選抜（指定校）） | |
| | 2026 年度純真学園大学保健医療学部学生募集要項（総合型選抜・学校推薦型選抜（公募）・一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜・社会人選抜） | |
| | 2026 年度純真学園大学大学院保健医療学研究科学生募集要項 | |

純真学園大学

| | | |
|-----------|---|----------------------|
| 【資料 F-5】 | 学生便覧 | |
| | 令和 7 年度学生便覧（純真学園大学保健医療学部、純真学園大学大学院保健医療学研究科） | |
| 【資料 F-6】 | 大学組織図 | |
| | 純真学園大学 組織図 | |
| 【資料 F-7】 | 事業計画書 | |
| | 令和 7 年度事業計画 | |
| 【資料 F-8】 | 事業報告書 | |
| | 令和 6 年度事業報告書 | |
| 【資料 F-9】 | 中期的な計画 | |
| | 純真学園大学 5 ヶ年計画（令和 2～6 年度） | |
| 【資料 F-10】 | 法人及び大学の規定一覧及び規定集 | |
| | 学校法人純真学園 法人規程一覧表 | |
| | 純真学園大学 規程一覧表 | |
| | 純真学園大学大学院 規程一覧表 | |
| 【資料 F-11】 | 理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 | |
| | 理事・評議員・監事一覧リスト | |
| | 令和 6 年度理事会の開催状況 令和 6 年度評議員会の開催状況 | |
| 【資料 F-12】 | 決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの） | |
| | 令和 6 年度決算関係書類、監事監査報告書、会計監査報告書等 | |
| | 令和 5 年度決算関係書類、監事監査報告書、会計監査報告書等 | |
| | 令和 4 年度決算関係書類、監事監査報告書、会計監査報告書等 | |
| | 令和 3 年度決算関係書類、監事監査報告書、会計監査報告書等 | |
| | 令和 2 年度決算関係書類、監事監査報告書、会計監査報告書等 | |
| 【資料 F-13】 | 履修要項、シラバス | |
| | Web シラバス（純真学園大学保健医療学部） | |
| | Web シラバス（純真学園大学大学院） | |
| 【資料 F-14】 | 三つのポリシー一覧（策定単位ごと） | |
| | 純真学園大学 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（令和 7 年度学生便覧 pp.43-51） 純真学園大学大学院 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー（令和 7 年度学生便覧 pp.121-127） | 資料 F-5 に掲載 |
| 【資料 F-15】 | 設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの） | |
| | 該当なし | |
| 【資料 F-16】 | 認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの） | |
| | 該当なし | 令和 7 年度以降に改善報告書を添付予定 |

基準 1. 使命・目的

| 基準項目 | | |
|---------------------------------------|---|------------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映 | | |
| 大学のウェブサイトでは使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL | | |
| 【1-1-1】 | https://www.junshin-u.ac.jp/about/disclosure/disclosure01.html | |
| 使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則 | | |
| 【1-1-2】 | 純真学園大学 大学運営会議規程 (大-214) | |
| 【1-1-3】 | 純真学園大学 内部質保証委員会規程 (大-205) | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【1-1-a】 | 「純真学 I」 シラバス | 資料 F-13 (学部) に掲載 |
| 【1-1-b】 | 純真学園大学 5 ヶ年計画 (令和 2~6 年度) | 資料 F-9 を参照 |
| 【1-1-c】 | 純真学園情報共有サイト (V-Air) > キャビネット (中期計画掲載場所) | |

基準 2. 内部質保証

| 基準項目 | | |
|--|---|----------------------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 2-1. 内部質保証の組織体制 | | |
| 内部質保証に関する全学的な方針 | | |
| 【2-1-1】 | 純真学園大学 内部質保証の方針 (大-204) | |
| 内部質保証のための組織図 | | |
| 【2-1-2】 | 純真学園大学 内部質保証推進体制図 | |
| 内部質保証に責任を持つ会議体の規則 | | |
| 【2-1-3】 | 純真学園大学 内部質保証委員会規程 (大-205) | 1-1-3 に同じ |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| | 該当なし | |
| 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価 | | |
| 自己点検・評価に関する規則 | | |
| 【2-2-1】 | 純真学園大学 自己点検・評価委員会規程 (大-207) | |
| 直近の自己点検・評価の報告書 | | |
| 【2-2-2】 | 令和 6 年度 大学機関別認証評価 自己点検評価書 | |
| 自己点検・評価を担当する会議体の議事録 | | |
| 【2-2-3】 | 令和 6 年度 自己点検・評価委員会議事録 | |
| 自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書 | | |
| 【2-2-4】 | https://www.junshin-u.ac.jp/about/disclosure/ | 文書での学内周知実績なし。大学ホームページでのみ公開 |
| IR などを検討する会議体の規則 | | |
| 【2-2-5】 | 純真学園大学 IR 委員会規程 (大-208) | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【2-2-a】 | 純真学園大学 5 ヶ年計画 (令和 2~6 年度) | 資料 F-9 を参照 |
| 【2-2-b】 | 本学ホームページ>情報公開>15.純真学園大学自己点検評価書 | |
| 【2-2-c】 | 本学ホームページ>情報公開>12.財務情報 | |
| 【2-2-d】 | 純真学園大学 IR 室規程 (大-209) | |
| 2-3. 内部質保証の機能性 | | |
| 学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など | | |
| 【2-3-1】 | 次年度以降整備予定 | |

| | | |
|---|---|-----------|
| 学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 | | |
| 【2-3-2】 | 純真学園大学 教学マネジメント委員会規程（大-210） | |
| 学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など | | |
| 【2-3-3】 | 純真学園大学 内部質保証推進体制図 | 2-1-2 に同じ |
| 学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則 | | |
| 【2-3-4】 | 純真学園大学 内部質保証委員会規程（大-205） | 1-1-3 に同じ |
| 【2-3-5】 | 純真学園大学 外部評価委員会規程（大-215） | |
| 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 | | |
| 【2-3-6】 | 令和6年度 教学マネジメント委員会議事録 | |
| 自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録 | | |
| 【2-3-7】 | 令和6年度 自己点検・評価委員会議事録 | 2-2-3 に同じ |
| 自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など | | |
| 【2-3-8】 | (令和5年度 認証評価結果：URL) https://www.junshin-u.ac.jp/appraise/ | |
| 【2-3-9】 | (自己点検評価書の公表：URL) https://www.junshin-u.ac.jp/about/disclosure/ | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【2-3-a】 | 地域貢献連絡協議会資料 | |
| 【2-3-b】 | 純真学園大学 5ヶ年計画（令和2～6年度） | 資料F-9を参照 |
| 【2-3-c】 | 令和6年度 各学科・各委員会目標（達成度） | |

基準3. 学生

| 基準項目 | | |
|------------------------------|---|-----------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 3-1. 学生の受入れ | | |
| アドミッション・ポリシーを示す部分の URL | | |
| 【3-1-1】 | https://www.junshin-u.ac.jp/about/policy/policy03.html | |
| アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則 | | |
| 【3-1-2】 | 純真学園大学 教学マネジメント委員会規程（大-210） | 2-3-2 に同じ |
| 入試方法の検討と検証を行う会議体の規則 | | |
| 【3-1-3】 | 純真学園大学 入試委員会規程（大-303） | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【3-1-a】 | 純真学園大学説明会のご案内 | |
| 【3-1-b】 | 純真学園大学 入学者選抜規程（大-501） | |
| 【3-1-c】 | 純真学園大学大学院 入学者選抜規程（院-502） | |
| 【3-1-d】 | 純真学園大学 入試判定会規程（大-502） | |
| 【3-1-e】 | 純真学園大学大学院 入試判定会規程（院-301） | |
| 3-2. 学修支援 | | |
| 学修支援に関する方針・計画 | | |
| 【3-2-1】 | 次年度以降整備予定 | |
| 学修支援に関する会議体の規則 | | |
| 【3-2-2】 | 純真学園大学 教学マネジメント委員会規程（大-210） | 2-3-2 に同じ |
| TA、SA などに関する規則 | | |
| 【3-2-3】 | 純真学園大学大学院 ティーチング・アシスタント取扱規程（院-608） | |
| オフィスアワーを学生に周知したことを示す文書 | | |
| 【3-2-4】 | オフィスアワー一覧表 | |
| 障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況 | | |
| 【3-2-5】 | 純真学園大学 障がい学生支援に関する基本方針 | |

純真学園大学

| | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 【3-2-6】 | 障がい学生支援における合理的配慮の流れ | |
| 退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則 | | |
| 【3-2-7】 | 純真学園大学 教学マネジメント委員会規程（大-210） | 2-3-2 に同じ |
| 【3-2-8】 | 純真学園大学 IR 委員会規程（大-208） | 2-2-5 に同じ |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【3-2-a】 | 本学ホームページ>大学案内>健康管理センター | |
| 【3-2-b】 | 純真学園大学における評価平均値の活用に関する内規（大-606） | |
| 【3-2-c】 | 純真学園大学 成績不振学生への指導に関する申し合わせ事項（大-615） | |
| 【3-2-d】 | 学科における成績不振学生面談記録（様式） | |
| 【3-2-e】 | 学籍異動に係る原因一覧（様式） | |
| 【3-2-f】 | 令和6(2024)年度 前期 ティーチング・アシスタント実施計画 | |
| 【3-2-g】 | 令和6(2024)年度 後期 ティーチング・アシスタント実施計画 | |
| 3-3. キャリア支援 | | |
| キャリア支援に関する方針・計画 | | |
| 【3-3-1】 | 2024 年度進路対策委員会「年間目標・活動内容 | |
| キャリア支援に関する授業科目名一覧 | | |
| 【3-3-2】 | キャリア科目群一覧 | |
| キャリア支援に関する会議体の規則 | | |
| 【3-3-3】 | 純真学園大学 進路対策委員会規程（大-305） | |
| 教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧 | | |
| 【3-3-4】 | 2024 年度進路支援セミナー（課外）実施計画（4 学科） | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【3-3-a】 | 2024 年度 進路対策委員会年間スケジュール | |
| 【3-3-b】 | 純真学園大学 国家試験対策委員会規程（大-307） | |
| 3-4. 学生サービス | | |
| 学生生活支援に関する方針・計画 | | |
| 【3-4-1】 | 次年度以降整備予定 | |
| 学生生活支援に関する会議体の規則 | | |
| 【3-4-2】 | 純真学園大学 学生委員会規程（大-302） | |
| 学生の課外活動の支援に関する規則 | | |
| 【3-4-3】 | 学友会会則 第2条 | |
| 奨学金に関する規則 | | |
| 【3-4-4】 | 純真学園大学 福田昌子記念育英学生規程（大-505） | |
| 【3-4-5】 | 純真学園大学 入学者特待生の選考等に関する内規（大-507） | |
| 【3-4-6】 | 純真学園大学 在学者奨学生の選考等に関する内規（大-508） | |
| 【3-4-7】 | 純真学園大学 在学者特待生の選考等に関する内規（大-509） | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【3-4-a】 | 学生相談室、保健室等の状況 | エビデンス集（データ編）表 3-9 に同じ |
| 【3-4-b】 | 2025 住まいのご案内 | |
| 【3-4-c】 | 純真学園大学 障がい学生支援に関する方針 | 3-2-5 に同じ |
| 【3-4-d】 | 障がい学生支援における合理的配慮の流れ | 3-2-6 に同じ |
| 【3-4-e】 | 2025 年度 純真学園大学サークル一覧 | |
| 【3-4-f】 | 学生の課外活動への支援状況（前年度実績） | エビデンス集（データ編）表 3-8 に同じ |
| 【3-4-g】 | 賞状（学生部長賞） | |
| 【3-4-h】 | 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績） | エビデンス集（データ編）表 3-7 に同じ |

純真学園大学

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 【3-4-i】 | 本学ホームページ>入試情報>学費・奨学金 | |
| 【3-4-j】 | 本学ホームページ>純真学園大学大学院 | |
| 3-5. 学修環境の整備 | | |
| 施設・設備の管理に関する規則 | | |
| 【3-5-1】 | 学校法人純真学園 固定資産及び物品管理規程 (306) | |
| ICT 環境について学生に周知したことを示す文書 | | |
| 【3-5-2】 | ソフトウェア提供および ICT サポートについて | |
| 【3-5-3】 | 【新1年生】各種インターネットサービスのご案内 | |
| 【3-5-4】 | 【新1年生・掲示】情報科学入門の初回授業について | |
| 【3-5-5】 | 情報リテラシー2025 | |
| 図書館に関する規則 | | |
| 【3-5-6】 | 純真学園図書館規程 (大-801) | |
| 【3-5-7】 | 純真学園図書館長選考規程 (大-802) | |
| 【3-5-8】 | 純真学園図書館運営委員会規程 (大-803) | |
| 【3-5-9】 | 純真学園大学・純真短期大学図書館利用規程 (大-807) | |
| 【3-5-10】 | 純真学園図書館資料収集管理規則 (大-808) | |
| 【3-5-11】 | 純真学園図書館資料廃棄に関する細則 (大-809) | |
| 【3-5-12】 | 純真学園図書館収蔵資料の除籍に関する細則 (大-810) | |
| 【3-5-13】 | 純真学園図書館の寄贈資料受入に関する細則 (大-811) | |
| 【3-5-14】 | 純真学園図書館の視聴覚資料・電子出版物に関する細則 (大-812) | |
| 【3-5-15】 | 純真学園図書館文献複写細則 (大-813) | |
| 【3-5-16】 | 純真学園図書館相互利用細則 (大-814) | |
| 図書館利用案内 | | |
| 【3-5-17】 | https://www.junshin-u.ac.jp/about/library/ | |
| 建物の耐震化率を示す文書 | | |
| 【3-5-18】 | 建物の耐震化率 (令和7年4月1日現在) | |
| 臨地実務実習施設一覧 (専門職大学のみ) | | |
| | - | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【3-5-a】 | キャンパスマップ | |
| 【3-5-b】 | 校地、校舎等の面積 | エビデンス集 (データ編) 認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】 【大学用】様式1 (令和7年5月1日現在) に同じ |
| 【3-5-c】 | 令和6年度 図書館運営状況 | |

基準 4. 教育課程

| 基準項目 | | |
|---------------------------|---|------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定 | | |
| ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL | | |
| 【4-1-1】 | https://www.junshin-u.ac.jp/about/policy/index.html | |
| ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則 | | |
| 【4-1-2】 | 純真学園大学 教学マネジメント委員会規程 (大-210) | 2-3-2 に同じ |
| 学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など | | |
| 【4-1-3】 | 令和7年度 学生便覧 | 資料 F-5 を参照 |
| 学位規則、学位審査基準 | | |

純真学園大学

| | | |
|--|---|------------|
| 【4-1-4】 | 純真学園大学 学位規程 (大-602) | |
| 【4-1-5】 | 純真学園大学大学院 学位審査規程 (院-604) | |
| 【4-1-6】 | 純真学園大学大学院 学位論文審査基準・修士論文発表会審査基準 (院-605) | |
| 進級・卒業・単位認定に関する規則 | | |
| 【4-1-7】 | 純真学園大学 保健医療学部規則 (大-102) | |
| 【4-1-8】 | 純真学園大学 保健医療学部履修規程 (大-601) | |
| 【4-1-9】 | 純真学園大学大学院 保健医療学研究科履修規程 (院-601) | |
| 単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則 | | |
| 【4-1-10】 | 純真学園大学 教授会規程 (大-202) | |
| 【4-1-11】 | 純真学園大学 教務委員会規程 (大-301) | |
| 【4-1-12】 | 純真学園大学大学院 研究科委員会規程 (院-201) | |
| 入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準 (専門職大学のみ) | | |
| | 該当なし | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| | 該当なし | |
| 4-2. 教育課程及び教授方法 | | |
| カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL | | |
| 【4-2-1】 | https://www.junshin-u.ac.jp/about/policy/policy02.html | |
| カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則 | | |
| 【4-2-2】 | 純真学園大学 教学マネジメント委員会規程 (大-210) | 2-3-2 に同じ |
| 学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など | | |
| 【4-2-3】 | 令和7年度 学生便覧 | 資料 F-5 を参照 |
| 教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど | | |
| 【4-2-4】 | カリキュラムマップ | 資料 F-5 を参照 |
| 履修に関する規則 | | |
| 【4-2-5】 | 純真学園大学 保健医療学部履修規程 (大-601) | 4-1-8 に同じ |
| 【4-2-6】 | 純真学園大学 保健医療学研究科履修規程 (院-601) | 4-1-9 に同じ |
| 教育課程を検討する会議体の規則 | | |
| 【4-2-7】 | 純真学園大学 教務委員会規程 (大-301) | 4-1-11 に同じ |
| シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書 | | |
| 【4-2-8】 | シラバスの作成について (依頼文書) | |
| 教養教育を検討する会議体の規則 | | |
| 【4-2-9】 | 純真学園大学 教務委員会規程 (大-301) | 4-1-11 に同じ |
| 教育課程連携協議会の議事録 (専門職大学のみ) | | |
| | - | |
| 授業科目別登録者数一覧 (専門職大学のみ) | | |
| | - | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【4-2-a】 | 純真学園大学の『初年次教育』 | |
| 【4-2-b】 | 令和7年度 シラバス校正依頼書 (見本)・確認作業依頼者リスト | |
| 【4-2-c】 | 非常勤講師の支援体制 | |
| 【4-2-d】 | 純真学園大学 純真学専門部会規程 (大-311) | |
| 【4-2-e】 | 純真学園大学 多職種連携教育専門部会 (IPE 専門部会) 規程 (大-310) | |
| 【4-2-f】 | 純真学園大学 進路対策委員会規程 (大-305) | 3-3-3 に同じ |
| 【4-2-g】 | 純真学園大学 教育助成に関する規程 (大-1005) | |
| 【4-2-h】 | 令和6年度 第3回 FD・SD 研修会開催結果 (報告) | |

純真学園大学

| | | |
|---|---|-----------------|
| 【4-2-i】 | 2024 年度 相互授業参観 実施一覧（前期・後期） | |
| 【4-2-j】 | 純真学園大学 学外実習対策委員会規程（大-306） | |
| 【4-2-k】 | 純真学園大学 臨床教授等の称号の授与に関する規程（大-418） | |
| 【4-2-l】 | 純真学園大学 臨床教授等選考委員会規程（大-419） | |
| 【4-2-m】 | 令和 6 年度 第 11 回学外実習対策委員会議事録 | |
| 【4-2-n】 | 臨地実習要綱（新カリキュラム版）2024 年度（看護学科） | |
| 【4-2-o】 | 看護連携型ユニフィケーション事業 基本協定書 | |
| 【4-2-p】 | 令和 6(2024)年度 臨床指導者研修会報告 | |
| 【4-2-q】 | 令和 6 年度 臨地実習協議会・実習指導者研修会（プログラム、看護学科） | |
| 【4-2-r】 | 『公開講座 2024 ママとパパのための育児体験教室』チラシ | |
| 【4-2-s】 | 令和 6 年度 公開講座育児体験教室開催実績 | |
| 【4-2-t】 | 純真学園大学 放射線技術科学科 令和 6 年度臨地実習協議会プログラム | |
| 【4-2-u】 | 臨地実習要項 | |
| 【4-2-v】 | 令和 6 年度 臨地実習協議会・指導者会議プログラム | |
| 【4-2-w】 | 臨床実習の手引き | |
| 【4-2-x】 | 臨床実習指導要領 | |
| 【4-2-y】 | 令和 6 年度 純真学園大学臨地実習協議会プログラム（医療工学科） | |
| 【4-2-z】 | 「多職種連携医療論Ⅱ」シラバス | 資料 F-13(大学院)に掲載 |
| 4-3. 学修成果の把握・評価 | | |
| 大学が求める学修成果を示す文書など | | |
| 【4-3-1】 | 次年度以降整備予定 | |
| 大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など | | |
| 【4-3-2】 | 次年度以降整備予定 | |
| 学修成果の把握・評価の方針 | | |
| 【4-3-3】 | 純真学園大学 アセスメントプラン | |
| 学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則 | | |
| 【4-3-4】 | 純真学園大学 教学マネジメント委員会規程（大-210） | 2-3-2 に同じ |
| 学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果 | | |
| 【4-3-5】 | 次年度以降整備予定 | |
| 学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録 | | |
| 【4-3-6】 | 令和 6 年度 教学マネジメント委員会議事録 | 2-3-6 に同じ |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【4-3-a】 | 令和 6 年度 後期授業評価アンケートの実施要領 | |
| 【4-3-b】 | 令和 6 年度 後期授業評価アンケート（質問項目：講義科目用、演習・実験・実習科目用、卒業研究用） | |
| 【4-3-c】 | 令和 6 年度 学修等に関するアンケート（質問項目） | |
| 【4-3-d】 | 2024 年度 卒業者に関するアンケート（質問項目） | |
| 【4-3-e】 | 令和 6 年度 大学院生アンケート（質問項目） | |
| 【4-3-f】 | 令和 6 年度 授業評価アンケート結果からの振り返り | |
| 【4-3-g】 | 令和 6 年度 各学科・各委員会目標（達成度：国家試験対策委員会、進路対策委員会） | 2-3-b に同じ |

基準 5. 教員・職員

| 基準項目 | | |
|-------------------------|----------------|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性 | | |

純真学園大学

| | | |
|--|--|-----------|
| 大学の意思決定に関する組織図 | | |
| 【5-1-1】 | 純真学園大学 組織規程 別表1 純真学園大学 組織図 | 資料F-6を参照 |
| 大学の意思決定に関する会議体の規則 | | |
| 【5-1-2】 | 純真学園大学 大学運営会議規程 (大-214) | 1-1-2に同じ |
| 学長の職務権限に関する規則 | | |
| 【5-1-3】 | 純真学園大学 学則 | 資料F-3を参照 |
| 教授会に関する規則 | | |
| 【5-1-4】 | 純真学園大学 教授会規程 (大-202) | 4-1-10に同じ |
| 教授会の開催日時・議題一覧 | | |
| 【5-1-5】 | 次年度以降整備予定 | |
| 学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書 | | |
| 【5-1-6】 | 純真学園大学 教授会規程 (審議事項2) (大-202) | 4-1-10に同じ |
| 事務局組織図 | | |
| 【5-1-7】 | 純真学園大学 組織規程 別表1 純真学園大学 組織図 | 資料F-6を参照 |
| 事務分掌に関する規則 | | |
| 【5-1-8】 | 純真学園大学の事務組織等に関する規程 (大-213) | |
| 職員採用・昇任の方針・規則 | | |
| 【5-1-9】 | 次年度以降整備予定 | |
| 教育課程連携協議会の規則 (専門職大学のみ) | | |
| 【5-1-10】 | - | |
| 教育課程連携協議会の構成員名簿 (専門職大学のみ) | | |
| 【5-1-11】 | - | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【5-1-a】 | 純真学園大学 学長選考規程 (大-401) | |
| 【5-1-b】 | 純真学園大学 副学長選任規程 (大-402) | |
| 【5-1-c】 | 純真学園大学 学部長選任規程 (大-403) | |
| 【5-1-d】 | 純真学園大学 研究科長選任規程 (院-401) | |
| 【5-1-e】 | 純真学園大学 役職者等選任規程 (大-404) | |
| 【5-1-f】 | 純真学園大学 内部質保証の方針 第2条 (大-204) | 2-1-1に同じ |
| 【5-1-g】 | 純真学園大学 内部質保証委員会規程 第4条 (大-205) | 1-1-3に同じ |
| 【5-1-h】 | 純真学園大学 自己点検・評価委員会規程 第3条第2項 (大-207) | 2-2-1に同じ |
| 【5-1-i】 | 純真学園大学 教学マネジメント委員会規程 第3条第2項 (大-210) | 2-3-2に同じ |
| 【5-1-j】 | 純真学園大学 中期計画策定委員会規程 第2条第2項 (大-206) | |
| 【5-1-k】 | 純真学園大学 福田昌子記念育英学生規程 第3条第2項 (大-505) | 3-4-4に同じ |
| 【5-1-l】 | 学長裁定書 | |
| 【5-1-m】 | 純真学園大学 教授会規程 (大-202) | 4-1-10に同じ |
| 【5-1-n】 | 純真学園大学 研究科委員会規程 (院-201) | 4-1-12に同じ |
| 【5-1-o】 | 純真学園情報共有サイト (V-Air) > 純真学園規程集 > 純真学園大学規程 | |
| 【5-1-p】 | 純真学園大学 組織規程 (大-201) | |
| 【5-1-q】 | 純真学園大学 入試判定会規程 第3条 (大-502) | 3-1-dに同じ |
| 【5-1-r】 | 純真学園大学大学院 入試判定会規程 第3条 (院-301) | 3-1-eに同じ |
| 【5-1-s】 | 純真学園大学大学院 奨学金規程 第4条 (院-506) | |
| 【5-1-t】 | 純真学園大学 教務委員会規程 (大-301) | 4-1-11に同じ |
| 【5-1-u】 | 純真学園大学 IR室規程 (大-209) | 2-2-dに同じ |
| 5-2. 教員の配置 | | |

純真学園大学

| | | |
|------------------------|-------------------------------------|---|
| 教員の採用・昇任の方針・規則 | | |
| 【5-2-1】 | 純真学園大学 教育職員選考規程（大-405） | |
| 【5-2-2】 | 純真学園大学 教育職員の定員制に関する内規（大-407） | |
| 【5-2-3】 | 純真学園大学 教育職員選考基準内規（大-408） | |
| 【5-2-4】 | 純真学園大学 教育職員の任期制に関する規程（大-409） | |
| 【5-2-5】 | 純真学園大学 任期を定めた教育職員の任用に関する細則（大-410） | |
| 【5-2-6】 | 教育職員（教員）の昇任における申し合わせ事項（大-411） | |
| 【5-2-7】 | 純真学園大学 教育職員定年規程（大-412） | |
| 【5-2-8】 | 純真学園大学 定年を超える教育職員の採用に関する特例規程（大-413） | |
| 【5-2-9】 | 純真学園大学 特別任用教員規程（大-414） | |
| 教員人事に関する会議体の規則 | | |
| 【5-2-10】 | 純真学園大学 教育職員選考委員会規程（大-406） | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【5-2-a】 | 教員組織 | エビデンス集（データ編）認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】 【大学用】様式1（令和7年5月1日現在）に同じ |
| 【5-2-b】 | 指定規則に定める有資格者数 | |
| 【5-2-c】 | 純真学園大学 客員教授等に関する規程（大-416） | |
| 【5-2-d】 | 純真学園大学 特別任用教員規程（大-414） | |
| 【5-2-e】 | 純真学園大学 非常勤講師に関する規程（大-415） | |
| 【5-2-f】 | 純真学園大学 名誉教授規程（大-421） | |
| 【5-2-g】 | 勤務評価記録書 | |
| 5-3. 教員・職員の研修・職能開発 | | |
| FDの方針・計画 | | |
| 【5-3-1】 | 令和6年度 FD・SD委員会 年間活動計画 | |
| FDの実施報告書 | | |
| 【5-3-2】 | 令和6年度 学科別 FD・SD研修会実施報告書 | |
| 【5-3-3】 | 令和6年度 FD・SD研修会実施概要書 | |
| 【5-3-4】 | 令和6年度 FD・SD研修会報告書 | |
| SDの方針・計画 | | |
| 【5-3-5】 | 令和6年度 FD・SD委員会 年間活動計画 | 5-3-1に同じ |
| SDの実施報告書 | | |
| 【5-3-6】 | 令和6年度 学科別 FD・SD研修会実施報告書 | 5-3-2に同じ |
| 【5-3-7】 | 令和6年度 FD・SD研修会実施概要書 | 5-3-3に同じ |
| 【5-3-8】 | 令和6年度 FD・SD研修会報告書 | 5-3-4に同じ |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【5-3-a】 | 純真学園大学 FD・SD委員会規程（大-308） | |
| 【5-3-b】 | 広報誌『純真の翼』 | |
| 【5-3-c】 | 令和6年度 授業評価アンケートの実施要領 | 4-3-aに同じ |
| 【5-3-d】 | 令和6年度 授業評価アンケート結果からの振り返り | 4-3-fに同じ |
| 【5-3-e】 | 令和6年度第3回FD・SD研修会開催結果（報告） | 4-2-hに同じ |
| 【5-3-f】 | 令和6年度 FD・SD研修会一覧 | |
| 【5-3-g】 | 令和6年度相互授業参観 実施一覧（前期・後期） | |
| 【5-3-h】 | 第30回FD・SDフォーラム参加報告書 | |
| 【5-3-i】 | 純真学園大学 教員自主計画研修要領（大-1002） | |

| | | |
|----------------------------------|--|-----------|
| 【5-3-j】 | 純真学園大学 教員自主計画研修要領細則 (大-1003) | |
| 【5-3-k】 | FD・SD 研修会の内訳 (令和6年度) | |
| 【5-3-l】 | 令和6年度 事務局 SD 研修会報告書 | 5-3-4 に同じ |
| 5-4. 研究支援 | | |
| 研究環境に関する調査の結果 | | |
| 【5-4-1】 | 次年度以降整備予定 | |
| 研究環境整備の方針・計画 | | |
| 【5-4-2】 | 次年度以降整備予定 | |
| 研究倫理に関する規則 | | |
| 【5-4-3】 | 次年度以降整備予定 | |
| 研究費の適正利用に関するマニュアル | | |
| 【5-4-4】 | 純真学園大学 研究費助成に関する規程 (大-1004) | |
| 【5-4-5】 | 科研費使用に関する説明会資料【科研費】 | |
| 【5-4-6】 | 純真学園大学 競争的資金等の取り扱い規程 (大-1008) | |
| 【5-4-7】 | 純真学園大学 競争的資金等にかかる不正行為に関する取り決め (大-1009) | |
| 研究活動への資源配分に関する規則 | | |
| 【5-4-8】 | 純真学園大学 研究費助成に関する規程 (大-1004) | 5-4-4 に同じ |
| 【5-4-9】 | 純真学園大学 教育助成に関する規程 (大-1005) | 4-2-g に同じ |
| 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則 | | |
| 【5-4-10】 | 次年度以降整備予定 | |
| 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書 | | |
| 【5-4-11】 | 科研費説明会に関する資料 | |
| 外部資金応募・獲得の実績一覧 | | |
| 【5-4-12】 | 令和6年度 外部資金応募獲得実績一覧 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【5-4-a】 | 純真学園大学 臨床研究専門部会規程 (大-320) | |
| 【5-4-b】 | 令和6年度 大学院の取組について (大学院懇談会スライド) | |
| 【5-4-c】 | 純真学園大学 倫理委員会規程 (大-316) | |
| 【5-4-d】 | 純真学園大学 競争的資金不正防止部会規程 (大-212) | |
| 【5-4-e】 | 公的研究費の不正防止に関する基本方針 | |
| 【5-4-f】 | 競争的資金等不正防止計画 | |
| 【5-4-g】 | 令和6年度第6回 FD・SD 研修会開催結果 (報告) | |
| 【5-4-h】 | 『純真の翼』第12号 pp.13-14 | 5-3-b に同じ |
| 【5-4-i】 | 勤務評価記録書 | 5-2-g に同じ |

基準 6. 経営・管理と財務

| 基準項目 | | |
|------------------------------|---|----|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| 6-1. 経営の規律と誠実性 | | |
| 組織倫理に関する規則 | | |
| 【6-1-1】 | 次年度以降整備予定 | |
| 情報公表に関する規則 | | |
| 【6-1-2】 | 次年度以降整備予定 | |
| 学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分の URL | | |
| 【6-1-3】 | https://www.junshin-u.ac.jp/about/disclosure/ | |
| 私立学校法第151条に対応して公開した部分の URL | | |
| 【6-1-4】 | http://www.junshin.org/sougou_johokokai/ | |
| 内部統制の組織体制を示す図 | | |

純真学園大学

| | | |
|------------------------|---|------------|
| 【6-1-5】 | 次年度以降整備予定 | |
| 内部統制に関する規則 | | |
| 【6-1-6】 | 内部統制システム整備の基本方針 (121) | |
| 【6-1-7】 | 学校法人純真学園 コンプライアンス規程 (122) | |
| 【6-1-8】 | 学校法人純真学園 理事会運営規則 (123) | |
| 【6-1-9】 | 学校法人純真学園 評議員会運営規則 (124) | |
| 【6-1-10】 | 学校法人純真学園 文書管理規程 (108) | |
| 【6-1-11】 | 学校法人純真学園 職務及び決裁権限規程 (125) | |
| 【6-1-12】 | 学校法人純真学園 監事監査規程 (118) | |
| 【6-1-13】 | 学校法人純真学園 内部監査規程 (119) | |
| 【6-1-14】 | 学校法人純真学園 内部通報規程 (126) | |
| ハラスメント防止に関する規則 | | |
| 【6-1-15】 | 学校法人純真学園 ハラスメント取扱い規程 (212) | |
| 個人情報保護に関する規則 | | |
| 【6-1-16】 | 純真学園プライバシーポリシー | |
| 危機管理に関する方針・規則 | | |
| 【6-1-17】 | 純真学園 危機管理マニュアル (第1部) | |
| 危機管理に関するマニュアル | | |
| 【6-1-18】 | 純真学園 危機管理マニュアル (第2部) | 6-1-17 に同じ |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【6-1-a】 | ガバナンス・コード | |
| 【6-1-b】 | 学校法人純真学園 就業規則第32条、第39条 (201) | |
| 【6-1-c】 | 純真学園大学 競争的資金等の取扱い規程 (大-1008) | 5-4-6 に同じ |
| 【6-1-d】 | 純真学園大学 排水水および廃棄物管理規程 (大-902) | |
| 【6-1-e】 | 学生生活スタートブック 学生生活は危険がいっぱい | |
| 【6-1-f】 | 健康管理センターのご案内 | |
| 【6-1-g】 | 学校法人純真学園 個人情報保護に関する規程 (120-1) | |
| 【6-1-h】 | 臨地実習要綱(新カリキュラム版) 2024年度(看護学科) pp. 6-7、p. 26 | 4-2-n に同じ |
| 【6-1-i】 | 臨床実習要項(指導者用、放射線技術科学科) pp. 10-11 | |
| 【6-1-j】 | 検査科学科の教育課程を修める上で知りえた個人情報の守秘義務について(説明書・誓約書) | |
| 【6-1-k】 | 臨床実習指導要領(医療工学科) pp. 2-3 | 4-2-x に同じ |
| 【6-1-l】 | 純真学園大学 放射線障害予防規程 (大-901) | |
| 【6-1-m】 | 純真学園大学 放射線安全管理委員会規程 (大-317) | |
| 【6-1-n】 | 純真学園大学 遺伝子組換え実験安全管理規程 (大-314) | |
| 【6-1-o】 | 遺伝子組み換え実験安全の手引き | |
| 【6-1-p】 | 遺伝子組み換え実験を始める前に | |
| 【6-1-q】 | 建物の耐震化率(令和7年4月1日現在) | 3-5-18 に同じ |
| 【6-1-r】 | 大地震対応マニュアル(学生配布用) | |
| 【6-1-s】 | 地震対応のフローチャート | |
| 6-2. 理事会の機能 | | |
| 法人の意思決定に関する組織図 | | |
| 【6-2-1】 | 次年度以降整備予定 | |
| 予算・決算を承認した際の理事会の議事録 | | |
| 【6-2-2】 | 令和6年度第10回理事会議事録 | |
| 【6-2-3】 | 令和7年度第1回理事会議事録 | |
| 理事を選任する会議体の規則 | | |
| 【6-2-4】 | 寄附行為 | 資料F-1を参照 |

純真学園大学

| | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------|
| 理事を選任した際の会議体の議事録 | | |
| 【6-2-5】 | 令和7年度第1回理事会議事録 | 6-2-3に同じ |
| 中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録 | | |
| 【6-2-6】 | 令和6年度第10回理事会議事録 | 6-2-2に同じ |
| 理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書 | | |
| 【6-2-7】 | 令和7年度第3回理事会議事録 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【6-2-a】 | 理事会運営規則 第4条(123) | 6-1-8に同じ |
| 【6-2-b】 | 理事・評議員名簿(令和7年5月1日現在) | 資料F-11を参照 |
| 【6-2-c】 | 学校法人純真学園 組織規程(102) | |
| 【6-2-d】 | 純真学園大学 5ヶ年計画(令和2~6年度) | 資料F-9を参照 |
| 【6-2-e】 | 純真学園大学 教授会規程(大-202) | 4-1-10に同じ |
| 【6-2-f】 | 純真学園大学大学院 研究科委員会規程(院-201) | 4-1-12に同じ |
| 【6-2-g】 | 純真学園大学 大学運営会議規程(大-214) | 1-1-2に同じ |
| 【6-2-h】 | 純真学園大学 学部運営会議規程(大-203) | |
| 【6-2-i】 | 純真学園大学大学院 研究科運営会議規程(院-202) | |
| 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能 | | |
| 評議員を選任した際の会議体の議事録 | | |
| 【6-3-1】 | 令和7年度第1回理事会議事録 | 6-2-3に同じ |
| 【6-3-2】 | 令和7年度第1回評議員会議事録 | |
| 監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録 | | |
| 【6-3-3】 | 令和7年度第1回評議員会議事録 | 6-3-2に同じ |
| 予算・決算を審議した際の評議員会の議事録 | | |
| 【6-3-4】 | 令和6年度第10回理事会議事録 | 6-2-2に同じ |
| 【6-3-5】 | 令和7年度第1回理事会議事録 | 6-2-3に同じ |
| 監事監査に関する規則 | | |
| 【6-3-6】 | 令和7年度第1回評議員会議事録 | 6-3-2に同じ |
| 監事監査計画書 | | |
| 【6-3-7】 | 令和7年度監事監査計画書 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【6-3-a】 | 学校法人純真学園 評議員会運営規則(124) | |
| 【6-3-b】 | 理事・評議員名簿(令和7年5月1日現在) | 6-2-bに同じ |
| 【6-3-c】 | 学校法人純真学園 事務組織規則第4条第29号(103) | |
| 6-4. 財務基盤と収支 | | |
| 予算編成方針 | | |
| 【6-4-1】 | 予算策定方針(令和6年度補正予算、令和7年度当初予算) | |
| 財務計画書 | | |
| 【6-4-2】 | R7-11年中期財務計画書 | |
| 外部資金導入の実績 | | |
| 【6-4-3】 | 令和6年度 外部資金応募獲得実績一覧 | 5-4-12に同じ |
| 資産運用に関する規則 | | |
| 【6-4-4】 | 学校法人純真学園 資産運用に関する取扱基準(307) | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| | 該当なし | |
| 6-5. 会計 | | |
| 経理に関する規則 | | |
| 【6-5-1】 | 学校法人純真学園 経理規程(301) | |
| 【6-5-2】 | 学校法人純真学園 経理規程施行細則(302) | |

| | | |
|------------------------|-----------------------------|------------|
| 会計監査人の選任に関する規則 | | |
| 【6-5-3】 | 寄附行為 | 資料 F-1 を参照 |
| 会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など | | |
| 【6-5-4】 | 監査概要書 | |
| 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料 | | |
| 【6-5-a】 | 学校法人純真学園 固定資産及び物品管理規程 (306) | |

基準 A. 地域貢献

| 基準項目 | | |
|---------------|---------------------------------|------------------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| A-1. 地域への貢献 | | |
| 【A-1-1】 | 純真学園大学 広報委員会規程 (大-304) | |
| 【A-1-2】 | 「ボランティア」シラバス | 資料 F-13 (学部) に掲載 |
| 【A-1-3】 | 令和6年度 主なボランティア一覧 | |
| 【A-1-4】 | 福岡市南区大学連絡会議構成校と福岡市南区との連携に関する協定書 | |
| 【A-1-5】 | 純真学園大学と福岡市南区との連携協定書に関する覚書 | |
| 【A-1-6】 | 大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書 | |
| 【A-1-7】 | 公開講座 2024 ママとパパのための育児体験教室 (チラシ) | 4-2-r に同じ |
| 【A-1-8】 | 『純真の翼』第12号 p.32 | 5-3-b に同じ |
| 【A-1-9】 | 大規模災害時における純真学園施設の使用に関する協定書 (写し) | |
| 【A-1-10】 | 本学教員の学会活動・社会貢献活動 | |
| A-2. 地域への情報発信 | | |
| 【A-2-1】 | 『純真の翼』第12号 p.35 | 5-3-b に同じ |
| 【A-2-2】 | 『純真の翼』第12号 p.34 | 5-3-b に同じ |
| 【A-2-3】 | 『純真の翼』第12号 p.36 | 5-3-b に同じ |
| 【A-2-4】 | 『純真の翼』第12号 p.33 | 5-3-b に同じ |
| 【A-2-5】 | 『純真の翼』第12号 p.31 | 5-3-b に同じ |

基準 B. 自校教育

| 基準項目 | | |
|-----------|-------------------|-----------|
| コード | 該当する資料名及び該当ページ | 備考 |
| B-1. 自校教育 | | |
| 【B-1-1】 | 純真学概念図 (2022年度以降) | |
| 【B-1-2】 | 『純真の翼』第12号 p.10 | 5-3-b に同じ |
| 【B-1-3】 | 純真学専門部会 総括 | 2-3-b に同じ |

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。

令和7年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書

| | |
|-----|-----------|
| 発行日 | 令和8年3月31日 |
|-----|-----------|

| | |
|--------|---|
| 編集・発行 | 純真学園大学 〒815-8510 福岡県福岡市南区筑紫丘 1-1-1 |
| 電話 | 092-554-1255 (代表) |
| FAX | 092-552-2707 |
| E-mail | ir@junshin-u.ac.jp |
| URL | http://www.junshin-u.ac.jp/ |
| 印刷 | 株式会社九州カスタム印刷 |
